

法科大学院点検・評価報告書

2017（平成 29）年 4 月

慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）

目次

| | |
|---|----|
| <序章> | 9 |
| <本章> | 10 |
| 1 理念・目的及び教育目標 | 10 |
| [現状の説明] | 10 |
| 1-1 理念・目的及び教育目標の設定並びに学則等への明記 | 10 |
| 1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性 | 10 |
| 1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知 | 10 |
| [点検・評価（長所と問題点）] | 11 |
| 【1-1】 | 11 |
| 【1-2】 | 11 |
| 【1-3】 | 11 |
| [将来への取組み・まとめ] | 12 |
| 【1-1】、【1-2】 | 12 |
| 2 教育内容・方法・成果 | 13 |
| 2-1(1) 教育課程・教育内容 | 13 |
| [現状の説明] | 13 |
| 2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知 | 13 |
| 2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成 | 13 |
| 2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性 | 15 |
| 2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮 | 16 |
| 2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置 | 17 |
| 2-6 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重 | 18 |
| 2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫 | 19 |
| 2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設 | 19 |
| 2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれらの内容を含む科目の開設 | 20 |
| 2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設 | 21 |
| 2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制 | 21 |
| 2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導 | 23 |
| 2-13 各授業科目の単位数の適切な設定 | 24 |
| 2-14 1年間の授業期間の適切な設定 | 24 |
| 2-15 授業科目の実施期間の単位 | 25 |

| | | |
|-------|--|----|
| 2-16 | 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮 | 25 |
| 2-17 | 履修科目登録の適切な上限設定 | 26 |
| 2-18 | 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性 .. | 26 |
| 2-19 | 在学期間の短縮の適切性 | 27 |
| 2-20 | 法学既修者の課程修了の要件 | 28 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 29 |
| | 【2-1】 | 29 |
| | 【2-2】 | 29 |
| | 【2-3】 | 29 |
| | 【2-4】 | 30 |
| | 【2-6】 | 30 |
| | 【2-8】 | 30 |
| | 【2-10】【2-11】 | 30 |
| | 【2-12】 | 31 |
| | 【2-16】 | 31 |
| | 【2-18】 | 31 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 32 |
| | 【2-2】 | 32 |
| | 【2-5】 | 32 |
| | 【2-10】【2-11】 | 32 |
| | 【2-16】 | 33 |
| | 【2-18】 | 33 |
| | 【2-19】 | 33 |
| 2-(2) | 教育方法 | 34 |
| | [現状の説明] | 34 |
| 2-21 | 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施 | 34 |
| 2-22 | 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援 | 35 |
| 2-23 | アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施 | 35 |
| 2-24 | 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重 | 36 |
| 2-25 | 授業計画等の明示 | 37 |
| 2-26 | シラバスに従った適切な授業の実施 | 37 |
| 2-27 | 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施 | 38 |
| 2-28 | 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重 | 38 |
| 2-29 | 少人数教育の実施状況 | 39 |
| 2-30 | 各法律基本科目における学生数の適切な設定 | 39 |
| 2-31 | 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 | 39 |
| 2-32 | 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示 | 40 |

| | | |
|---------------|--------------------------------|----|
| 2-33 | 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 | 40 |
| 2-34 | 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 | 41 |
| 2-35 | 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施 | 42 |
| 2-36 | 進級を制限する措置 | 42 |
| 2-37 | 進級制限の代替措置の適切性 | 43 |
| 2-38 | FD体制の整備及びその実施 | 43 |
| 2-39 | 学生による授業評価 | 44 |
| 2-40 | FD活動の有効性 | 45 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 45 |
| 【2-21】 | | 45 |
| 【2-22】 | | 45 |
| 【2-23】 | | 46 |
| 【2-24】 | | 46 |
| 【2-25】 | | 46 |
| 【2-26】 | | 46 |
| 【2-29】 | | 47 |
| 【2-32】 【2-33】 | | 47 |
| 【2-34】 | | 47 |
| 【2-35】 | | 47 |
| 【2-36】 | | 47 |
| 【2-38】 | | 48 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 48 |
| 【2-21】 | | 48 |
| 【2-25】 | | 48 |
| 【2-27】 | | 48 |
| 【2-36】 | | 48 |
| 2-(3) 成果 | | 49 |
| | [現状の説明] | 49 |
| 2-41 | 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性 | 49 |
| 2-42 | 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証 | 50 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 52 |
| 【2-41】 | | 52 |
| 【2-42】 | | 52 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 52 |
| 【2-41】 | | 52 |
| 3 教員組織 | | 53 |
| | [現状の説明] | 53 |
| 3-1 | 専任教員数に関する法令上の基準 | 53 |

| | | |
|------|--|----|
| 3-2 | 法令上必要とされる専任教員数における教授の数 | 53 |
| 3-3 | 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備 | 53 |
| 3-4 | 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数 | 53 |
| 3-5 | 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置 | 54 |
| 3-6 | 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置 | 54 |
| 3-7 | 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置 | 55 |
| 3-8 | 専任教員の年齢構成 | 55 |
| 3-9 | 専任教員の男女構成比率の配慮 | 55 |
| 3-10 | 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮 | 56 |
| 3-11 | 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用 | 56 |
| 3-12 | 専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する仕組みの整備 | 57 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 59 |
| | 【3-4】 | 59 |
| | 【3-5】 | 59 |
| | 【3-6】 | 59 |
| | 【3-10】 | 59 |
| | [将来への取り組み・まとめ] | 59 |
| | 【3-12】 | 59 |
| 4 | 学生の受け入れ | 60 |
| | [現状の説明] | 60 |
| 4-1 | 学生の受け入れ方針の設定及びその公表 | 60 |
| 4-2 | 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表 | 60 |
| 4-3 | 学生の適確かつ客観的な受け入れ | 63 |
| 4-4 | 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保 | 64 |
| 4-5 | 適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価 | 65 |
| 4-6 | 法学既修者の認定基準・方法及びその公表 | 65 |
| 4-7 | 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係 | 66 |
| 4-8 | 公平な入学者選抜 | 67 |
| 4-9 | 入学者選抜における競争性の確保 | 67 |
| 4-10 | 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮 | 68 |
| 4-11 | 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表 | 68 |
| 4-12 | 障がいのある者への適正な配慮 | 70 |
| 4-13 | 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 | 71 |

| | | |
|------|---|----|
| 4-14 | 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 | 71 |
| 4-15 | 責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施 | 73 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 74 |
| | 【4-1】 【4-2】 【4-3】 【4-4】 【4-5】 【4-6】 【4-7】 ... | 74 |
| | 【4-8】 【4-9】 【4-13】 【4-14】 | 74 |
| | 【4-10】 【4-11】 | 75 |
| | 【4-15】 | 75 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 76 |
| | 【4-1】 【4-2】 【4-3】 【4-4】 【4-5】 【4-6】 【4-7】 ... | 76 |
| | 【4-8】 【4-9】 【4-13】 【4-14】 | 76 |
| | 【4-10】 【4-11】 | 76 |
| 5 | 学生支援 | 77 |
| | [現状の説明] | 77 |
| 5-1 | 身心の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施 | 77 |
| 5-2 | 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知 | 77 |
| 5-3 | 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備 | 78 |
| 5-4 | 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備 | 78 |
| 5-5 | 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等 | 79 |
| 5-6 | 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備 | 80 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 81 |
| | 【5-1】 | 81 |
| | 【5-2】 | 81 |
| | 【5-3】 | 81 |
| | 【5-5】 | 81 |
| | 【5-6】 | 82 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 82 |
| | 【5-1】 | 82 |
| | 【5-2】 | 82 |
| | 【5-3】 | 82 |
| 6 | 教育研究等環境 | 83 |
| | [現状の説明] | 83 |
| 6-1 | 講義室、演習室その他の施設・設備の整備 | 83 |
| 6-2 | 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保 | 84 |
| 6-3 | 障がいのある者のための施設・設備の整備 | 84 |
| 6-4 | 情報インフラストラクチャーの整備 | 85 |
| 6-5 | 教育研究に資する人的支援体制の適切な整備 | 85 |
| 6-6 | 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備 | 86 |

| | | |
|------|--------------------------------------|----|
| 6-7 | 図書館の開館時間 | 86 |
| 6-8 | 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備 | 87 |
| 6-9 | 専任教員の授業担当時間の適切性 | 87 |
| 6-10 | 各専任教員に対する個別研究室の用意 | 87 |
| 6-11 | 教員の研究活動に必要な機会の保障 | 88 |
| 6-12 | 専任教員への個人研究費の適切な配分 | 88 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 89 |
| | 【6-2】 | 89 |
| | 【6-4】 | 89 |
| | 【6-6】 | 89 |
| | 【6-7】 | 89 |
| | 【6-11】 | 89 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 89 |
| | 【6-2】 | 89 |
| | 【6-7】 | 90 |
| 7 | 管理運営 | 91 |
| | [現状の説明] | 91 |
| 7-1 | 管理運営のための固有の組織体制の整備 | 91 |
| 7-2 | 管理運営に関する規程等の整備及びその運用 | 91 |
| 7-3 | 法科大学院固有の管理運営を行なう専任教員組織の長の任免等の適切性 | 93 |
| 7-4 | 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担 | 93 |
| 7-5 | 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保 | 94 |
| 7-6 | 事務組織の整備及び職員配置 | 95 |
| 7-7 | 事務組織と教学組織との有機的な連携 | 95 |
| 7-8 | 事務組織の企画・立案機能 | 96 |
| 7-9 | 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み | 96 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 96 |
| | 【7-4】 | 96 |
| | 【7-5】 | 97 |
| | 【7-6】 | 97 |
| | 【7-7】 | 97 |
| | 【7-1】 | 97 |
| | 【7-2】 | 97 |
| 8 | 点検・評価、情報公開 | 98 |
| | [現状の説明] | 98 |
| 8-1 | 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施 | 98 |
| 8-2 | 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備 | 98 |

| | | |
|----------|-----------------------------|-----|
| 8-3 | 認証評価機関等からの指摘事項への対応 | 99 |
| 8-4 | 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開 | 104 |
| 8-5 | 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備 | 104 |
| 8-6 | 自己点検・評価の結果の公表 | 105 |
| 8-7 | 認証評価結果の公表 | 105 |
| | [点検・評価（長所と問題点）] | 105 |
| | 【8-4】 | 105 |
| | 【8-5】 | 105 |
| | [将来への取組み・まとめ] | 106 |
| | 【8-1】、【8-6】 | 106 |
| | 【8-5】 | 106 |
| 9 | 特色ある取組み | 107 |
| | [現状の説明] | 107 |
| 9-1 | 特色ある教育研究活動の実施 | 107 |

＜序章＞

慶應義塾大学大学院法務研究科（慶應義塾大学法科大学院）は、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指して、2004（平成16）年4月に開学した。

この間、本研究科では、現在に至るまで13年間に及ぶ教育・研究の実績をあげるとともに、2006（平成18）年3月以降、計2,413名の修了生（第1期修了生173名、第2期234名、第3期239名、第4期232名、第5期240名、第6期224名、第7期219名、第8期232名、第9期216名、第10期196名、第11期208名）を輩出したが、そのうち1,782名（2016年合格者155名を含む）が新司法試験または司法試験に合格し、将来を嘱望される法曹として活動を開始しており、実に修了生の7割以上が法曹として活躍していることになる。

また、本研究科の修了生は、単に司法試験に合格して職業法曹の資格を得るだけでなく、その後に高度な能力を有する職業法曹として活躍する基本的な素養・能力も身につけていると自負している。そのことは、修了生たちが、基本法律科目の授業科目を通じて身につけた法的素養・能力を、ワークショップ・プログラムを中心とする多彩な選択科目の履修によって磨き上げるという本研究科のカリキュラムを履修し、厳格な成績評価制度の下で単位を修得し、修了要件を満たすという要請に応えた結果でもある。

このように高度な能力を有する多数の職業法曹を世に送り続けるためには、研究教育機関としての本研究科の絶え間なき自己研鑽が必要となることは言うまでもない。そしてその研鑽の成果は、本研究科自身による評価・点検と厳格な外部評価を受けることにより、一層確実なものとして定着する。とりわけ認証評価を受けることにより、本研究科の自己研鑽の成果を客観的に社会に発信することが可能になる。

このような認識に基づき、本研究科は、学校教育法第109条第3項および連携法第5条に規定する認証評価を受けるべく、本研究科の水準の向上をはかり、適格認定を通じて本研究科の質を社会に対して広く保証することを目的として、財団法人大学基準協会（2012（平成24）年度からは公益財団法人大学基準協会）に2007（平成19）年度および2012（平成24）年度の法科大学院認証評価の申請を行い、適格認定の評価を受けた。

その後、5年が経過したことから、本研究科は、その間の教育・研究活動につき自己点検・評価を行い、2017（平成29）年度の法科大学院認証評価を申請するものである。

<本章>

1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明]

【理念・目的及び教育目標の設定及びその適切性】

1-1 理念・目的及び教育目標の設定並びに学則等への明記

理念・目的及び教育目標の明確な設定については、まず、本「大学院法務研究科学則」第1条において、「本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこと」を目的とするとされ、次いで、「法科大学院パンフレット」では、慶應義塾大学大学院法務研究科では、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指すことが表明されており、理念・目的ならびに教育目標が明確に設定されている。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院法務研究科学則（第1条）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017年度版（p. 3）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「法科大学院概要—教育理念」（<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>）

1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性

理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性については、上記理念・目的及び教育目標は、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的」とするとの「連携法」第1条が掲げる法科大学院制度の目的、および同法第2条が目指す「多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹」の養成という法曹養成の基本理念に適合している。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院法務研究科学則（第1条）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017年度版（p. 3）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「法科大学院概要—教育理念」（<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>）

【理念・目的及び教育目標の周知】

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知

理念・目的及び教育目標の学内周知については、本研究科の掲げる「国際性、学際性、先端性」という3つの理念、及び、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指すという教育目標が、学生にも教職員にも以下のとおり周知されている。まず、学生に対し

では、新入学生に対するオリエンテーションや履修ガイダンスの際に繰り返し周知され、「法科大学院パンフレット」や「法務研究科（法科大学院）履修案内」においても、特に、理念・目的ならびに教育目標とカリキュラムとの密接な関連性が説明されている。大学のサイトにおいても、明記され公開されているところである。

これらに加え、たとえば「履修案内」の中の履修要項において、具体的な科目の履修に際して理念・目的ならびに教育目標の周知が徹底して行われている。

また、教職員に対しても、上記「法科大学院パンフレット」や「法務研究科（法科大学院）履修案内」を毎年度配付して、理念・目的ならびに教育目標が繰り返し周知されている。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科（法科大学院）履修案内 平成 28 年度（2016 年度）（p. 18）
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 年度版（p. 3、14）
- ・平成 29（2017）年度慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（p. 2）
- ・本研究科サイト（<http://www.ls.keio.ac.jp/>）

【点検・評価（長所と問題点）】

【1-1】

理念・目的及び教育目標の明確な設定については、上記のとおり、まず学則の第1条において目的が明確にされるとともに、法科大学院パンフレットおよび法科大学院概要において、「国際性、学際性、先端性」という理念ならびに教育目標が十分に明確に設定されていると評価できる。

【1-2】

理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性についても、「連携法」第1条が掲げる法科大学院制度の目的、および同法第2条が掲げる法曹養成の基本理念に適合していると評価できる。

【1-3】

理念・目的及び教育目標の学内周知についても、「法科大学院パンフレット」や「法務研究科（法科大学院）履修案内」の配布および新入生オリエンテーションや履修ガイダンスなどの機会での説明を通して、周知が徹底されていると評価できる。

[将来への取組み・まとめ]

【1-1】、【1-2】

理念・目的及び教育目標の設定、その法科大学院制度への適合性については、上記のとおり適切と考えるが、今後は、これらの理念・目的及び教育目標を個々の授業科目においてどのように具体化すべきかの検討に一層取り組む必要がある。

本研究科は、法科大学院協会が2010（平成22）年9月に公表した「法科大学院における『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）』に準拠しつつ、2013（平成25）年3月に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」を策定し、法務研究科内で周知している。個々の授業科目の内容は、この『固有の到達目標』（第一次案）に沿うものでなければならず、この点を常に確認する取組が必要である。

他方、本研究科は、開設以来、多彩な選択科目を通して、「国際性・学際性・先端性」の理念の実現という側面に重点を置き、成果を得てきたが、今後は、この理念・目的及び教育目標の下で、法律基本科目と実務基礎科目による法曹に必要な基礎的な素養の涵養とのバランスをチェックするシステム作りをする必要がある。

（根拠・参考資料）

- ・「慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」（第一次案）」

2 教育内容・方法・成果

2-1(1) 教育課程・教育内容

[現状の説明]

【教育課程の編成】

2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

本研究科においては、教育の理念・目的、および、アドミッション・ポリシーは明文化されていたものの、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、教員間では一定の内容が共有されていたが、これを明文化したものはなかったため、従来から教員間で共有されていた学位授与方針および教育仮定の編成・実施方針を明文化することとした。具体的には、2016（平成28）年9月12日の研究科委員会で「ディプロマ・ポリシー案」および「カリキュラム・ポリシー案」を審議、可決し、2016（平成28）年10月13日に本研究科サイト上で公開して、学生への周知を図った。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-06）（議題6）
- ・本研究科サイト（<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>）

2-2 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成

教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成について。

まず、「職業法曹に不可欠な基本的法知識と法的思考能力を確実に修得させるとともに、それらの運用にあたって必要となる高い倫理性を身につけさせる。」という点については、公法系、民事系、刑事系の3分野において、個別法（憲法ⅠⅡ、民法Ⅰ～Ⅴ、会社法、民事手続法ⅠⅡ、刑法ⅠⅡ、刑事訴訟法、行政法）、個別法の発展科目（憲法総合、行政法総合、民法総合ⅠⅡ、商法総合ⅠⅡ、民事手続法総合、刑法総合、刑事訴訟法総合）、分野横断的な総合科目（公法総合ⅠⅡ、民事法総合ⅠⅡ、刑事法総合ⅠⅡ）と段階的に手厚く科目展開をしてこれらをすべて必修科目とすることにより、職業法曹に不可欠な基本的法知識と法的思考能力を確実に修得させることとし、かつ、法曹倫理2単位を必修科目として、必要とされる高い倫理性を身につけさせている。なお、民法総合、商法総合など多くの科目において研究者教員に加えて実務家教員が担当者に含まれており、学生はこれらの実務家教員から、各科目の授業を通じて、職業法曹に必要な高い倫理性に関わる知識や姿勢を学ぶ機会を得ている。

次に、「社会の多様化、グローバル化、高度専門技術化に対応する職業法曹に求められる、先端性、国際性、学際性の観点から、多様性に富んだ法教育を行なう。」という点については、公法系（6科目）、民事系（24科目）、刑事系（4科目）、社会法系（13科目）、国際系（16科目）、学際系（11科目）、外国法基礎系（11科目）、グローバル系（15科目）の8分野計100科目の展開・先端科目を展開するほか、学期ごとに多数の「テーマ

演習」「テーマ研究」を開講し、先端性、国際性、学際性の観点から多様性に富んだ法教育を行なっている。

最後に、「教員と学生が集う場としての教育を提供し、相互の議論を通じた法教育の発展を目指す。」という点については、多くの科目で双方向・多方向な手法を取り入れて学生と教員、または学生どうしの中で活発な議論を行なっていることに加え、多くの「テーマ演習」「テーマ研究」では少人数の授業で学生・教員間および学生間の議論が行なわれている。さらに、「公共政策」「企業内リーガルセッション」「起業と法」「国際法務」「法整備支援」の5分野について「フォーラム・プログラム」の授業科目を展開し、まさに、「教員と学生が集う場としての教育」を実践している。

教育課程の体系的な編成について。

上述のとおり、法律基本科目については、公法系、民事系、刑事法系の3分野において、個別法、個別法の発展科目、分野横断的な総合科目と段階的に体系的な科目を展開している。

また、選択科目についても、扱う範囲の広い「租税法」「知的財産法」「労働法」「倒産法」については、それぞれ、「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「総合」と段階的・体系的に科目を展開し（「倒産法」は「Ⅰ」「Ⅱ」のみ）、これに準じる「国際法総合」「環境法」は「Ⅰ」「Ⅱ」を、国際私法分野については「国際私法Ⅰ」「同Ⅱ」「国際関係法（私法系）総合Ⅰ」「同Ⅱ」をそれぞれ開講し、体系的な科目展開となっている。

さらに、法律基本科目を中心として学びつつ、並行して多数の選択科目を履修できるように選択科目を展開しており、法律基本科目を中心として全体として体系性を保った科目展開としている。

法曹として備えるべき基本的素養の水準について。

カリキュラムを全体として法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、の3分野に分けて展開しているところ、まず、法律基本科目はいずれも理論と実務を架橋した重厚な内容であって、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものである。

次に、基礎法学・隣接科目については、基礎法学分野9科目、隣接分野8科目を開設しているが、いずれも基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目であり、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものである。

さらに、展開・先端科目については、当法科大学院の基本理念である先端性・国際性という観点も踏まえて、きわめて多彩かつ豊富であるとともにバランスのとれた100科目以上の科目が開設されており、いずれも法曹として備えるべき基本的素養の水準を十分に満たしたものである。

以上の点は、各授業科目のシラバスによって容易に確認できるところであるが、さらに、本研究科の独自の理念に基づく法曹教育を実現するために、2013（平成25）年3月に「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」を策定し、これらの内容を満たす授業内容としていることから明らかである。

(根拠・参照資料)

- ・平成 28 年度 (2016 年度) 法務研究科 (法科大学院) 講義要綱・シラバス (三田キャンパス)
- ・平成 28 年度法務研究科 (法科大学院) 授業時間割
- ・「慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(第一次案)」

2-3 法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性

法令が定める科目のバランスの良い開設状況及びその内容の適切性について。

ここでは、本研究科の修了要件を参照しつつ、科目の展開状況を示す。

本研究科を修了するためには、必修科目として、①法律基本科目必修科目を 59 単位、②法律実務基礎科目必修科目 10 単位、選択科目として、③法律基本科目 (選択)、④法律実務起訴科目 (選択)、⑤基礎法学・隣接科目、⑥展開・先端科目、の中から、合計で 31 単位以上の修得が要件となる (このうち「法律基本科目 (選択)」科目は 5 単位を超えて修了要件に含めることができない)。

その内容は以下のとおりである。

①法律基本科目

【公法系 (13 単位)】 憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法総合、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、公法総合Ⅰ、公法総合Ⅱ

【民事系 (31 単位)】 「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」、「民法Ⅴ」、「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」、「会社法」、「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」、「民事手続法Ⅰ」、「民事手続法Ⅱ」、「民事手続法総合」、「民事法総合Ⅰ」、「民事法総合Ⅱ」

【刑事系 (15 単位)】 「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合」、「刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」、「刑事法総合Ⅰ」、「刑事法総合Ⅱ」

②法律実務基礎科目

「法曹倫理」、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」、「要件事実論」

③法律基本科目 (選択)

「基礎演習」、「法律基本選択科目Ⅰ」、「法律基本選択科目Ⅱ」、「法律基本科目テーマ演習」、「法律基本科目テーマ研究」

④法律実務基礎科目 (選択)

「涉外実務基礎」、「法律文書作成 (基礎)」、「エクスターンシップ (法律事務所)」、「エクスターンシップ (官庁・企業等)」、「エクスターンシップ (海外)」

⑤基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目については、基礎法学分野 9 科目、隣接分野 8 科目を開設しているが、いずれも基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目であり、本研究科の基本理念である学際性という理念も踏まえたものとなっている。これらから 4 単位以上を習得することが修了要件となる。

⑥展開・先端科目

展開・先端科目については、当法科大学院の基本理念である先端性・国際性という観点も踏まえて、きわめて多彩かつ豊富であるとともにバランスのとれた 100 科目以上の科目が開設されている。具体的には、科目の性質に応じた分類がなされる 8 分野、すなわち、公法系（6 科目）、民事系（24 科目）、刑事系（4 科目）、社会法系（13 科目）、国際系（16 科目）、学際系（11 科目）、外国法基礎系（11 科目）、グローバル系（15 科目）の計 100 科目と、「ベーシック・プログラム」5 科目・「ワークショップ・プログラム」17 科目、「フォーラム・プログラム」5 科目、並びに「テーマ演習」、「テーマ研究」及び「リサーチペーパー」となる。いずれも上記法律基本科目以外の先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目である。

以上述べたところから、法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、授業科目がバランスよく開設され、法科大学院制度の目的に即して構成されていることが分かる。

また、授業科目の内容は、それぞれの科目群にふさわしいものとなっており、そのことは各授業科目のシラバスによって容易に確認できるところであるが、さらに、授業内容が「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」の内容を満たすべきこととされている点からも明らかである。

なお、本研究科では、2011（平成 23）年度から未修者の法律基礎科目の単位数を 5 単位増やしていたが、2014（平成 26）年度に、上述した「法律基本科目（選択）」の開設に伴ってこれを原則的な 30 単位に変更した。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 6 条、第 7 条）
- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 21）
- ・平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）
- ・「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」

2-4 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、前述のように、本研究科では、修了要件総単位数 100 単位中、法律基本科目（必修）が 59 単位、法律実務基礎科目（必修）が 10 単位開講されており、これらはすべて必修科目である。また、基礎法学・隣接科目は 4 単位が修了のために必要であり、この 4 単位を含めて選択科目を合計で 31 単位以上修得することが修了要件とされている。この 31 単位中には「基本法律科目（選択）」が含まれるが、その上限は 5 単位とされており、学生が過度に基本法律科目に集中して履修することがないように配慮されている（下表参照）。

| | |
|--------|--|
| 修了要件 | 法律基礎科目（必修）59 単位 |
| 総単位数 | 法律実務基礎科目（必修）10 単位 |
| 100 単位 | 選択科目 31 単位　うち、基礎法学・隣接科目　4 単位以上 法律基本科目（選択）　5 単位以下 残りは展開・先端科目と法律実務基礎科目（選択） |

修了要件総単位数は 100 単位であり、そのうち法律基本科目（必修）が 59 単位であるので、修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率は 59% である。また、法律基本科目（選択）を最大の 5 単位履修した場合でも、修得した法律基本科目の単位数が修了要件総単位数に占める割合は 64% にとどまり、法律科目に過度に傾斜した課程編成とならいう十分に配慮された科目展開となっている。

修了要件総単位数 100 単位のうち、履修すべき法律実務基礎科目（必修）の単位数は 10 単位であり、その比率は 10.0% である。

修了要件総単位数 100 単位のうち、履修すべき選択科目は 31 単位であり、そのうち基礎法学・隣接科目を 4 単位以上履修する必要がある。残りの 27 単位には、最大で 5 単位の法律基本科目（選択）が含まれるが、かりにそれを差し引いても、最低 22 単位を展開・選択科目（法律実務基礎科目（選択）を含む）から履修することになる。法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、これらの比率は適切であり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれにも偏ることのない履修が可能となっている。

なお、本研究科においては、入学時に十分な実務経験を有すると認められたものが、当該実務経験に相当する展開・先端科目に変わり、法律基本科目を履修する制度は採用されていない。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 6 条、第 7 条）
- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 21）

2-5 授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置について、本研究科では、法律基本科目の修得を通じて法的思考力の基礎を養い、「ワークショップ・プログラム」を含む展開・先端科目による応用と深化を通じて、基礎的な法的思考力をさらに鍛錬し、法的思考の幅が広げられるようにするとともに、基礎法学・隣接科目の履修により、それを人間と社会に対する洞察力に裏づけられた学識・能力にまで高めることができるよう授業科目を配置している。

特に、法律基本科目においては、個別法（憲法 I II、民法 I ~ V、会社法、民事手続法 I II、刑法 I II、刑事訴訟法、行政法）、個別法の発展科目（憲法総合、行政法総合、民法総合 I II、商法総合 I II、民事手続法総合、刑法総合、刑事訴訟法総合）、分野横断的

な総合科目（公法総合ⅠⅡ、民事法総合ⅠⅡ、刑事法総合ⅠⅡ）と段階的な科目展開がなされており、未修者コース、既修者コースとも、学修の基盤となる法律基本科目から、それを踏まえた応用的・総合的科目へと順を追ったレベルの授業が受講できるよう系統的・段階的に授業科目が配置されている。

また、展開・先端科目においては、科目分野ごとに専門性の度合いや修得すべき知識・能力の分量に差がありうるため、「基礎（またはⅠ、Ⅱ、Ⅲなど）」、「総合」、「実務」などと内容に応じた名称を付し、体系的な科目の整理を行なうことにより、学生の理解度や興味に応じた履修を可能としている（例、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「租税法Ⅲ」「租税法総合」など）

なお、各科目の授業においては、事前の十分な予習を当然の前提とし、授業において双方向的（教員と学生間）・多方向的（学生相互間）手法を用いたインテンシブな少人数教育を原則としている。

（根拠・参照資料）

- ・平成28年度（2016年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）
- ・大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p.21）
- ・平成28年度法務研究科（法科大学院）授業時間割

2-6 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するもの

のようになっていないかという点について、本研究科では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省と再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えてきた。これらの「再発予防策」および「ガイドライン」の実効性を担保するために、再発防止委員会が設置されている。

なお、上記の「ガイドライン」については、不適正行為の再発防止の趣旨目的を堅持しつつ、「グレーゾーン」を廃して教育上の萎縮効果を排除すべく、平成25年4月に運用方針の一層の明確化をはかった。これらに加え、司法試験委員による問題漏洩事件に端を発した一連の動きの中で、「慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）司法試験考査委員たる教員の倫理規程」を平成28年9月に制定し、同月22日から施行している。

本研究科における授業内容が過度に司法試験受験対策に偏したものでないことは、各科目のシラバスにより明らかであるが、さらに、本研究科では、上述の「再発予防策」「ガイドライン」は毎年度最初（4月）の研究科委員会で内容を確認するなどして新任教員にもその内容を周知徹底させるとともに、各教員には、授業等で用いたレポート課題などの再発防止委員会への提出を義務づけ、委員会においてその内容をチェックするなどの仕組みを設けており、これらを通して司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎み、か

つ、司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、厳しい態度でこれを徹底させている。

(根拠・参照資料)

- ・「慶應義塾大学大学院法務研究科における再発防止の基本方針およびその見直しについて」
- ・「法務研究科教員による不適正行為の予防策」
- ・「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」
- ・「慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）司法試験考査委員たる教員の倫理規程」
- ・平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）

【法理論教育と法実務教育の架橋】

2-7 法理論教育及び法実務教育の架橋を図るための工夫

法実務教育との架橋を図るための工夫については、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、その他の選択科目を含めたすべての科目において、法実務を意識した教育が行われている。このことは、法分野ごとに策定された到達目標でも明らかにされている。また、「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」、「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」、「刑事訴訟法総合」など法律基本科目（必修）中の幾つかの科目において、研究者教員と実務家教員が分担してクラスを担当し、教材開発、授業実施方法について事前に十分な協議をなし、実務家の視点と研究者の視点の融合を図った上で授業を展開している。また、法律基本科目（必修）のうち「民事法総合Ⅰ」及び「民事法総合Ⅱ」は実務家教員だけが担当し、実務的視点に重点をおいて講義を行なっている。選択科目でも、「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「フォーラム・プログラム」をはじめ、多くの科目において実務家教員と研究者教員の共同担当が実施されている。

(根拠・参照資料)

- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）(p. 18)
- ・平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）

【法律実務基礎科目】

2-8 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法律実務基礎科目については、第 2 学年における必須科目として、「要件事実論（2 単位）」が、また、第 3 学年における必須科目として、「法曹倫理」（2 単位）、「民事実務基礎」（3 単位）及び「刑事実務基礎」（3 単位）が開設されている。これらの科目の内容について詳説すると、以下のとおりである。

「要件事実論」は、裁判官出身者を主とする実務家教員3名により、綿密な打ち合わせの上、事前に与える事例問題に即して、要件事実の意義と機能、主張・立証の構造、事実認定上の基礎的な問題等を理解させる授業を行なっている。

「法曹倫理」については、担当の実務家教員6名が、入念な打合せのうえ、設例及び参考教材を作成し、統一的な教員マニュアルに従って質疑応答方式の授業を実施している。また、担当教員全員が弁護士であるため講義内容に偏りが生じないように、裁判官及び検察官を各1回ゲスト・スピーカーに招き、それぞれ、裁判官倫理、検察官倫理の授業を行なっている。

「民事実務基礎」については、実務家教員12名（派遣裁判官2名を含む）による綿密な打ち合わせのうえ、授業における演習及び事前課題に用いるための記録教材、演習課題等、即日起案用の記録教材、模擬裁判用の記録教材等を作成し、統一的なマニュアルの下に、教員2名で1クラス（35名弱）を受け持って授業を実施している。模擬裁判に関しては、クラス毎に、担当教員2名に各3名の弁護士が加わり、証人役を演じ、学生に適宜に助言を与える方法で授業の効果的な進行をサポートしている。

「刑事実務基礎」についても、派遣裁判官、派遣検察官を含む10名の実務家教員により、「民事実務基礎」と同等の方法により授業及び模擬裁判を実施している。

さらに先端的分野における法律実務基礎科目の体系化を図るという視覚から、グローバル化した渉外業務に対応するべく、2015（平成27）年度から、従前、展開先端科目である「渉外法務ベーシックプログラム・ワークショッププログラム」（計4単位）として開講していた授業科目を組み直して、基礎的な部分を抽出し、模擬契約交渉および模擬仲裁手続を中心に、シミュレーションによる徹底的な渉外実務基礎（3単位）を開講した。なお、当該科目は2017（平成29）年度からは、Negotiation（2単位）、Arbitration（2単位）の2科目に分けて開講する予定である。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第6条第1項）
- ・平成28年度（2016年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）（p.29-32）

【法情報調査及び法文書作成】

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はこれらの内容を含む科目の開設

法情報調査及び法律文書作成については以下のとおりである。

まず、法情報調査については、入学時に行なわれるオリエンテーションにおいて法情報処理に関するプログラムへの全員参加を義務付け、パソコンによるデータベース使用法の講習等の法情報処理に関するガイダンス及び憲法・民法・刑法の判例・文献等の調査に関するガイダンスを行なうほか、各授業等において法情報調査に関する教育を適切に行なっている。さらに、法情報処理に特化した選択科目として「最新判例研究Ⅰ（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」を開設し、判例データベースの使用法の指導、これを実際に

使用した実践的な授業が実施されている（ただし、この科目の履修は在学生については、オリエンテーションにおけるプログラムだけでは不十分と感じている未修入学の学生に限定されている）。

次に、法律文書作成の指導については、必須科目である「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」の授業中、さらに「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「フォーラム・プログラム」等の一部の選択科目の授業中において実施している。第3学年の必修科目である「民法法総合Ⅰ・Ⅱ」では、法律文書作成能力の涵養を目的として、2回分の課題について自宅起案の作成を義務付け、実務家教員がこれを読んでレポート作成についての指導を行なっている。さらに、法律文書作成に特化した選択科目として、「法律文書作成（基礎）」を開設しており、これにより、学生は、法情報調査及び法律文書作成を修得するうえで、多彩な選択科目をそれぞれの得手不得手や関心に応じて履修することができるようになっている。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第6条第1項）
- ・平成28年度（2016年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス（p. 19-21、p. 29-30、p. 33、p. 136-162、p. 183）

【実習科目】

2-10 法曹としての実務的な技能及び責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

2-11 臨床実務教育の内容の適切性及びその指導における明確な責任体制

実習科目の開設並びに臨床実務教育の内容の適切性及び指導の責任体制については、第2学年における必修科目として、「要件事実（2単位）」を設置し、また模擬裁判については、第3学年における必修科目である「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」の中で、それぞれ1単位分の授業を模擬裁判に当てて実施している。

模擬裁判については、上記2-8のとおり、「民事実務基礎」においては1クラス（35名弱）につき2名の実務家教員プラス3名の弁護士が担当することにより、きめ細かい充実した指導を行なう体制をとっている。「刑事実務基礎」においても、各クラス複数の実務家教員が担当し、学生に冒頭手続から判決宣告までの全手続を実演させることにより、充実した指導を行なっている。

エクスターンシップについては、第2、3学年における選択科目として、「エクスターンシップ（法律事務所）」「エクスターンシップ（官庁・企業）」及び「エクスターンシップ（海外）」を設置している。現在、エクスターンシップ生の受け入れ先となる法律事務所、官庁、企業等の合計数は150程度あり、一度に受け入れ可能な学生数は160名を超える。各学生に対する受け入れ先の決定は、学生が事前に提出した申込書に基づいてその希望及び関心のある法律分野を勘案し、学生の適性に出来る限り適合する事務所を選定している。履修した学生の評価は、派遣した学生が提出する「エクスターンシップ報告書」、

受け入れた事務所に提出する評価票に基づいて合否を判定する方法で行なう。また、受け入れ先事務所等の適正評価も、実務家教員らからの一般的な情報提供に加え、上記の報告書及び評価票及び適宜に学生に行なうインタビュー等を通じて、毎年行なっている。

以上の体制により、当法科大学院の「エクスターンシップ」は、法曹として求められる実務的な技能及び法曹としての心構えの修得・涵養のために理想的な研修を実施するものとなっている。

ローヤリング及びリーガル・クリニックについては、現在、そのようなタイトルを冠した科目は設けていないが、実務家教員が担当する選択科目の一部において、これに相当する指導が行われている。すなわち、一般に、ローヤリング及びリーガル・クリニックは、(1) 過去の事件記録またはこれと同等の事件教材等を利用して学生にロールプレイを行わせることにより、法律相談、契約交渉、法律文書作成、証人尋問等の法律実務を指導する方法、(2) 現に進行中の事件の一部に学生を関与させることにより、同様の法律実務指導をする方法の2とおりの方法により行われるものである。このうち、(1)については、実務家教員が担当する「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「フォーラム・プログラム」及び「テーマ演習」等の一部において実施されている。ちなみに、学生は、どの科目がそのような指導をしているかについて、シラバスによって知ることができる。

次に、(2)の方法による指導は、上記の「エクスターンシップ」の派遣先である法律事務所の一部がそれぞれの研修プログラムに基づいて実施している。どの法律事務所がどのような研修を行なっているかについては、学生に対し、以前の派遣学生が作成提出した報告書の写しを閲覧させる方法で開示している。

なお、リーガル・クリニックに関しては、2013年度までは該当科目を設置せず、上述のとおり、「エクスターンシップ(法律事務所)」の実施の中で、具体的な事件に即した実務に触れることを目指してきたが、リーガル・クリニック実施の具体的な可能性を検討するため、2014年度以降、東京弁護士会と連携して、第2、3学年の希望者を対象に、夏期リーガル・クリニック(単位外)を試行するとともに、執行部及び「リーガル・クリニック検討委員会」において、引き続きリーガル・クリニックの実施方法について検討している。

また、「エクスターンシップ(法律事務所)」及び「エクスターンシップ(官庁・企業)」については、7名の実務家教員を含む8名の教員が、実務研修先(受け入れ先)の法律事務所、官庁、企業の選定、指導監督、派遣する学生の決定、派遣先での活動の指導相談、成績評価その他実質的な運営を担当している。「エクスターンシップ(海外)」についても、専任の担当教員が、実務研修先(受け入れ先)の国際協力機構(JICA)等の現地事務所、国際機関、多国籍企業などの選定、指導監督、派遣する学生の決定、成績評価等の実質的な運営を担当している。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院法務研究科学則(第6条第1項)
- ・ 大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.33-35)

- ・法務研究科（法科大学院）2016年度シラバス集（p. 29-32、p. 34-35、p. 136-162）
- ・2016年度エクスターンシップ業務進行表（案）
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017（p. 27）
- ・法科大学院法律事務所エクスターンシップについて（夏休み：2016年8月～9月）
- ・2016年度「法テラス」エクスターンシップについて
- ・法科大学院官庁エクスターンシップについて（夏休み：2016年8月～9月）
- ・法科大学院企業エクスターンシップについて（夏休み：2016年8月～9月）
- ・法科大学院海外エクスターンシップについて（春休み：2016年2月～3月）
- ・2016年度夏期法律事務所エクスターンシップエントリーシート（書式）
- ・2016年度「法テラス」エクスターンシップエントリーシート（書式）
- ・平成28年度霞が関法科大学院生インターンシップ応募に関する調査票（書式）
- ・誓約書（官庁エクスターンシップ用書式）
- ・2016年度夏期企業エクスターンシップエントリーシート（書式）
- ・2016年度夏期法律事務所エクスターンシップ履歴書および誓約書（書式）
- ・履歴書および誓約書（企業エクスターンシップ用書式）
- ・エクスターンシップ派遣決定者への注意事項（書式）
- ・エクスターンシップ報告書（法律事務所（書式））Web入力画面〔法律事務所〕
- ・2016年度夏期法テラスエクスターンシップ報告書（書式）
- ・2016年度夏期官庁エクスターンシップ報告書（書式）
- ・2016年度夏期企業エクスターンシップ報告書（書式）
- ・2016年度エクスターンシップ評価票（法律1、法テラス1、官1、企1（書式））
- ・2016年度夏 エクスターンシップ・プログラム派遣結果
- ・法律事務所における慶應義塾大学法科大学院エクスターンシップ（2016年8月・9月実施）に関するアンケート（書式）
- ・法テラスにおける慶應義塾大学法科大学院エクスターンシップ（2016年8月・9月実施）に関するアンケート（書式）
- ・霞ヶ関インターンシップにおける慶應義塾大学法科大学院エクスターンシップ（2016年8月・9月実施）に関するアンケート（書式）
- ・慶應義塾大学法科大学院エクスターンシップ（2016年8月・9月実施）に関するアンケート（書式）
- ・夏季リーガル・クリニック受講生募集のお知らせ

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応及び学生に対する適切な指導

実習科目における守秘義務について、研究科委員会は、「エクスターンシップ（法律事務所）」及び「エクスターンシップ（官庁・企業等）」を履修して法律事務所、官庁、企業等において研修するための条件として、すべての履修生に対して、守秘義務に関する誓約書の署名、提出を義務付けている。派遣に先立って、すべての履修生に対し、担当教員

による 90 分の事前指導の授業を受けることを義務付け、当該授業において、守秘義務の重要性について指導し、その際、併せて「法曹倫理」科目で学ぶ(あるいは学んだ)守秘義務について説明・記憶喚起をしている。リーガル・クリニック(試行)においても、事前説明会の際に守秘義務の重要性について指導することはもちろんのこと、実施事務所においても指導が行なわれている。

(根拠・参照資料)

- ・ 2016 年度夏期法律事務所エクスターンシップ履歴書および誓約書(書式)
- ・ 履歴書および誓約書(企業エクスターンシップ用書式)
- ・ 平成 28 年度(2016 年度)法務研究科(法科大学院)講義要綱・シラバス(三田キャンパス)(p. 34 - 35)
- ・ 大学院履修案内平成 28 年度(2016 年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p. 33-35)
- ・ 慶應 L S リーガル・クリニック申請書・誓約書

【単位及び授業期間の設定】

2-13 各授業科目の単位数の適切な設定

各授業科目の単位数の適切な設定については、通常の 2 単位科目については、学期ごとに週 1 コマ・16 週(定期試験を含む)の授業を基本的形態としつつ、いくつかの科目で隔週 2 コマ・8 回等の形態によっている。3 単位科目・1 単位科目についても、それぞれ科目の特性に配慮し、教育効果及び予習・復習に必要な時間の確保に配慮した授業の配置を行なっている。これ以外に、夏季集中科目(科目により 2 単位ないし 1 単位)、「大陸法特別講義 I、II(大陸法財団寄附講座)」(各 1 単位)、「エクスターンシップ」(1 単位)、「リサーチペーパー」(1 単位)、「上級リサーチペーパー I、II」(各 3 単位)があるが、これらの科目について、各授業科目の単位数は、授業の方法、教育効果および授業時間外に必要な学修等に照らし、いずれも適切に設定されている。

(根拠・参考資料)

- ・ 平成 28 年度(2016 年度)法務研究科(法科大学院)講義要綱・シラバス(三田キャンパス)

2-14 1 年間の授業期間の適切な設定

1 年間の授業期間の適切な設定については、春学期・秋学期のそれぞれについて、通常の講義を 15 週及び定期試験期間を 2 週の計 17 週、1 年間で 34 週とされ、これに加えて、春学期の授業開始前にガイダンス等の期間が設けられており、原則として 35 週にわたるものとするという基準に照らして適切に設定されている。

(根拠・参考資料)

- ・ 平成 28 年度(2016 年度)法務研究科(法科大学院)講義要綱・シラバス(三田キャンパス)

- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 4-5）

2-15 授業科目の実施期間の単位

各授業科目の授業の期間については、上記のように、通常の 2 単位科目（1 単位科目及び 3 単位科目を含む）において、15 週にわたる期間を単位として行われている。なお、夏季集中科目については、夏休み中に集中して授業が実施されるが、履修登録は春学期科目の履修申告と同時に行なうため、履修予定者はシラバス等により十分に予習等を行うことが可能であり、15 週にわたる通常の講義と同等の学習量が確保されるよう配慮されている。エクスターンシップについては、実習それ自体は夏休み中の 5 日以上 10 日以内の期間に集中して実施されるが、事前説明会・事前指導等を含め、一定の期間にわたる学習量が確保されるように配慮されている。

（根拠・参考資料）

- ・平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）
- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 23-24）

【課程修了の要件】

2-16 課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮については、3 年以上在学し、100 単位以上を修得すること、および、一定基準以上の GPA（1.5 以上）を取得することが課程修了の要件とされている。このように、法令上の基準である、原則として 3 年間の在学期間と 93 単位以上の修得という要件を満たしている（ただし、法学既修者については、法律基本科目 30 単位を修得済みと認定し、在学期間を 1 年短縮することが認められる）。

修了に必要な 100 単位のうち、必修科目は 69 単位であるが、第 1 学年で 30 単位、第 2 学年で 18 単位、第 3 学年で残りの 21 単位を修得すべきものと設定されており、学生の履修上の負担を配慮したものとなっている。

なお、各学年の進行に応じて適切な配慮がなされていることは、第 1 学年においては必修科目である法律基本科目の習得により基礎を固め、第 2、3 学年で展開・先端科目等の選択科目の比率を高めるという履修プロセスがとられ、各学年における履修上の負担は、量的にも質的にも過度にならないように設計されており、他方で、一定基準以上の GPA を取得することを修了要件とすることにより、修了する学生の質の確保を図っている点に現れている。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 7 条第 1 項、第 8 条、第 14 条、第 15 条第 2 項）

- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 40）

【履修科目の登録上限】

2-17 履修科目登録の適切な上限設定

履修科目登録の適切な上限設定については、各学年における履修単位数の上限が第 1 学年 36 単位、第 2 学年 36 単位、第 3 学年 44 単位となっている。文部科学省告示第 53 号第 7 条において 36 単位を標準とすることが定められているが、第 3 学年においては、学生の予習復習等の負担が加重にならない限度（8 単位）で、学生の自主的な問題意識に応じて本研究科の選択科目の特色を活用することを可能にするために上限単位数を多くしている。これは、本研究科の用意する多様な展開・先端科目等の履修を行なう機会が提供されている点に対応したもので、これにより、それぞれの学生が計画的に主体的な興味関心等に応じた教育を受けることができるように促すものとなっている。

以上のとおり、履修科目登録の上限設定は適切である。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 7 条第 4 項）
- ・法務研究科（法科大学院）履修案内 平成 28 年度（2016 年度）（p. 21-22）

【他の大学院又は入学前において修得した単位の認定】

2-18 他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、研究科委員会は、学生の特別な修学上の理由により必要と認めるときは、他の大学院など国内高等教育機関の授業科目の履修を許可することができ、当該許可を受けた授業科目については、30 単位を超えない範囲で、本研究科における授業科目の履修により習得したものとみなすことができるものとされている。すなわち、他の大学院における授業科目の履修については研究科委員会がその必要性を踏まえて許可をするものとされており、かつ、認定の上限は 30 単位である。

ただし、法学既修者として入学に際し 30 単位を認定される者については、さらに 7 単位を認定することができる（専門職大学院設置基準第 21 条 1 項但書により、本研究科の修了要件である取得単位 100 単位と 93 単位の差分の範囲内である 7 単位について、同項本文の 30 単位を超えた認定を認めたもの）。現在、この認定が認められる可能性があるのは、①留学中に修得した外国の大学院等の単位、および、②本学大学院法学研究科および経営管理研究科並びに早稲田大学大学院法務研究科および一橋大学大学院法学研究科との間で相互履修を認めている科目に限られる。留学の場合は、帰国後に学生の申請に基づき単位認定をするもので、その際に本研究科の教育水準及び教育課程としての一体性が審査される。また、本学大学院法学研究科および経営管理研究科並びに早稲田大学大学院法務

研究科および一橋大学大学院法学研究科との間で相互履修を認めている科目は、本研究科に同等の科目が存在しない科目に限られるため、これらの科目の単位を認定しても、本研究科の教育水準及び教育課程としての一体性を損なうものではない。

入学前に大学院で修得した単位の認定方法について、研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する以前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この単位認定は、「研究科委員会」が、学生の教育上有益と認めるときに限り行われるものであり、その際に、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないかが判断される。

また、この単位認定は、前記の他の大学院での修得にかかる単位認定、法学既修者の単位認定および留学の場合の単位認定をあわせて30単位を超えてはならない。このため、法律基本科目30単位が履修済みと認定される法学既修者として入学する学生には入学前に修得した単位の認定は行なわれず、入学前の修得単位が認定されうるのは、法学未修者として入学する学生に限定される。法学未修者については、他大学院において修得した単位で、法曹養成課程にふさわしい科目であると判断されるものについて、学生の申告に基づき単位認定している。

単位認定に際しては、他大学院における科目の名称と本学における対応科目の名称の同一性のみならず、シラバスの内容をも精査のうえ、学習指導委員会が中心となって原案を作成し、最終的には「研究科委員会」で個別に判断される。なお、単位認定申請を行なった場合にも、履修上限（第1学年は36単位）に変更はない。単位認定は入学年度のみ可能である。

(根拠・参照資料)

- ・大学院法務研究科学則（第8条、第10条、第11条、第24条）
- ・大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p.29-32）

【在学期間の短縮】

2-19 在学期間の短縮の適切性

在学期間の短縮の適切性については、法学既修者として出願する者に対し、原則として6科目の「法律科目試験」（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を実施し、第1学年の開設科目である法律基本科目を履修したとみなすことができる程度の基礎的な学識を備えているかどうかの判定を行なっている。法学既修者として入学した者については、入学時に第1学年設置法律基本科目30単位を修得したものとみなし、単位認定についての特別な手続等は存在していない。1年の短縮であるから、法令の基準に従った適切な短縮である。

なお、平成29年度入学者から、大学の第3年次に在学して法学既修者として出願し、4科目の「法律科目試験」（憲法、民法、刑法、商法）のみを受験して合格者を法学既修者として入学させる制度を開始した。このカテゴリーの学生は、入学前（平成29年3

月)に民事訴訟法および刑事訴訟法の認定試験を受験し、これらに合格すれば、通常の法学既修者として入学が認められるものである。もし、認定試験に不合格となった場合には、不合格となった科目について既修者として入学した1年目に、未修者第1年次に相当されている「民事手続法ⅠⅡ」(計4単位)並びに「刑事訴訟法」(3単位)の科目に相当する授業科目を履修し、その単位を修得することが修了要件に加えられる。このように、4科目の法律科目試験の受験により合格する法学既修者で入学前の認定試験に合格しなかったものについては、不合格となった科目の入学後の履修を要件としており、その点を考慮して在学期間を短縮しているものであって、適切な制度である(この場合でも、在学期間が1年間短縮される点は変わらない)。

(根拠・参照資料)

- ・大学院法務研究科学則(第8条、第11条)
- ・大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.40)
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017(p.31-32)

【法学既修者の課程修了の要件】

2-20 法学既修者の課程修了の要件

法学既修者の課程修了の要件については、次のとおりである。

第1に、本研究科における課程修了要件は、3年以上在学し、100単位以上を修得すること、および、一定基準以上のGPA(1.5以上)を取得することである。

第2に、6科目の「法律科目試験」(憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を受験し、合格して入学した法学既修者については、法律基本科目30単位を修得済みと認定し、在学期間を1年短縮することが認められることから、2年以上在学し、70単位以上を修得することが課程修了の要件となる。

第3に、大学の第3年次に在学して法学既修者として出願し、4科目の「法律科目試験」(憲法、民法、刑法、商法)のみを受験し、合格して入学した法学既修者で、入学前の認定試験に1科目または2科目が不合格となったものについては、法律基本科目を23単位以上30単位未満で研究科委員会が定める単位数を修得済みと認定し、在学期間を1年短縮することが認められるから、2年以上在学し、70単位超77単位以下を修得することが課程修了の要件となる。

以上のとおり、本研究科は、93単位を超える単位の修得を修了要件とする法科大学院に該当し、1年、37単位(93単位を超える部分(7単位)を30単位に加えたもの)を上限とするとの法令の基準に基づいて適切に設定されている。

(根拠・参照資料)

- ・大学院法務研究科学則(第7条、第8条、第15条)

〔点検・評価（長所と問題点）〕

【2-1】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを策定し、研究科サイトにおいて公開している現状に、特に問題は見当たらない。また、上記の3つのポリシーの内容は、それぞれ先導的な法科大学院である本研究科にふさわしいものと考えられる。

(根拠・参考資料)

- ・ 本研究科サイト (<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>)

【2-2】

教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成・教育内容の体系的な編成・

法曹として備えるべき基本的素養の水準については、[現状の説明] 2-2に記載したとおり、公表したカリキュラム・ポリシーに沿った内容の科目を体系的に展開し、かつ、その内容は法曹として備えるべき基本的素養の水準を十分に満たしている。特に、法律基本科目における体系的な科目展開と、非常に多数の選択科目においてきわめて高い水準の科目を提供している点は、本研究科の長所であると評価している。

【2-3】

法令が定める科目のバランスの良い開設状況及びその内容の適切性については、まず、

本研究科では「先端性・国際性・学際性」を理念に掲げているところ、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、この理念を強く意識した教育が行われており、適切な授業科目の開設がなされていると評価できる。

さらに、通常の授業よりもより少人数で、担当教員の専門性が高い領域について密度が高い学修を行なう「テーマ演習」及び「テーマ研究」や、教員の指導の下に質・量ともにまとまった論文を執筆する「リサーチペーパー」を開設し、単に実務法曹として必要な学識を身につけるにとどまらず、専門領域でのより高いスキルを獲得した人材の育成、法律学研究者を志望する人材への基本的な教育の提供に向けた試みを行なっている点は、本研究科の長所であると評価している。

なお、本研究科では、平成26年度に、上述した「法律基本科目（選択）」を開設した。これは、法律基本科目についても、多くの展開・先端科目や「テーマ演習」「テーマ研究」に対応する高度かつ専門的な内容の授業科目を設定することが望まれた反面、学生の学習が過度に法律基本科目の分野に偏ることがないようにとの配慮から行なわれたカリキュラム改編であり、これによって法律基本科目についても、専門的で高度な内容の授業をバランスよく開設することができるようになった点を長所と評価している。

(根拠・参考資料)

- ・ 大学院法務研究科学則（第6条第1項）
- ・ 平成28年度（2016年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）

- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 21-22）

【2-4】

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、[現状の説明] 2-4 に記載したとおり、法律基本科目の履修は最大でも修了要件単位数 100 単位の 64%にとどまるなど、十分な配慮がなされていると評価している。

（根拠・参考資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 7 条第 1 項）

【2-6】

再発防止委員会の活動を中心とした本研究科の体制は、単に過去の不適切行為の再発を防止する目的を超えて、法科大学院教育を理念に沿ったものとする上できわめて効果的であり、長所であると評価している。

【2-8】

法律実務基礎科目については以下の点を指摘できよう。

「要件事実論」、「法曹倫理」、「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」の 4 科目の授業は、[現状の説明]でのべたとおりの体制及び実施方法で各科目が到達目標として掲げる全ての内容を指導しており、与えられた単位内（「要件事実論」2 単位、「法曹倫理」2 単位、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」各 3 単位）で実施可能な最高水準の教育を実現できている点が長所である。これに関連する問題点としては、今後もこの方法を維持していくためには、とりわけ有能かつ適性ある教員を確保し続けることが最重要の課題となる。

問題点としては、主として時間的な制約のため、法律文書作成に関する指導に限界がある点であるが、これについては、各学生が、自分の弱点や到達度を考慮して適切な選択科目（「法律文書作成」、「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「フォーラム・プログラム」、「テーマ演習」等）を履修する等の方法で自ら補充することが期待されている。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（第 6 条第 1 項）
- ・平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）（p. 29-33、136-162）

【2-10】【2-11】

実習を目的とした科目並びにその内容の適切性及び指導の責任体制について、まず、「民事実務基礎」等必修科目および、「ワークショップ・プログラム」等の授業内で実施している実務研修は成功していると評価されるため、これを継続するためには、有能かつ適性ある担当教員を確保することが最重要の課題となる。

エクスターンシップについては、現在、エクスターンシップ生の受け入れ先となる法律事務所、官庁、企業等の合計数は150程度であり、随時派遣先数を増やしてきた。その結果、学生数の減少と相俟って2016（平成28）年度には法律事務所の受入人数が過剰となり、学生を派遣できない事務所が生じるに至った。他方、比較的多くの学生が要望するプログラム内容の研修を実施することが可能な受け入れ先の数及び受け入れ人数に限りがあることから、学生の希望どおりの受け入れ先を決定できない場合が生じるという問題は、依然として存在している。現状においては、この学生の要望と受け入れ先が提供できる研修プログラムとの間のミスマッチの解消が最大の課題と考えられるので、エクスターンシップ委員会において、様々な内容の研修を提供できる適正な受け入れ先法律事務所及び企業等を今後も継続して開拓していくことが引き続き必要である。

【2-12】

実習科目における守秘義務については、前記のとおり、「エクスターンシップ（法律事務所）」及び「エクスターンシップ（官庁・企業等）」を履修して際の指導体制は整っているが、「エクスターンシップ（海外）」については、これまで対象者がごくわずかであったことから、守秘義務に関する誓約書の署名・提出が実施されておらず、また派遣に先立つ担当教員による指導が不十分であったことから、今後は、従来から実施しているエクスターンシップと同様に実施する必要がある。

【2-16】

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮について。

2014（平成26）年度末修者入学者から、第1学年から第2学年への進級要件を厳格化し、新たに必修科目のGPA2.0以上を求めたことにより、原級者が増加するとともに、そのことが、第1学年在籍者に大きな心理的圧力を与えている点は、やや問題である。この点については、進級制度の趣旨に関する教員による適切な説明や個別の学習相談等による丁寧な対応が心掛けられているため、問題性は大幅に緩和されたと評価している。

【2-18】

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性について、2014（平成24）年度より、本学法学研究科との相互履修を実施することとなった点については、本研究科の教育水準及び教育課程の一体性を損なわないよう留意しつつ実施する必要があるが、実務と理論の架橋という点から評価に値するものと考えられる。

他方、今後は留学する学生が増えることが期待されること、留学先の大学院で修得した単位の認定について、具体的なケースにつき適切に行なえる体制を整える必要性が大きいため、この点が課題となる。

〔将来への取組み・まとめ〕

【2-2】

教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成については、法律基本科目、実務基礎科目を軸としつつ、「ワークショップ・プログラム」を頂点とする多彩な展開・先端科目を配置し、さらにそれを補強する「テーマ演習」、「テーマ研究」及び「リサーチペーパー」を置くという授業科目の大枠が完成している。また、「法律基本選択科目Ⅰ・Ⅱ」、「法律基本科目テーマ演習」、「法律基本科目テーマ研究」を法律基本科目（選択）として開設し、法律基本科目についても必修科目の枠内にとどまらず、専門的で高度な内容の授業を展開できる仕組みを整えた。

これに加えて、職業法曹の職域拡大に対応して、以前は「ワークショップ・プログラム」として設置されていた「公共政策」、「企業内リーガルセクション」、「起業と法」、「法整備支援」、および、「国際法務」の各科目を、2015（平成27）年度からは「フォーラム・プログラム」として位置付けを新たにし、担当教員、学生のみならず、外部の専門家も含めた「フォーラム型」の授業科目として、その内容を拡充したところである。

さらに、従来は「外国法系」としていた科目群を「外国法基礎系」と「グローバル系」に分けて拡充し、国際性への十分な対応を行ないつつある。前述した「法整備支援フォーラム・プログラム」および「国際法務フォーラム・プログラム」と連携した「エクスターンシップ（海外）」を2015（平成27）年度に開設したことは、国際性のさらなる発揮へとつながるものと期待される。

今後は、この枠組みの中で、各科目間の連携を深めるとともに、現代社会で生起する新たな法律問題につき迅速に対応できるような柔軟な運用を可能にする体制づくりに取り組む必要がある。

【2-5】

授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置については、在学生の留学、修了生のリカレントなどに対応できる授業科目の配置を考えることが今後の課題となる。

また、これまで行なってきたような科目の見直し・新設等を今後も継続的に行なうことに加え、現状のカリキュラム全般につき、その有効性を確認・検証した上で、なお質の向上が見込まれる部分があれば、さらにそのブラッシュアップを図るべく見直しを行なう必要がある。

【2-10】【2-11】

実習を目的とした科目に関連して、2014年度～2016年度に夏季リーガル・クリニックを試行した結果を踏まえ、「リーガル・クリニック」との科目名を冠した新たな科目を開設する必要があるか否か、そのような科目を設けるとしたら、どのようなプログラムで行なうべきか、及びその実現可能性等について、クリニック検討委員会において検討を継続している。

【2-16】

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮に関し、より厳格な進級判定という見地に立ち、2017（平成29）年度からは、第2学年から第3学年への進級に際して、必修科目GPA1.75を進級要件とする。今のところは学生数が減少しているため、第2学年において原級者が現れても、少人数教育を維持することに大きな影響はないと見通されるが、第2年次の学生に過度な心理的負担をかけないように、授業担当者やクラス担任によるきめ細かな個別学習指導などに取り組む必要がある。

【2-18】

他の大学院又は入学前において修得した単位等の認定方法の適切性、および、**入学前に大学院で修得した単位の認定方法**については、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように認定方法を定めているが、今後の具体的なケースの集積を待って、基準等の見直しを進めていきたい。

【2-19】

在学期間の短縮の適切性については、将来、グローバルに活躍できる法曹など多様な法曹の養成を目指して、国内外の教育機関とのダブル・ディグリー制度が創設された場合を念頭において、さらに在学期間を短縮する制度の構想に中期的に取り組む必要がある。

2-(2) 教育方法

[現状の説明]

【履修の指導体制の整備及びその効果的な実施】

2-2-1 履修指導の体制の整備及びその効果的な実施

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、各学生が自己の目標実現との関連で最善の科目履修を行えるよう、入学手続後・入学前の12月と3月に全体ガイダンスを実施するほか、学生の希望に基づいて個別的な学習指導の機会も設けている。この場において、法学未修者については第1学年配当科目のほとんどが必修科目であることから、彼らが初めて取り組む法律の学習が円滑に進むためのアドバイスが中心となる。一方、法学既修者については、将来の志望をも踏まえつつ、多数に上る選択科目の中からどのように計画的な履修を行なっていくかについての相談が多く寄せられる。そこで、将来の専門性を高めることに資すると考えられるワークショップ・プログラム等についても、新年度が始まる前（3月）に各科目担当者による説明会を開き、学生の個別質問にも応じている。

入学手続を済ませた入学予定者に対して、「入学予定者への事前指導文書」を配布し、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法についてそれぞれ、法学未修者・法学既修者に対して、入学までに行なうことが望ましい自主的学習についての指導を行なっている。

さらに、平成27年9月から、翌年4月に法学未修者として入学する者で希望するものに対しては、「未修チャレンジコース」の教育を行なっている。これは、入学予定者を科目等履修生として受入れ、「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」の授業を受講させるものである。その最大の趣旨は、法科大学院入学前に法科大学院の授業を受講する機会を与え、自らの適性と関心を確認させる点にある。そのため、これらの授業は6時限（18時10分～19時40分）または土曜日に開講され、社会人でも仕事を辞めずに参加できるよう、配慮されている。なお、このコースの履修により「民法Ⅰ」及び「刑法Ⅰ」の科目の単位を修得した場合には、入学前に修得した単位として入学時に単位認定するとともに、入学後に同名の科目の履修を要しないものとしている。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017（p.31）
- ・2016年度入学予定者へのご案内
- ・2016年度入学予定者への事前指導文書
- ・2016年度入学者へのご案内

【学習相談体制】

2-22 教員による学習相談体制の整備及び効果的な学習支援

教員による学習指導相談体制の整備及び効果的な学習支援については、まず、オフィス・アワーを挙げることができる。本研究科では、授業科目を担当するすべての教員（非常勤講師も含む。）に対して、オフィス・アワーを設定することを義務づけている。学生は、各教員の指定する方法（一定の時間帯を指定する場合や電子メール等でアポイントメントをとるなどの方法）に従い、教員による学習指導を受けることができる。

次いで、クラス担任制度がある。第1学年、第2学年については、「学習指導委員」を含むクラス担任を定め、履修指導を含めた学習相談に随時応じる制度が整備されている。したがって、未修クラスで入学した学生には2年間にわたってクラス担任が付き、支援を行なう体制となっている。

さらに、「学習指導委員会」が、休学・退学を含めた学生の学習相談に応じている。
(根拠・参照資料)

- ・大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）(p. 11、p. 20)
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017 (p. 26)

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施については、以下の状況である。

まずは、本研究科の修了生である若手弁護士（2016（平成28）年度は1名）が、助教（有期・非常勤）として、「学習相談会」を開催している。

次いで、同様に若手の弁護士が、助教（有期・非常勤）として、第1学年の学生を対象として、「グループ別学習支援ゼミ」を、また第2学年及び第3学年の学生を対象として、学年ごとに、「学習支援ゼミ」を、それぞれ実施している。それらのゼミは、正規の授業と連携しつつ、各科目の内容理解を促進するための支援や法律文書作成能力の指導を行なうことを目的としたものである。

「グループ別学習支援ゼミ」は、第1学年の学生の中に、いわゆる純粋未修者と、法学部出身者など法学に関する一定の予備知識がある者が混在していることに対応して、学習の進度に応じ、1つの学年を「基礎」「応用」の2つのグループに分けて実施するもので、主として「応用」を上記の若手弁護士（助教（有期・非常勤））が担当している。正規の授業の中で特に重要性の高い事項を反復し、基本的な知識・理解を確実に定着させ、基本的な事例に関する起案指導などを通じて、授業で得た知識・理解及び法的思考能力を法的文書作成へとつなげる学習の入門編としての役割を果たしている。

第2学年及び第3学年次の科目に対応する「学習支援ゼミ」では、正規授業で扱われる事例問題などを素材として、講義、起案指導の方法により、基本的な知識・理解及び法的思考能力・法的文書作成能力の向上を図っている。

2016年度は、20名の助教（有期・非常勤）が、春学期に9、秋学期に9の「グループ別学習支援ゼミ」及び「学習支援ゼミ」を開講している。それらのゼミは、複数の学生を対象とするゼミの形態をとるものではあるが、実質的には、少人数指導の中で、個別の学生のための学習相談の場としても機能している。しかし、学習支援・学習相談の一環であるとはいえ、ゼミの形態をとる以上、研究科委員会（実際には、学習指導委員会及び再発防止委員会）の監督の下、各担当者の作成したシラバスに従って実施することが要求されている。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p.20）
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017（p.26）
- ・2016年度慶應L S 1年生「学習相談会（内野）」年間概要
- ・2016年度「グループ別学習支援ゼミ（GGS）」（未修者コース1年次）について
- ・春学期学習支援ゼミ受講生の募集について
- ・秋学期学習支援ゼミ受講生の募集について
- ・秋学期 修了生支援ゼミ 受講生の募集について
- ・2016年度 グループ別学習支援ゼミシラバス
- ・2016年度 学習支援ゼミシラバス
- ・2016年度 修了生支援ゼミシラバス
- ・学習支援ゼミ2016年度春学期受講者数（5月6日時点）
- ・2016年度秋学期学習支援ゼミ・修了生ゼミ登録者数（10月6日付）

2-24 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、本研究科では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省に基づき、再発防止のための具体的取組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えている。

これらの仕組みを通して、司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎むこととし、正課外での本研究科教員による司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、厳しい態度で徹底させている。

なお、前述の「学習相談会」、「グループ別学習支援ゼミ」及び「学習支援ゼミ」については、学習指導委員会及び再発防止委員会による点検を受けつつ、適正かつ効率的な指導を行なうものとしている。特に、後二者については、「慶應義塾大学大学院法務研究科における再発防止の基本方針およびその見直しについて」（2013年4月22日）、「法務研究科教員による不適正行為の予防策」（2011年4月18日改定）、「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」（2013年4月22日改定）を遵守するため、「再発防止委員会」の監督・指導を受けるものとして、「受験指導」、す

なわち「司法試験における解答作成の方法・技術の指導」を行わないように注意しているところである。他方、裁判文書、契約文書、法律意見書、その他法律実務家に関わる文書を作成するために必要な「法律文書作成能力」（法的問題や法的事例の解決を、限られた時間内に論理的な文章により展開する能力）が必須の法曹実務能力に属することに鑑み、かかる能力が不十分と判断される履修者に対しては、積極的に「法律文書作成能力」の育成、向上を目的とする指導・訓練を行なうことが奨励されるが、その際にも、「答案練習」（司法試験での解答作成を念頭においた問題を用い、それを解答させるなどして行なう司法試験での解答作成の方法・技術を指導すること）等の「受験指導」とならないように特別な注意を払っている。担当者との打ち合わせでは、「法律文書作成能力」の指導に際しては、随時、田中豊『法律文書作成の基本』（日本評論社）に準拠して指導を行なうことを確認している。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学大学院法務研究科における再発防止の基本方針およびその見直しについて
- ・法務研究科教員による不適正行為の予防策
- ・「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」

【授業計画等の明示】

2-25 授業計画等の明示

授業計画等の明示については、全授業担当教員に、成績評価方法・基準の記載とともに、15回分（2ないし3単位科目。1単位科目は8回分）の授業内容及び成績評価の詳細を記載したシラバスの作成を義務づけ、これを「シラバス集」という冊子に製本して学生に対して配布している。また、本研究科独自の教育支援システムに全科目のシラバスを掲載し、学生は同システムにアクセスすることによって、随時閲覧することが可能である。なお、同システムには掲示板の機能もあり、教員及び学生によって積極的に利用されている。なお、シラバスはウェブサイト上にも掲載し、広く一般にも公開している。

（根拠・参照資料）

- ・2016年度法務研究科（法科大学院）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス
- ・慶應義塾大学ウェブサイト「講義要綱・シラバス」(<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>)

2-26 シラバスに従った適切な授業の実施

シラバスに従った適切な授業の実施については、各教員が最も重視しているところである。各教員の授業がどの程度シラバスに従ったものであったかは、毎学期の終了時に実施される授業評価アンケートにおいてその点を確認・評価する項目を設けており、それによって概ねの状況を知ることができる。もとよりシラバスは、授業によってはその実施の半年以上も前に執筆されるものであり、開始までの状況の変化や実際の進行状態等に合わせ適宜修正することがあり得るので、機械的にシラバスに従うことが良いとはいえないが、アンケートの結果を見る限り、ほとんどの授業はシラバスに沿って行われている。

(根拠・参照資料)

- ・授業評価アンケート結果 (学生の自由記述が掲載されている資料を含む)
- ・授業評価アンケート(書式)

【授業の方法】

2-27 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、授業科目に応じて、双方向又は多方向の討論若しくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられることが望ましいが、たとえば第1学年の法律基本科目等においては、質疑応答の前提となる知識や理解が不十分であるために双方向のやりとりを目指しても、費やした時間に見合うだけの教育的効果を期待しがたい場合があることは否定できない。そこで、学年を問わず、担当教員において、それぞれの授業科目の特性や学生の理解度等を踏まえつつ、質問の形式や内容を工夫すること等を通じて、効果的な双方向・多方向の授業を行なう努力が積み重ねられている。その実態は授業評価アンケートの結果から相当程度窺うことができる。

また、多くの授業では、レポート提出を求めたり、報告発表を課したりすることによって、学生が主体的にかかわる授業を構築・実現している。なお、授業時間中に法律文書作成指導が行われることがあるが、教員においては、そのような指導が授業内容と連続性をもち、体系的な授業のあり方と矛盾をきたさないように常に留意がなされている。

(根拠・参照資料)

- ・授業評価アンケート結果 (学生の自由記述が掲載されている資料を含む)
- ・授業評価アンケート(書式)

2-28 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、2-25で記述したとおり、全授業担当教員に、成績評価方法・基準の記載とともに、全ての回の授業内容及び成績評価の基準を記載したシラバスの作成を義務づけ、これを各年度の「法務研究科(法科大学院)講義要綱・シラバス」という冊子に製本して学生に配布している。同冊子に掲載された各科目については、それぞれ「授業の方法」が記載されているが、過度な司法試験対策であるとの疑念を抱かれるような授業方法が採用されていないことは明らかである。また、実際に、シラバスの記載に即した授業が行われていることもまた、先述したとおりである。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾大学大学院法務研究科における再発防止の基本方針およびその見直しについて
- ・「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」
- ・平成28年度(2016年度)法務研究科(法科大学院)講義要綱・シラバス

【授業を行なう学生数】

2-29 少人数教育の実施状況

少人数教育の実施状況については、一つの授業科目につき同時に授業を受講する学生数を少人数とすることを基本としている。教育課程の編成に当たっては、少人数による密度の濃い授業を通じ、将来の法律実務に必要な法的知識を習得させ、法的思考力を鍛錬すると同時に、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施することを基本的な方針としており、少人数教育の実施を前提とした教育課程の編成を行っている。

なお、選択科目においても受講者数が20名程度以下のものが多いが、科目によっては履修希望者が集中することがある。その場合、抽選によって選抜を実施している。

(根拠・参照資料)

- ・大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.28)
- ・2016年度春学期選択科目履修者数(確定版)
- ・慶應LS2016年度秋学期履修者数確定版科目名順

2-30 各法律基本科目における学生数の適切な設定

各法律基本科目における学生数の適切な設定について、法律基本科目の授業は、第1学年においては50名程度、第2学年以降は30~35名程度のクラス単位で実施しており、一つの授業科目について同時に授業を行なう学生数について、50人を標準とするとの法令上の基準(告示第53号第6条第2項)に従って設定されている。また、法律実務基礎科目の授業も、同様に30~35名程度のクラス単位で実施されている。

(根拠・参照資料)

- ・2016年度春学期選択科目履修者数(確定版)
- ・慶應LS2016年度秋学期履修者数確定版科目名順
- ・平成28年度法務研究科(法科大学院)授業時間割

2-31 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定について、個別的指導が必要な授業科目のうち、テーマ演習、テーマ研究、ベーシック・プログラム、ワークショップ・プログラム、フォーラム・プログラムにおいては、25人以下のクラス編成を原則としている。

また、エクスターンシップにおいては、派遣先(法律事務所、官庁又は企業)に応じて選考を行い、1派遣先について、1名ないし数名を派遣するに止めている。

(根拠・参照資料)

- ・平成28年度(2016年度)夏エクスターンシップ・プログラム派遣結果
- ・大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.28)

【成績評価及び修了認定】

2-32 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示とそれらの客観的かつ厳格な実施については次のとおりである。

(1) 成績評価（学修の成果に対する評価、単位認定）は、期末試験の成績のほか、授業参加への積極性、口頭発表の結果、提出されたレポート・課題の評価、中間試験の成績等を総合的に考慮して、これを決定することとしている。各授業の成績評価については、本「大学院法務研究科学則」第12条第2項、第3項及び第4項に基づき、法務研究科において下記のとおり各評語の比率を決めて平準化し、厳格なものとしている。なお、2014（平成26）年度より当分の間、再試験の実施を見合わせることにしたことから、E評価の運用は停止されている。

<配点基準> A：90点以上、B：80点以上90点未満、C：70点以上80点未満、D：60点以上70点未満、（E：再試験による合格）、F：60点未満（不合格）

<各評語の比率> A（90点以上）：15%、B（80点以上90点未満）：25%、C（70点以上80点未満）：40%、D（60点以上70点未満）：20%

ただし、各担当教員は、裁量により10%の範囲で上記比率を変更できるものとする。

また、各学年に進級制を設け、以下のとおり、一定の科目ないし単位数を取得できなかった学生又は一定の単位加重平均点（GPA）に達しない学生については、上級学年への進級を認めない（大学院法務研究科学則第14条）。

なお、慶應義塾大学全学の制度変更に伴い、2017（平成29）年度より、成績を表す評語について、現在のAをS、BをA、CをB、DをC、FをEとする呼称変更を行なう予定である（各評語の割合に変更はない）。

<第1学年未修者コースから第2学年への進級要件>

当該学年に配当された全必修科目合計30単位以上の修得、履修した全科目のGPA1.5以上、履修した必修科目のGPA2.0以上

<第2学年未修者コース>（2014年度以降入学者）

当該学年に配当された全必修科目合計18単位の修得、第1学年の修得単位数との合計が60単位以上、当該学年時に履修した全科目のGPA1.5以上

<第2学年既修者コース>

当該学年に配当された全必修科目合計18単位の修得、合計取得単位30単位以上、履修した全科目のGPA1.5以上

なお、2017（平成29）年度から、第2学年（未修者・既修者の両方）につき、当該学年時に履修した必修科目のGPAが1.75以上であることとの要件を追加する予定である。

課程修了の認定の基準及び方法については、既に述べたとおりである。

(2) 上記 (1) の基準及び方法については、以下の方法によって、学生に対して明示している。

- ・大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 39-40)
- ・新入生ガイダンスにおける説明

なお、各科目の具体的な成績評価の方法については、シラバスに「4. 成績評価」を設けて掲載するとともに、教育支援システムにおいても開示している。

(3) 期末試験の採点基準及び講評並びに成績評価基準等については、これを全教員及び全学生に対して公表し、客観性を担保すると同時に教育効果の促進に役立てている。なお、前記 (1) の相対評価に関する比率を逸脱した場合には、担当教員に学習指導委員会に対する理由書の提出を求め、これを受けた委員会が担当者に対し必要に応じて再評価を要請するなどの対応を行なっている。

(4) 2015 (平成 27) 年度からは、選択科目をも含めて、法務研究科所定の相対評価割合を厳格に執行することとし、A 評価が合格者の 25% (小数点は切り上げ) を上回る場合は採点のやり直しを求める取扱いとしている (英語による授業科目等の一部の科目を除く)。

(根拠・参照資料)

- ・大学院法務研究科学則 (第 12 条・第 14 条)
- ・平成 28 年度 (2016 年度) 法務研究科 (法科大学院) 講義要綱・シラバス (三田キャンパス)
- ・大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 39-40)
- ・2016 年度春学期授業担当者別採点結果一覧
- ・2016 年度春学期採点ガイドラインに関する理由一覧
- ・2016 年度春学期科目の採点について (お願い)
- ・2016 年度法務研究科正規生の成績評価の取扱いについて
- ・平成 28 年度春学期試験時間割 (春学期)

【再試験及び追試験】

2-3-4 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 について、再試験は、評価には値するが合格点に達していない学生を対象として実施していたが、2014 (平成 26) 年度より、実施を見合わせている。

(根拠・参照資料)

- ・大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 38)

2-35 追試験等の措置及びその客観的な基準に基づく追試験などの実施

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、以下に列挙する事由に該当するなど、やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった者に対しては、学習指導委員会の許可を得たうえで、追加試験を実施している。

- ① 公共交通機関の遅延（遅延証明書の提出が必要）、学校伝染病への罹患（診断書の提出が必要）、二親等以内の近親者の葬儀（忌引き）
- ② 学校伝染病以外の病気や怪我（診断書の提出が必要）
- ③ その他、学習指導委員会がやむを得ないと判断したもの

なお、寝坊、試験時間間違い、アルバイト（仕事）、ボランティア活動などは追加試験の対象外としている。

追加試験の評価は、標準のものから1ランク下げることとしている（上記①及び学習指導委員会が相当と判断した場合を除く）。

追加試験実施基準及び追加試験受験者に対する成績評価方法については、大学院履修案内に明示している。

（根拠・参照資料）

- ・ 大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p.37）

【進級制限】

2-36 進級を制限する措置

進級を制限する措置については、各学年において、一定の科目もしくは単位数を取得できなかった学生または一定の成績の単位加重平均点（GPA）に達しない学生については、上級学年への進級を認めていない（大学院法務研究科学則第14条参照）。

具体的には、第1学年において、当該学年に配当された全必修科目30単位を修得し、履修した科目のGPAが1.5以上であり、かつ履修した必修科目のGPAが2.0以上である者のみが第2学年に進級することを認められ、第2学年において、当該学年に配当された全必修科目18単位を修得し、法学未修者コースについては第1学年及び第2学年の合計修得単位が60単位以上、法学既修者コースについては第2学年の合計修得単位が30単位以上であり、かつ当該学年時に履修した全科目のGPAが1.5以上である者のみが第3学年に進級することを許される。

なお、2017（平成29）年度から、第2学年（未修者・既修者の両方）から第3学年への進級に関し、当該学年時に履修した必修科目のGPAが1.75以上であることとの要件を追加する予定である。

なお、各学年において一定の科目ないし単位数を取得できなかった学生については、その学年で取得した単位を原則として無効とするが、高評価（A、B又はPの評価）を得た得た授業科目の単位は有効なものとしている。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院法務研究科学則 (第 14 条、16 条)
- ・ 大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 40)

2-37 進級制限の代替措置の適切性

進級制限の代替措置の適切性については、進級制限の代替措置を設けていないため該当しない。

(根拠・参照資料)

なし。

【教育内容及び方法の改善】

2-38 FD体制の整備及びその実施

FD体制の整備及びその実施については、FD委員会が、委員会規程の下で、課題・長期施策の検討等を行い、効果の測定・意見のフィードバックまで含めた具体的な諸FD活動を行なっている。

具体的には、第1に、教員相互の授業参観を、各年度1回実施している(近年では、2013年度春学期、2014年度秋学期、2015年度春学期、および、2016年秋学期に実施)。実施の際には、専任教員全員に、任意に選択した授業科目の最低1回の参観及び参観レポートの提出が、参観対象となった授業の担当者に、参観レポートを参照した上でフォローアップアンケートを提出することが、それぞれ義務づけられている。このフォローアップアンケートはFD委員会でとりまとめられ、研究科委員会に報告されて状況が共有されており、専任教員全員が自らの授業内容の向上に役立てている。

第2に、科目領域毎・対象学生毎の教育方法等の工夫等のテーマを設定したFD研修講演会を定期的実施し、報告者と参加者の議論を通じて、授業スキルの向上等に役立てている。

なお、各教員・研究会・委員会等の主催による(主として外国人研究者の)講演会等も、継続的に開催され、教員の資質向上に貢献している。

(根拠・参照資料)

- ・ 法務研究科FD委員会規程
- ・ FD委員会活動報告(2013年10月～2014年10月)
- ・ FD委員会活動報告(2014年10月～2015年9月)
- ・ 授業参観実施のご案内(2015年5月8日付)
- ・ 授業参観実施のご案内(2016年10月12日付)
- ・ 授業参観フォローアップアンケートの結果について(平成27年7月27日付)
- ・ 法務研究科研究科委員会平成27年8月24日(15-05)報告事項第2「FD委員会より」
- ・ 授業参観フォローアップアンケート結果(2017年2月15日付)

- ・ 法務研究科研究科委員会平成 29 年 2 月 24 日（16-11）報告事項第 3「FD 委員会より」
- ・ FD 委員会 2015 年度秋学期研修講演会報告書（平成 28（2016）年 2 月 26 日実施分）

2-39 学生による授業評価

学生による授業評価については、各学期終了時に匿名方式による授業評価アンケートを実施している。これは、本研究科の「FD 委員会」がすべての授業科目について組織的に実施するものであり、授業履修者全員を対象として行われている。

アンケートでは、10 項目ほどの質問に対して選択式によって答えるとともに、授業についての感想・評価や提言等を自由に記入することができる。その結果は個別の授業毎に集計して公表される。公表の方式としては教育支援システムへ掲載し、本研究科学生および教員が閲覧可能となっている。

2016 年度の「学生による授業評価アンケートの回収率」は、下記のとおりであり、十分な回収率を示している。

| 2016 年度 | 科目数 | 履修者数 | 回答者数 | 回答率 |
|---------|-----|-------|-------|-------|
| 春学期 | 149 | 3,690 | 3,318 | 89.9% |
| 秋学期 | 170 | 3,511 | 2,945 | 83.9% |

公表の内容は集計した数字そのものであるが、自由記入の記載事項については、FD 委員会が誤解を招くおそれのある表現を修正した編集済みの文章である（編集を加えた上で公表する旨はアンケート実施の際に明示されている）。その理由は、学生が記した文章は、誤解や誤りを含むものが意外に多く、また評価の際に使用する言葉が必ずしも適切でなくそのままでは他の教員や学生の参考になりにくいものもあるからである。

授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、次のような工夫がなされている。すなわち、各授業担当者は学期末に実施した授業評価アンケートの結果についての所見をすみやかに FD 委員会に提出しなければならない。その際には、当然のことながら、多数の学生が要望する改善事項があれば次期の授業からその方向で検討するのがあるいは何らかの理由によってそのような変更はできかねるのかを明らかにすることが期待されている。アンケートに記載された学生の要望もそれに対する教員の応答・不応答もすべて公開される。このようなアンケート内容の公表並びに授業担当者の所見の提出義務付けとその公表によって、学生の授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されている。この「アンケート結果」に対する学生の関心はきわめて高く、履修登録の際の参考にされている。また教員にとっても授業に対する学生の一般的な姿勢や要望をよく知ることができ、次学期の授業改善に資するところが大きい。

（根拠・参照資料）

- ・ 授業評価アンケート結果（学生の自由記述が掲載されている資料を含む）（2016 年度）

- ・ 授業評価アンケート（書式）（2016年度春学期）（2016年度秋学期）・平成28年度春学期 授業評価アンケート所見 書式
- ・平成28年度 秋学期 授業評価アンケート所見 書式

2-40 FD活動の有効性

FD活動の有効性については、性質上、客観的なデータの形で示すことは困難であるが、本活動は教育内容及び方法の改善に有効に機能しているものと考えている。とりわけ、授業評価アンケートの結果は本人だけではなくファカルティ全体で共有されるため、授業の改善に対する強い動機付けとなっている。また、FD講演会についても、出席者の授業手法の向上に役立っていると考えられる。

（根拠・参照資料）

- ・ FD委員会 2015年度秋学期研修講演会報告書（平成28（2016）年2月26日実施分）
- ・ FD講演会開催案内（平成29年1月17日実施分）

〔点検・評価（長所と問題点）〕

【2-21】

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備及びその効果的な実施については、法学未修者・既修者ともに、前記のとおり適切な履修指導体制が整備・実施されており、評価に値する。他方で、学部時代に法学を履修する機会を全く持たなかった法学未修者が学習上の困難に直面するケースが散見される。これに対しては入学後に「グループ別学習支援ゼミ」による対応がなされているものの、前述した厳格な進級要件の存在も相まって、いわゆる純粹未修者の中には、なお、心理的な不安や圧力の下で1年間を過ごす者もいる点の問題が残ることは否めない事実である。

このような状況への対応として、2015年度から開設した未修チャレンジコースは、未修者コースの入試合格者が入試合格直後（入学前）の秋学期から、法律基本科目のうち、最も基本的なものである「民法Ⅰ」及び「刑法Ⅰ」の学習を前倒しで開始する制度であり、自己の適性と関心をじっくり見極めながら、入学までの時間を過ごすことができる点で、前述の問題の解消や緩和に役立つものである点で評価に値する。

なお、入学手続を済ませた入学予定者に対する履修指導は、「入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するガイダンス」に該当するものであってそれを超えるものではないので、問題点は特に見当たらない。

【2-22】

教員による学習指導相談体制の整備と効果的な学習支援については、オフィス・アワー制度とクラス担任制度によって効果的に行われており、評価に値するものと考えられる。しかし、オフィス・アワー制度及びクラス担任制度のみによって、1クラス30名～40名の学生について、その習熟度に応じた個別的指導を十分に行なうことは困難であり、この

ことが、次に述べるアカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施が求められる所以である。

【2-23】

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と

学習支援の適切な実施については、以前に比べれば、学生に浸透してきており、「学習支援ゼミ」の中には、多数の登録者を集めるものも存在しているが、なお万全とはいえない状況にあるので、学生に対して制度の周知を徹底し、その意義を分かりやすく伝えることが課題である。また、学生のニーズを的確に捉え、かつ、法科大学院教育の趣旨に反しない指導内容を備えた企画を実施することができれば、おのずから効果も上がると考えられることから、関係教員において、状況の把握をのための努力を続けることが必要である。

(根拠・参照資料)

- ・ グループ別学習支援・学習支援・修了生支援ゼミ意見交換会議題 (2015年度)
- ・ 2016年度 学習支援ゼミシラバス
- ・ 学習支援ゼミ 2016年度春学期受講者数 (5月6日時点)
- ・ 2016年度秋学期学習支援ゼミ・修了生ゼミ登録者数 (10月6日付)
- ・ K L S 学習支援体制に関するアンケート集計結果 (未定稿)

【2-24】

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、本研究科では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省を踏まえ、再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定した上で、再発防止委員会の下でこれらを遵守する体制を整えている点は相応の評価に値するものである。

(根拠・参照資料)

- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科における再発防止の基本方針およびその見直しについて
- ・ 教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン

【2-25】

授業計画等の明示に関しては、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、本研究科に固有の到達目標を策定することとし、「慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(第一次案)」を公表している。学生において、「固有の到達目標」と各授業計画との対比が可能となるように準備を進めていることは、評価されてよい。

【2-26】

シラバスに従った適切な授業の実施については、実際に行なった授業内容を踏まえ、シラバスを毎年度見直していくように、全授業担当教員に促すことが、今後の課題である。

【2-29】

少人数教育の実施状況については、一部の選択科目では、授業の実施に支障がないと教員が判断した場合、75名までの履修者数で授業が行われている例があり（2016（平成28）年度の最多履修者数は春学期開講科目「開発法学」の73名である。）、そこでは、講義形式に重きを置いた方式が採用されることがある。このような例において、質疑応答やディスカッションを通じた法的知識の確認・定着、法的思考能力の涵養という理念に即した教育となっているかは、検証すべき問題であると認識している。

【2-32】 【2-33】

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示とそれらの客観的かつ厳格な実施について本研究科では、「法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス」を作成するに先立って、成績評価方法・基準の事前の客観的な提示の重要性を研究科委員会等において確認し、シラバスの作成依頼に際しては、たとえば、期末試験・レポート・授業での発言の考慮比率を明示するよう要請するなどの対応をしており、それに従った評価が行われていることは評価に価するものと考えられる。

（根拠・参照資料）

- ・2016年度法務研究科（法科大学院）のご出講確認とシラバス作成について

【2-34】

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施について、現在の再試験の実施見合せの結果を検証しつつ、再試験の持つ意義を検討した上で、その廃止又は再開の判断を然るべき時期に行なうべきことが課題である。

【2-35】

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、履修案内に具体的に列挙されている事由のほか、「学習指導委員会」が相当と認める場合にも行ない得るとされていることから、その例外的場合の類型化を図るなど、できる限り公平な運用を確保することが課題である。

【2-36】

進級を制限する措置については、各学年において一定の科目ないし単位数を取得できなかった学生については、その学年で取得した単位を、高い評価を得た科目を除いて無効とし、最初から同一学年の単位取得をやり直させることにすることによって、漫然とした在学期間の長期化を行わせないようにしている点は長所といえる。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則16条

- ・大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 40）

【2-38】

FD体制の整備及びその実施については、前述のとおり適切に行われており、大きな問題はなく、ただし、FD研修講演会の出席率がやや低いことは、今後改善を要する課題である。

（根拠・参照資料）

- ・FD委員会 2015 年度秋学期研修講演会報告書（平成 28（2016）年 2 月 26 日実施分）

〔将来への取組み・まとめ〕

【2-21】

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、記述のとおり 2015 年度から開設した未修チャレンジコースの成果を慎重に分析し、制度をより有効なものとする取組みが必要とされる。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017（p. 31）

【2-25】

授業計画等の明示について、今後は、全ての授業担当教員に向けた啓発の機会を設け、より質の高いシラバスの作成・明示を徹底していくこと取組が必要である。

【2-27】

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施について、今後は、FDの効果的な実施等によって実践的な教育方法を開発していく取組が必要とされる。

【2-36】

進級を制限する措置については、とりわけ第 1 学年から第 2 学年への進級要件である、必修科目の GPA を 2.0 以上とすることの合理性を不断に検証する取組の必要性を認識している。同様の課題は、2017（平成 29）年度から、第 2 年次から第 3 年次への進級要件に必修科目の GPA 1.75 を加える点にも存在する。

2-(3) 成果

[現状の説明]

【教育成果の測定】

2-4-1 教育成果を測定する仕組みの整備及びその有効性

教育効果を測定する仕組みの整備に関して、本研究科では、教育目標を明示した上で（「法科大学院パンフレット」等）、この教育目標を具体的に達成するために、「カリキュラム検討委員会」（改組により2016（平成28）年度からは「学習指導委員会」）により、個々の授業の配置が、本研究科の教育理念である「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成に資するものとなっているかをチェックしている。たとえば、新規の選択科目の開設を希望する教員は、必ず「新規科目開講申請書」を委員会に提出し、その内容がカリキュラム全体との関係で適切であることの確認を受けることが必要とされている。

そのうえで、個々の授業を担当する全教員が、授業に先立って作成するシラバスにおいて、「授業の目的と到達目標」を明確に記載し、関連科目との関係における当該授業の位置づけを明らかにしたうえで、それを達成するための授業の方法、成績評価の方法を具体的に示し、全15回分の授業の内容と各回の到達目標を明確にしている。

これを踏まえ、本研究科では、受講者による授業評価を実施し、教育効果の測定を行なっている。授業評価の方法は、授業の終了に近い所定の期間内に、各担当者が授業評価アンケート用紙を配布し、各々の授業がシラバス記載の「授業の目的と到達目標」に従って進められていたかどうか、どの程度の教育効果が上がったかどうかを明らかにするために、全科目について実施している。この授業評価アンケートは、〔1〕授業1回を受講するための予習時間（4段階回答）、〔2〕授業後の復習時間（4段階回答）、〔3〕シラバスと授業の一致度（5段階評価）、〔4〕レジュメその他の補助資料の有益度（5段階評価）、〔5〕授業内容の難易度（3段階評価）、〔6〕教員の説明方法（5段階評価）、〔7〕前項〔6〕の理由（4択）、〔8〕授業内容の分量・質（5択）、〔9〕①授業でのソクラテスメソッド採用の有無・同メソッドの機能の有無、および、②授業が法科大学院生としての学識・思考力の習得に役立ったかどうか（3段階評価）、および

〔10〕授業に対する全般的感想（自由記述を含む。）からなっている。受講生から授業評価が提出された後、前記〔1〕〔2〕と、〔5〕〔6〕〔9〕②の関係についてクロス集計を行い、全教員にフィードバックすることにより、受講生がどのような姿勢（予習、復習）で当該授業に臨み、その結果、どのような成果を残したかを確認することができるように工夫している。また、原則として、自由記述欄に記載された事項も、授業担当者に送付される（記載者の氏名は匿名とする）。

これらの授業評価の送付を受け、授業を担当した全教員が、「授業評価に対する担当者の所見」を提出することになっている。その中で、授業評価についての各項目についての分析と意見、自由記載欄への記載内容に対する応答、改善方法の提示などを行なっている。

授業評価の結果は、すべての教員および学生に対して公表され、透明性の確保が図られている。

これら一連の手順およびその実施に関しては、FD委員会が把握し、授業評価の趣旨が徹底されるように管理している。

次に、**教育効果を測定する仕組みの有効性**に関して、本研究科では、シラバスにおける「授業の目的と到達目標」の提示、それに従った毎回の授業の内容は詳細なものとなり、このことを前提にして、授業評価アンケートの実施では、どの程度の予習・復習をした者が、授業内容の分量・難易度、教員の説明方法の分かりやすさ、授業が法科大学院生としての学識・思考力の習得に役立ったかどうかについて、それぞれどのような成果が上がったと判断しているかがについて、クロス集計によって判断できるようにされている。これに加え、自由記載欄への記載から、授業を担当した教員が、受講生にどの点が評価され、どの点についてどのような要望があるかを具体的に知り、将来の授業の改善につなげてゆくことができ、その点は「授業評価に対する担当者の所見」に反映されており、この授業評価システムは有効に機能していると考えられる。

なお、個々の授業の内容が、将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準を見込んでいるかということについては、新規科目の申請時に前述のカリキュラム検討委員会（または学習指導委員会）が確認するとともに、各教員がシラバスを作成するにあたっては、本研究科が定めた「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」沿うことが求められており、これによって授業の水準が適切に担保されている。

（根拠・参照資料）

- ・ 平成 28 年度（2016 年度）法務研究科（法科大学院）講義要綱・シラバス（三田キャンパス）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017（p. 3）
- ・ 授業評価アンケート結果（学生の自由記述が掲載されている資料を含む）
- ・ 授業評価アンケート（書式）

【司法試験の合格状況等の把握・分析に基づく教育成果の検証】

2-4-2 司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証

司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況について、当法科大学院では、修了生の動向把握のため、修了生が「ジュリナビ」(<https://www.jurinavi.com/>) に登録することを推奨するとともに、「ジュリナビ」を通じて修了生の動向を把握している（なお、ジュリナビ登録件数（2016.10.19 現在）は 1,712 名である）。

また、修了生が司法試験に合格して法曹三者に進んだ場合には、三田法曹会に加入しているため、三田法曹会を介した修了生の進路状況の把握が可能である。さらに、修了生で

企業に就職した者や公務員は、修了生フォローアップ委員会が主催しているインハウス交流会（5－6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備参照）を通じて修了生の進路状況の把握に努めており、毎年の会合に参加する修了者が増加していることから、これも有意な進路状況把握活動となっている。

なお、修了生の新司法試験の合格結果については、とりわけ修了生の法科大学院在籍時の成績との関連を重視して、毎年秋にサイトで公表を試みている。ちなみに、2012（平成24）年3月修了生から2016（平成28）年3月修了生までの司法試験の合格実績は以下のとおりであり、全国平均の2分の1未満となった年はない。

| | | 2012年3月 | | | 2013年3月 | | | 2014年3月 | | | 2015年3月 | | | 2016年3月 | | | |
|------|---------------|---------|----|-----|---------|----|-----|---------|----|-----|---------|----|-----|---------|----|-----|-----|
| | | 修了者 | | | 修了者 | | | 修了者 | | | 修了者 | | | 修了者 | | | |
| | | 既修 | 未修 | 合計 | |
| 合格者数 | 2012年(H24年)試験 | 100 | 21 | 121 | | | | | | | | | | | | | 162 |
| | 2013年(H25年)試験 | 28 | 13 | 41 | 117 | 24 | 141 | | | | | | | | | | 195 |
| | 2014年(H26年)試験 | 4 | 2 | 6 | 10 | 6 | 16 | 111 | 12 | 123 | | | | | | | 148 |
| | 2015年(H27年)試験 | 3 | 3 | 6 | 3 | 2 | 5 | 24 | 13 | 37 | 95 | 10 | 105 | | | | 158 |
| | 2016年(H28年)試験 | 1 | 2 | 3 | 4 | 2 | 6 | 4 | 3 | 7 | 20 | 9 | 29 | 95 | 15 | 110 | 155 |
| | 既修・未修別累計 | 136 | 41 | 177 | 134 | 34 | 168 | 139 | 28 | 167 | 115 | 19 | 134 | 95 | 15 | 110 | 934 |
| | 当初出願者 | 216 | | | 223 | | | 210 | | | 196 | | | 208 | | | |
| | 合格者／当初出願者 | 81.94% | | | 75.34 | | | 79.52 | | | 68.37 | | | 52.88 | | | |

（根拠・参照資料）

- ・ 「2016年司法試験の結果を踏まえて」
- ・ (<http://www.ls.keio.ac.jp/graduate/2016message.pdf>) ジュリナビ
- ・ (<https://www.jurinavi.com/>)

[点検・評価（長所と問題点）]

【2-41】

教育効果の測定及びそのための仕組みの整備とその有効性については、既述のとおり、すべての科目において、授業内容を詳しく記述したシラバスを前提に授業評価アンケートとそのフィードバックを行なっており、有効性の高い仕組みを整備している点が長所である。

【2-42】

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、ジュリナビの登録によって、修了生の動向を把握しているが、個人情報の扱いには慎重を要することから、原則としては、修了生の自主性に委ねられており、本研究科としては修了生に登録を勧奨しているものの、登録を通じた進路把握には限界があることは否定できない。この課題に対処するためには、修了生に対して、法科大学院修了以前にジュリナビを周知徹底して、登録に協力を促すことが必要である。また、登録時点が司法試験の結果前の場合には、登録リストからは新司法試験の結果が明らかとならないため、登録とともに、司法試験の結果の登録についても協力を強く勧奨することが併せて必要である。

さらに、終了年度の司法試験に合格しなかった修了生については、翌年以降にも継続的に司法試験の結果や進路等について、登録ないしは個別連絡体制の確立によって、その状況把握に努めなければならない。また、司法試験合格者についても、その後の進路について法科大学院が把握できるような体制の確立に向けて、工夫が必要である。

他方、修了生（法曹となった者）と本研究科との実際の連繋は、三田法曹会を通じて比較的スムーズに行なわれており、このような協力関係が継続的に発展している点は長所である。

[将来への取組み・まとめ]

【2-41】

教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、今後さらに教育効果を的確に測定し、将来の授業の内容・方法を着実に改善してゆくための方策として、修了生を対象としたアンケートの実施、修了からある程度時間が経過した後、法律家として活動している修了生（ジュリナビ、三田法曹会を通じて協力を依頼できる者）へのアンケートまたはヒアリングの実施なども検討に値する。このように修了生や就職後ある程度仕事を経験した者の意見を反映することにより、本研究科の授業の内容や方法が、「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成という本研究科の理念に真に合致しているかどうか、また、長い目で見た場合に、どのような授業の内容や方法が本研究科の教育理念に照らして真に効果的であるかを的確に検証することができるものと考えられる。今後は、これらの取組みに向けて、さらに改善を図る予定である。

3 教員組織

[現状の説明]

【専任教員数】

3-1 専任教員数に関する法令上の基準

専任教員数に関する法令上の基準の遵守について、本研究科の専任教員数は、2016（平成28）年5月1日時点において62名（助教を含む）であり、法令上の基準（学生数 $230 \times 3 = 690$ 名ゆえ必要専任教員数は46名）を遵守している（「告示53号」第1条第1項）。

専攻に限った専任教員としての取り扱いについて、本研究科の各専任教員は、2016（平成28）年度において、1専攻に限り専任教員として取り扱われている（「告示53号」第1条第3項）。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ「教員組織」（表5）

3-2 法令上必要とされる専任教員数における教授の数

法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、2016年度における本研究科の専任教員62名の構成は、教授57名、准教授2名及び助教2名であり、その半数以上が教授で構成されている（「告示53号」第1条第3項）。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ「教員組織」（表5）

【専任教員としての能力】

3-3 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、法務研究科のすべての専任教員について、1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者か、2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者か、3. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者のいずれかに該当する。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ「教育・研究業績」（表10）
- ・授業評価アンケート結果（学生の自由記述が掲載されている資料を含む）
- ・授業評価アンケート（書式）

【実務家教員】

3-4 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、次のとおりである。2016（平成28）年5月1日時点における本研究科の専任教員62名の構成は、実務家

教員 21 名、研究者教員 41 名であり、専任教員の 33.9%が実務家教員である。また、すべての実務家教員が、5 年以上法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する。これは、専任教員数のおおむね 2 割以上が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員であるとの、法令上必要とされる基準（「告示第 53 号」第 2 条）を満たしている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「教員組織」（表 5）
- ・ 基礎データ「教育・研究業績」（表 10）

【専任教員の分野構成及び科目配置】

3-5 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、次のとおりである。本研究科においては、2016 年度、法律基本科目につき、公法系 6 名（憲法に関する科目の専任教員 3 名、行政法に関する科目の専任教員 3 名）、刑事系 9 名（刑法に関する科目の専任教員 4 名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員 5 名）、民事系 26 名（民法に関する科目の専任教員 16 名、商法に関する科目の専任教員 6 名、民事訴訟法に関する科目の専任教員 4 名）が適切に配置されている。これは、入学定員が 200 人以上の法科大学院に求められている基準（公法系 4 名、刑事法系 4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上）を満たしている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「授業科目別専任教員数（法律基本科目）」（表 6）

3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置

法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への教員の適切な配置については、本研究科の場合、2016（平成 28）年度には、以下のとおり専任教員を配置している。

法律基本科目の各科目については、公法系 4 名（憲法に関する科目の専任教員 2 名、行政法に関する科目の専任教員 2 名）、刑事系 9 名（刑法に関する科目の専任教員 4 名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員 5 名）、民事系 25 名（民法に関する科目の専任教員 15 名、商法に関する科目の専任教員 6 名、民事訴訟法に関する科目の専任教員 4 名）を配置している（海外研修中の憲法専任教員 1 名、行政法専任教員 1 名、特別研究期間中の民法専任教員 1 名を除く）。法律基本科目について、少なくとも専任教員が主担当となるクラスは 99 クラスであり、延べ 134 クラス分の科目に対して、約 73.9%となる。これは、80%前後は専任教員が担当するという基準を若干下回っている。が、前述のとおり、憲法・行政法の専任教員各 1 名が海外研修中であり、また、民法専任教員 1 名が特別研究期間（サバティカル）中であって、本来これら 3 名の教員が担当すべき授業科目が臨時的に非常勤講師によって担当されているという短期的な事情に基因するものであることや、本研究科が大規模な法科大学院であることに照らして、不適切な水準とはいえない。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員として、労働法（研究者教員2名）、経済法（研究者教員2名）、租税法（研究者教員1名）、環境法（実務家教員1名）、知的財産法（研究者教員2名）、アメリカ法（研究者教員3名）、EU法（研究者教員1名）、医事法（研究者教員1名）、企業法務（実務家教員1名）、金融法務（実務家教員2名）、渉外法務（実務家教員1名）を適切に配置している（なお、アメリカ法研究者教員1名が2016（平成28）年5月3日に逝去）。

2016（平成28）年度に開講した基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち、専任教員が担当しているのは169科目（62.4%）であり、20%前後は専任教員が担当するという基準を満たしている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「専任、兼任教員の担当科目数」（表2）

3-7 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、2016（平成28）年度、本研究科では、法律実務基礎科目として、「民事実務基礎（模擬裁判を含む）」に12名の実務家教員（うち5名は専任教員）、「刑事実務基礎（模擬裁判を含む）」に10名の実務家教員（うち5名は専任教員）、要件事実論に3名の実務家教員（いずれも専任教員）、法曹倫理に6名の実務家教員（うち2名は専任教員）を適切に配置している。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017（p.6）
- ・ 基礎データ「専任、兼任教員の担当科目数」（表2）
- ・ 基礎データ「専任教員の教育・研究業績」（表10）

【専任教員の年齢及び男女の構成】

3-8 専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成については、2016年度における本研究科の専任教員の年齢構成は、教育研究の水準の維持向上および教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。具体的には、30歳以下が2名、31歳～40歳が7名、41歳～50歳が14名、51歳～60歳が26名、61歳～70歳が12名、71歳以上が1名（年齢は71歳）である。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「専任教員年齢構成」（表8）

3-9 専任教員の男女構成比率の配慮

教員の男女構成比率の配慮については、専任教員62名中、女性は8名である。現段階では、優秀な人材を確保しつつ適正な男女構成比率を維持することができている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「専任教員個別表」（表7）

【専任教員の後継者の養成又は補充等】

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、2009年度から、有期助教（任期3年）として、本修了生で、司法試験合格後司法修習を終えた若手を2名採用しており、2016年度には2名が在籍している（なお、2014年度中に1名が研究者として他校に就職した）。いずれも、本研究科でサーチペーパーを作成し、特に優秀と認められた気鋭の研究者である。

専任教員の補充についても、研究者教員・実務家教員を通じて、人事委員会を中心に、計画的に実施している。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ「専任教員個別表」（表7）

【教員の募集・任免・昇格】

3-11 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程の整備及びその適切な運用

教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程については、次のとおりである。

本研究科においては、教員の募集・昇格に基準及び手続に関する規程については、法務研究科内に設けられた人事委員会の内規として、「研究者教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、「実務家専任教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、「研究者専任教員昇任人事内規」（2010年8月30日制定、同日施行）及び「実務家専任教員昇任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行）が定められている。

なお、罷免等を含む懲戒処分については、全学の賞罰規程に従う。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員新任人事内規」
- ・ 同「研究者専任教員昇任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員昇任人事内規」
- ・ 同「研究者教員転籍人事手続内規」
- ・ 賞罰規程

教員の募集・任免・昇格に関する、規程に則った、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な運用については、本研究科では、2010（平成22）年の組織改革により人事に関する規程が整備され、法科大学院固有の専任教員組織である研究科委員会及び人事委員会の責任による教員の募集・任免・昇格が行われるようになった。

新任人事及び昇任人事を司る人事委員会の委員は、人事委員会規程に基づき、研究科委員会が選出した専任教員15名によって構成される。具体的には、法務研究科委員長が、

研究者教員と実務家教員の別、専攻の別等を考慮した上で、人事委員会委員の候補者リストを研究科委員会に提案し、研究科委員会委員による信任投票を行い承認する。人事委員会委員長は、人事委員会規程に基づき、同委員会委員によって互選される。

個別の候補者の審査を行なう選考小委員会については、人事委員長が、専攻及び研究者教員・実務家教員のバランスを考慮し、法務研究科の専任教員の中から5名（昇任人事については3名）を指名する。

以上の人事の手続きは、慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「実務家専任教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「研究者専任教員昇任人事内規」（2010年8月30日制定、同日施行）及び同「実務家専任教員昇任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行）によって、明確に規律がなされており、本研究科においては、それら規程等に則って、法科大学院固有の専任教員組織により責任をもって、専任教員の募集・任免・昇格に関して適切な運用がなされている。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員新任人事内規」
- ・ 同「研究者専任教員昇任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員昇任人事内規」
- ・ 同「研究者教員転籍人事手続内規」

【教育研究活動等の評価】

3-12 専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献を適切に評価する仕組みの整備

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、まず教育面については、授業評価の結果が公表され、授業内容を見直す契機となっている。さらに2008（平成20）年度から、教員相互の授業参観を実施し、専任教員だけでなく、非常勤講師も含めた全教員が相互に授業参観を行い、相互に授業報告書及びそれに対する所見の提出を行い、教育活動の活性化及び活性度の評価する方法が整備されている。

研究面については、慶應義塾大学の専任研究者教員について、「慶應義塾研究者情報データベース」があり、法務研究科所属の専任教員も研究業績を相互にチェックすることが可能である。研究成果の評価の仕組みとしては、大学が設けた「福澤賞」および「義塾賞」への推薦がある。これは毎年、高い評価を受けるべき教員の推薦をを研究科委員会で募集し、その募集に基づいて研究科委員会が教員の推薦を決定するものである。

組織内運営等への貢献は、法務研究科内の各種委員に異動がある場合に、異動部分に限らず、全体の委員名簿を研究科委員会の資料とし、各専任教員の貢献状況を教員全員で共有している。

社会貢献のうち、審議会委員等への就任については、これを研究科委員会の回覧議決事項とし、一覧資料を研究科委員会で回覧して状況を全員で共有している。社会貢献のうち、受章や叙勲については研究科サイト上で公表して情報を共有するとともに、研究科委員会で報告し、本人からの挨拶を受けている。

これらの組織内運営や社会貢献の度合いは、たとえばサバティカルの取得時などに、総合的に勘案される（慶應義塾大学特別研究期間制度規程第4条参照）。

（根拠・参考資料）

- ・ 授業参観実施のご案内
- ・ 授業参観フォローアップアンケートの結果について
- ・ 平成27年度春学期授業参観レポート
- ・ 平成27年度春学期授業参観フォローアップアンケート
- ・ 慶應義塾サイト「慶應義塾研究者情報データベース」(<http://www.k-ris.keio.ac.jp/>)
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-03）報告事項「第6 福澤賞・義塾賞の推薦について」
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-06）議題「第3 福澤賞・義塾賞の推薦について」
- ・ 慶應義塾報2376号「福澤賞・義塾賞受賞者の決定」（p.13）
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-06）議題「第2 各種委員会について」
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-11）議題「第4 各種委員会について」
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16-10）回覧議決事項「4. 塾外委員」
- ・ 法務研究科サイト（原田國男客員教授の2015年秋・瑞宝重光章受章時、<http://www.l.s.keio.ac.jp/news/2015/2015.html>）、篠原勝美法務研究科教授の2014年春・瑞宝重光章受章時、<http://www.ls.keio.ac.jp/news/2014/2014-3.html>）、池田眞朗法務研究科教授の2012年秋・紫綬褒章受章時、<http://www.ls.keio.ac.jp/news/2012/2012.html>）
- ・ 慶應義塾大学特別研究期間制度規程

【点検・評価（長所と問題点）】

【3-4】

配置されている専任教員が研究科の専任教員の33.9%と高い割合を占め、かつ、その全員が5年以上法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する点は、本研究科における教員配置の長所である。反面、継続的な人材確保が課題となる。

【3-5】

大規模法科大学院である本研究科が、法律基本科目の各科目について、法令の要求を大きく超える人数の専任教員を配置していることは、本研究科における教員配置の長所である。

【3-6】

展開・先端科目に多数の専任教員を配置し、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち専任教員が担当している割合がきわめて高い点は、本研究科における教員配置の長所である。

【3-10】

専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮については、2010（平成22）年度から、本研究科の修了生から助教を採用して専任教員の後継者の養成に本格的に着手し、すでに2名の研究者を輩出している点は、実績としても優れているものと評価されるとともに、安定的に優秀な助教を採用し続けることが課題となる。さらに専任教員の補充については、いっそうのグローバル化にむけて外国人教員を含む必要な教員の確保が課題となる。

【将来への取り組み・まとめ】

【3-12】

専任教員の教育・研究活動、組織内運営等への貢献及び社会貢献の内容についての情報は専任教員間で十分に共有されているものの、その評価についての仕組みが未熟であるため、中期的には、評価の透明度を高める方策の検討に取り組みたい。なお、2017（平成29）年4月から、法務研究科内に新たな専門職大学院である「グローバル法務専攻」を新設することに伴い教員の配置に変更が生じるため、専任教員の適切な配置について中長期的な視角に立って検討を継続したい。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

【学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定・公表並びに客観的かつ構成な選抜の実施】

4-1 学生の受け入れ方針の設定及びその公表

4-2 選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表については次のとおりである。

(受け入れ方針)

学生の受け入れ方針は、本研究科の教育理念に直接沿ったものとなっている。すなわち、本研究科の教育課程を経れば国際性・学際性・先端性を備えた法曹として社会を先導できると見込まれる人材を確保することが、受け入れの基本方針である。選抜方法等はこの方針に従って設定されており、志願者が将来上述のような法曹として社会で活躍するために十分な資質・潜在能力・意欲を備えているか否かを総合的に判断して選考を行なっている。

(選抜方法及び選抜手続の適切な設定)

具体的な選抜方法及び選抜手続は次のとおりである。未修者コースと既修者コースの併願も認められる。なお、以下の記述は、2016（平成28）年9月実施の入試（2017（平成29）年4月及び2016（平成28）年9月入学志願者向け）に関するものである。

【法学未修者コース】

志願者全員に対し、筆記試験（小論文試験）を行なう。

筆記試験の結果及び出願時の提出書類に基づいて、下記の比重で評価する。ただし、適性試験の成績が一定の水準に達しない者は不合格とする。

①小論文試験（50%）：課題文を読み解く力、自然・社会・文化・人間等に関する問題意識の鋭さ・深さ、着眼点の良さ、論理の明快さ、論旨の説得力、文章の構成力・表現力、語彙の豊かさ、見解の独自性などを総合的に評価する。

②提出書類（志願者報告書、学部成績など）（30%）：志願者報告書を中心に、学部成績やその他の資料（ただし、法学既修者試験等、法学の知識を示す資料の提出は認められない）も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価する。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育ててきたかを重視する。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、下記*のような特色ある人材を特に高く評価する。

③適性試験（20%）：適性試験管理委員会が実施する「法科大学院全国統一適性試験」の成績を利用する。

*多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から特に高く評価される人材

- a. 優れた外国語能力を有し、将来は、グローバルに活躍する法曹を目指している者
(指定スコアの提出が必要)
- b. 理科系の学部・大学院を卒業・修了した者(見込み者も含む)で、将来、その知識を活かして、学際的・先端的な法分野で活躍する法曹を目指している者
- c. 成績優秀者として在学期間を短縮して学部を早期に卒業する見込み者または中途退学(飛び級)の見込み者で、当該学部において、特定の外国語や国際的な教養、人文科学・社会科学の特定の分野について、インテンシブな教育を受け、特筆すべき素養を有する者
- d. 特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者

【法学既修者コース(6科目入試)】

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験:憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を行なう。

筆記試験の結果及び出願時の提出書類に基づいて、下記の比重で評価する。ただし、論述式試験で各科目の成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない者及び適性試験の成績が一定の水準に達しない者は不合格とする。

- ① 論述式試験(80%)：法学既修者として要求される基礎的な知識、理解及び法的な思考能力を十分に身につけているかを評価する。憲法・民法・刑法については、問い(事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題する。商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、問い(比較的簡潔な事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を40分として出題する。商法の出題範囲は、商法総則、商行為法(保険・海商法を除く)、会社法、手形法・小切手法とする。全科目で、本研究科が用意する六法の使用を認める。科目の配点比率は、憲法・民法・刑法各3：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法各2とする。
- ② 提出書類(志願者報告書、学部成績、適性試験の成績など)(20%)：志願者報告書を中心に、学部成績、適性試験の成績やその他の資料も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価する。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視する。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、前記*のような特色のある人材を特に高く評価する。

【法学既修者コース(学部3年生4科目入試)】

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験:憲法、民法、刑法、商法)を行なう。

筆記試験の結果及び出願時の提出書類に基づいて、下記の比重で評価する。ただし、論述式試験で各科目の成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない者及び適性試験の成績が一定の水準に達しない者は不合格とする。

- ① 論述式試験（80％）：上記4科目について、法学既修者として要求される基礎的な知識、理解及び法的な思考能力を十分に身につけているかを評価する。憲法・民法・刑法については、問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題する。商法については、問い（比較的簡潔な事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式で、想定解答時間を40分として出題する。商法の出題範囲は、商法総則、商行為法（保険・海商法を除く）、会社法、手形法・小切手法とする。全科目で、本研究科が用意する六法の使用を認める。科目の配点比率は、憲法・民法・刑法各3：商法2とする。
- ② 提出書類（志願者報告書、学部成績、適性試験の成績など）（20％）：志願者報告書を中心に、学部成績、適性試験の成績や「その資料も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価する。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視する。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、前記*のような特色のある人材を特に高く評価する。

（選抜方法変更の補足説明）

2016年実施入試から、①従来のステップ制を廃止し、既修者コースについて、②2015年実施入試では（2014年実施入試まで実施していたマーク式試験に代わるものとして）義務付けていた法学検定試験委員会実施の法学既修者試験の成績票の提出を任意とし、③学部3年生4科目入試を導入するなどの変更を行なった。

①②は、志願者数をめぐる近年の動向に鑑み、（適性試験の成績が水準に達しない者を除く）すべての志願者の筆記試験答案を評価した上で可否に反映させることが可能かつ有用と考えられたことによる変更である。

③は、早期卒業・飛び級による法科大学院既修者コース進学を促し、若年優秀者の法曹資格取得の時間的・経済的負担を軽減するために、学部3年生が憲法、民法、刑法及び商法の4科目のみで合格できる特別枠（約20名）を設けたものである。6科目入試と同一時間帯に同一の問題で実施し、併願も可能である。本枠での合格者は、入学前の春休みに訴訟法科目認定試験（民事訴訟法、刑事訴訟法）を受験し、そこで水準に満たないと判断された場合には、入学後に対応する科目を履修する必要がある。

なお、かつてはすべての志願者に外国語能力を証明する書面の提出を義務づけていたが、2013年実施入試からこれを任意化するとともに、志願者報告書の採点方針に変更を加えた。すなわち、今後、法科大学院修了生の進路が多様化することが予想される中で、必ずしも志願者全員に高い外国語能力を求める必要はない反面で、a. きわめて高い語学力を有する人材を法科大学院でグローバルに活躍できる人材へといわば集中的に育成することが有意である。また、b. 3年卒業や3年飛び級を志す優秀でしかも学部時代に何らかの積極的な活動に取り組んだ大学生、c. 理科系学部を卒業した学部卒業生、d. 社会で実績を積んだ社会人らに積極的に法科大学院進学を促すことが、多様な

人材が集まることによって、法科大学院にとってさらに魅力を高めることになると考えられる。そこで、以上の a から d のいずれかに該当する志願者を特に有利に扱うこととした（前記「*多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から特に高く評価される人材」）ており、すでに定着を見ている。

（選抜方法及び選抜手続の公表）

以上の選抜方法及び選抜手続は、評価項目ごとの比重や評価基準等を含めて、すべて「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」及び本研究科のサイトにおいて公表している。数次にわたって開催される法科大学院説明会においても情報提供を行なって、できる限り早期の周知を徹底している。適性試験の最低基準点についても、適性試験管理委員会による総合得点の度数分布表の発表後すみやかに、本研究科のサイトで公表している。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）(p. 11-12)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」(<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/wa.html>)

4-3 学生の適確かつ客観的な受け入れ

学生の適確かつ客観的な受け入れについては次のとおりである。

（評価基準の適確さ・客観性）

評価基準は前述のとおり本研究科の教育理念に沿った適確なものであり、その客観性にもできる限り配慮している。

たとえば、筆記試験、提出書類その他の評価項目の比重は、具体的な数値として定められている。提出書類の評価において特に評価される外国語試験のスコアについては、異なる外国語間や同一外国語内での異なる検定試験間での振り分け基準の適確なすり合わせが必要であるところ、各種検定試験における試験方法の変更などについて情報収集を行なうとともに、関係外国語の専門家の意見を徴するなどして、試験の種類と点数・級を定め、一覧表の形で示している。

なお、未修者入試については、前述のとおり、法学の知識の有無が分かる資料を入試判定に用いていない。また、受け入れの前提となる出願資格に関し、いわゆる飛び級の要件は、前年度までに修得した単位の60%以上が在学する大学の学業成績における最優秀またはそれに準ずる標語というように具体的に定められている。もとより出身学部による区別はなされていない。

（個別の評価行為の適確さ・客観性）

各項目の評価においては、機械的に判定されるべきものについては複数回の確認作業を行い、採点者の裁量の余地のある項目については複数人による評価作業を行なうことによって、可能な限り客観的な評価が実現するようにしている。さらに、小論文試験及び法律

科目の論述式試験については、匿名化した答案に受験番号とは異なる番号を割り振るなどして、恣意的な評価ができない仕組みをとっている。

(合否判定の適確さ・客観性)

採点結果に基づく合否判定は、公表済みの比重に従い、コンピュータプログラムによって自動的に行なっている。このプログラムは、慶應義塾が学部入試を含め全塾的に使用しているもので、人為的な順位操作等が不可能となるよう設計されたものである。合否の結果は、上記コンピュータプログラムと連動した発表システムにより、インターネットの専用サイト（パソコン及び携帯電話でアクセス可能なもの）並びに電話応答により通知している。補欠合格者については、合計得点の上位から順に10名程度ずつをグループ化し、入学許可者の入学手続状況等を見据えながら、順次上位のグループからグループごとに繰り上げの決定をし、個別に通知を発送して入学許可を与えている。なお、合格判定及び補欠合格者の繰り上げ決定に際しては、受験生の氏名は参照できない仕組みをとっている。

(根拠・参照資料)

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）(p. 11-12)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」(http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/wa_y.html)

4-4 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、4-1ないし4-3で述べたとおり、適確かつ客観的な評価を可能とする選抜方法・手続を事前に公表し、それを遵守することによって実現している。

また、すべての志願者が十分な準備をできるよう、重要な情報については、パンフレットの配布を待つことなく、決定し次第、すみやかにサイトで公表している。また、情報提供の機会である法科大学院説明会は、学内で行われるが、サイトで日時及び会場を告知しており、学外者も当然に出席することができる。

さらに、入学試験自体の実施日は、時期（毎年8月最終週又は9月第一週の土日）を固定することで、志願者の受験準備や他の法科大学院の受験との調整が容易になるよう配慮している。

(根拠・参照資料)

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）(p. 11-12)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」(http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/wa_y.html)

【適性試験】

4-5 適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価

適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価については、適性試験管理委員会が公表した総合得点の度数分布表に基づき、総受験者の下位から概ね15%を目安として設定する最低基準点をあらかじめサイトで公表し、基準点に達しない者を一律に不合格とすることで、著しく適性を欠いた学生を受け入れないようにしている。

また、未修者コースにおいては独立の項目（20%）として、既修者コースにおいては提出書類（20%）の一部として、適性試験の得点を評価の対象とすることで、同試験による適性評価が合否結果に一定程度反映されるよう配慮している。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017（p.31-33）
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）（p.11-12）
- ・慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」
（<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/way.html>）
- ・本研究科サイト「適性試験の最低基準点について（2017年4月（および2016年9月）入学 入学者選抜 法科大学院全国統一適性試験）」
<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushiinfo/2016/2017420169-1.html>

【法学既修者の認定等】

4-6 法学既修者の認定基準・方法及びその公表

法学既修者の認定基準・方法及びその公表については、前記4-1・4-2の（選抜方法及び選抜手続の適切な設定）【法学既修者コース（6科目入試）】【法学既修者コース（学部3年生4科目入試）】で述べたとおりである。

すなわち、法学既修者としての認定はすべて本研究科が実施する法律科目の試験によって行われ、国家資格や検定試験等の成績は一切用いていない。

また、法学既修者認定試験にあたる法学既修者コースの入学試験（6科目入試）においては、1年次配当の法律基本科目にあたる、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目について試験を行なっている。他方、法学既修者コース（学部3年生4科目入試）では、実体法の4科目（憲法・民法・刑法・商法）についてのみ試験を行なうが、試験を行わない民事訴訟法・刑事訴訟法に関しては、本コースによる入試合格者に対して春休みに実施する訴訟法科目認定試験により、基礎的な知識、理解及び法的な思考能力を十分に身につけているかを評価する。そして、この試験に不合格となった場合には、既修者コースに入学後、対応する科目を履修する必要があることとされている。この対応する科目は、「民事手続法Ⅰ」（2単位）、「民事手続法Ⅱ」（2単位）、「刑事訴訟法」（3単位）であり、民事訴訟法について不合格になった場合には、前二者の計4単位、刑事訴訟法について不合格になった場合には後者の3単位、両方の科目について不合格となった場

合には3科目計7単位を履修することとされている。したがって、その単位数は最大で7単位にとどまる。

試験科目である6科目（または4科目）については、すべて論述式の試験である。憲法・民法・刑法については問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式であり、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、問い（比較的簡潔な事例を用いた問題など）に対してその解答を文書で論述する形式とされている。

なお、試験科目とされているすべての科目について、1科目でも法学既修者として要求される最低限の水準に達しない場合は、合計得点にかかわらず不合格とされる。

最後に、法情報調査に関する教育は、入学後のガイダンスにおいてすべての学生に対して行われており、既修者コースの入学者であっても、その教育内容が免除されることはない。

以上に述べた内容は、本研究科のパンフレット、Web サイト、および、入学試験要項に明記し、事前に公表されている。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）(p. 11-12)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」(<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/wa.html>)

【入学者選抜】

4-7 各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係

各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係については次のとおりである。

（既修者コース入試と未修者コース入試の位置づけ及び関係）

いずれも本研究科で学ぶに足る資質・潜在能力・意欲を認定するためのものであるが、既修者コース入試は、法律の知識・理解を中心とした能力判定を手段とするのに対し、未修者コース入試は、法律の知識・理解を除外した能力判定を手段とする。出身学部や法律学の学習歴の長短等にかかわらず、両方の能力判定を受ける機会を保障することが公正であることから、併願を可能としている。

（既修者コース入試（6科目）と同（学部3年生4科目）の位置づけ及び関係）

いずれも法律の知識・理解を中心とした能力判定を用いて本研究科で学ぶに足る資質・潜在能力・意欲を認定するためのものであるが、6科目入試は一般的なものであるのに対し、学部3年4科目入試は、対象者の学習期間の短さに配慮し、受験科目を実体法4科目に絞り、優先枠を設ける形で優遇を与えるものである。学部3年生であっても、4年生以上と対等に競争する機会を保障することが公正であることから、併願を可能としている（6科目で合格すれば、合格後の訴訟法科目認定試験受験の負担がなくなる）。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)

- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）入学試験要項（2017年4月（および2016年9月）入学）（p. 11-12）
- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」（<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/wa y.html>）

4-8 公平な入学者選抜

公平な入学者選抜については、4-1ないし4-3で述べたとおり、適確かつ客観的な評価を可能とする選抜方法・手続を事前に公表し、それを遵守することによって実現している。自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどによる公平性を欠く選抜は行われていない。

なお、2016年実施入試より導入している既修者コース（学部3年生4科目入試）は、優秀者の法曹資格取得にかかる時間的・経済的負担の軽減という政策的目的から、学部3年生に一定の優先枠を設けて優遇するものであるが、学習期間の短さに配慮し、高い潜在能力を評価しようとするものであるから、4年生以上との間で不公平な選抜にあたるものではない。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院サイト「大学別志願者・入学許可者」（2014年度～2016年度）（<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/result.html>）

4-9 入学者選抜における競争性の確保

入学者選抜における競争性の確保については、4-1ないし4-3で述べたとおり、適確かつ客観的な評価を可能とする選抜方法・手続を事前に公表し、それを遵守することによって質の高い入学者の確保に努めている。

競争倍率の経年変化は、次のとおりである（詳細は、法務研究科入学試験等総括表を参照されたい）。

| 年度 | 区分 | 募集人数 | 志願者数 | 受験者数 | 入学許可者総数 | 志願倍率 | 受験倍率 |
|------|----|-------|-------|-------|---------|------|------|
| 2016 | 未修 | 約 70 | 206 | 187 | 97 | 2.12 | 1.93 |
| | 既修 | 約 160 | 687 | 650 | 321 | 2.14 | 2.02 |
| | 合計 | 約 230 | 893 | 837 | 392 | 2.14 | 2.00 |
| 2015 | 未修 | 約 70 | 280 | 229 | 137 | 2.04 | 1.97 |
| | 既修 | 約 160 | 878 | 826 | 388 | 2.26 | 2.13 |
| | 合計 | 約 230 | 1,158 | 1,055 | 525 | 2.21 | 2.09 |
| 2014 | 未修 | 約 70 | 269 | 221 | 105 | 2.56 | 2.41 |
| | 既修 | 約 160 | 935 | 863 | 352 | 2.66 | 2.45 |
| | 合計 | 約 230 | 1,204 | 1,084 | 457 | 2.63 | 2.44 |
| 2013 | 未修 | 約 70 | 199 | 183 | 94 | 2.12 | 2.05 |
| | 既修 | 約 160 | 911 | 821 | 336 | 2.71 | 2.44 |
| | 合計 | 約 230 | 1,110 | 1,004 | 430 | 2.58 | 2.36 |

| | | | | | | | |
|------|----|-------|-------|-------|-----|------|------|
| 2012 | 未修 | 約 70 | 250 | 238 | 110 | 2.27 | 2.16 |
| | 既修 | 約 160 | 1,163 | 1,044 | 303 | 3.84 | 3.45 |
| | 合計 | 230 | 1,413 | 1,282 | 413 | 3.42 | 3.10 |
| 2011 | 未修 | 約 70 | 316 | 298 | 111 | 2.85 | 2.68 |
| | 既修 | 約 160 | 1,296 | 1,178 | 312 | 4.15 | 3.78 |
| | 合計 | 230 | 1,612 | 1,476 | 423 | 3.81 | 3.49 |
| 2010 | 未修 | 約 80 | 421 | 318 | 140 | 3.01 | 2.27 |
| | 既修 | 約 180 | 1,322 | 1,190 | 335 | 3.95 | 3.55 |
| | 合計 | 260 | 1,743 | 1,508 | 475 | 3.67 | 3.17 |
| 2009 | 未修 | 約 80 | 463 | 318 | 154 | 3.01 | 2.06 |
| | 既修 | 約 180 | 1,274 | 1,160 | 343 | 3.71 | 3.38 |
| | 合計 | 260 | 1,737 | 1,478 | 497 | 3.49 | 2.97 |
| 2008 | 未修 | 約 80 | 572 | 330 | 137 | 4.18 | 2.41 |
| | 既修 | 約 180 | 1,431 | 1,309 | 298 | 4.80 | 4.39 |
| | 合計 | 260 | 2,003 | 1,639 | 435 | 4.60 | 3.77 |

※志願倍率＝志願者数/入学許可者総数

※受験倍率＝受験者数/入学許可者総数

競争倍率の低下は、未修者コースが先行し、近年は既修者コースにおいても顕著なものとなっており、特にここ2年間は、両コースを合計してかろうじて2倍が確保されているという状況にある。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト「法務研究科入学試験等総括表」(http://www.ls.keio.ac.jp/l.entrance_all.pdf)

【入学者の多様性】

4-10 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

4-11 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合並びにそれらの割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

(入学者選抜及びコース展開における配慮等)

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮として、入学者選抜においては、前記4-1ないし4-3で示したように、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から特に高く評価される人材として、a. 優れた外国語能力を有し、将来は、グローバルに活躍する法曹を目指している者(指定スコアの提出が必要)、b. 理科系の学部・大学院を卒業・修了した者(見込み者も含む)で、将来、その知識を活かして、学際的・先端的な法分野で活躍する法曹を目指している者、c. 成績優秀者として在学期間を短縮して学部を早期に卒業する見込み者または中途退学(飛び級)の見込み者で、当該学部において、特定の外国語や国際的な教養、人文科学・社会科学の特定の分野について、インテンシブな教育を受け、特筆すべき素養を有する者、d. 特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者を指定し、提出書類の評価において優遇している。これらに

直接該当しない者についても、大学学部や社会人経験において培った多様な知識や経験、技能、学国語能力等を多面的に評価するように努力している。

さらに、近年の試みとしては、様々なバックボーンを有する者を法科大学院進学へと惹きつけるべく、多様なコース展開を行なっている。まず、「未修チャレンジコース」として、未修者コース入試合格者の希望者について、一部の基礎的な科目（「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」）を入学前の秋学期に科目等履修生（非正規学生）として履修させ、修得した単位を正式入学後に認定するという取り扱いを行なっている。いわゆる純粹未修者に無理なく学んでもらうと共に、対応科目を夜間（6時限）または土曜日に開講することで、社会人が仕事を辞めることなく自己の適性を見極めながら正式入学するか否かを判断できるようにし、法科大学院受験への心理的ハードルを引き下げることが意図している。2015年度秋学期には4名が、2016年度秋学期には5名が本コースに登録し、一定の成果を上げている。次に、「既修半年留学コース」は、既修6科目入試の合格者の希望者について、入学時期を半年早め、在学期間を2.5年とした上で、うち半年を海外提携校への留学期間として用いるものである。2015年度は出願段階での希望者はいたものの合格者はいなかったが、2016年度は1名が本コースに登録して9月入学している。

また、入学者選抜及びコース展開以外の配慮として、「法科大学院パンフレット」に非法学部出身者や実務等経験者の司法試験合格者の声を積極的に掲載したり、2010年以降、毎年、慶應大阪リバーサイドキャンパス（現・大阪シティキャンパス）において一般市民向けの法学講座を開講したりするなど、潜在的志願者の掘り起こしを中心とした行なっている。

（法学以外の課程履修者又は実務等経験者の受け入れの現状）

上述のような一連の努力にもかかわらず、本研究科の法学以外の課程履修者の受け入れ状況は、とりわけ近年において芳しいものではない。これは本研究科だけではなく、広く一般的に、非法学部出身者または大学既卒での社会人経験を持つ志願者自体の減少傾向が指摘されて久しいことの反映でもある。本研究科では、志願者報告書の経歴欄への記載等により「実務等の経験を有する者」（大学卒業後に社会人としての経験を有する者。主婦／主夫及び生計に資する為に就労した経験のある者を基本とする）の割合を調査しているが、近年の数値は、2008年度28.5%（入学者235名中67名）、2009年度27.8%（入学者248名中69名）、2010年度18.7%（入学者235名中44名）、2011年度24.5%（入学者229名中56名）、2012年度25.2%（入学者230名中58名）、2013年度19.0%（入学者216名中41名）、2014年度13.6%（入学者199名中27名）、2015年度13.7%（入学者204名中28名）、2016年度14.5%（入学者166名中24名）となっている。2010年度に2割を切った後、一時的に回復したが、2013年度に再び2割を切り、以降、13～14%で推移している。

（法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表）

上述のように、サイトで公表している。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 31-33)
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) 入学試験要項 (2017 年 4 月 (および 2016 年 9 月) 入学) (p. 11-12)
- ・慶應義塾大学法科大学院サイト「選考方法」
(<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/way.html>)
- ・慶應大阪シティキャンパスサイト・2015 年度法律学講座「現代法学の最先端を学ぶ」
(https://www.korc.keio.ac.jp/lecture/course_list.php?series=34)
- ・慶應義塾大学法科大学院サイト「入試統計_年度別入学者数」
(<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/result.html>)
- ・大学院関係資料作成のためのデータについて (社会人調査) (書式)

【障がいのある者への配慮】

4-12 障がいのある者への適正な配慮

障がい者等への適正な配慮については次のとおりである。

本研究科は、身体の機能の障がい等により、受験・就学に際して特別の配慮を必要とする志願者は事前にその旨を申し出るように案内しており、本研究科はその申し出に対応できるように万全の体制をとっている。実際に、2004 年度入学試験において、既修者コースに全盲志願者 1 名の入学試験の受験を受け入れ、2014 年度は、未修者コースに全盲志願者 1 名の入学試験の受験を受け入れた。2011 年度は、未修者コースにて、車椅子での受験を認め、障害者用トイレに近い別室を用意し、既修者コースでは、車椅子での別室受験、マーク式試験のチェック解答用紙配付、パソコンおよびプリンター持込み、試験時間延長を対応した。2012 年度は既修者コースにおいて、別室受験、試験時間の延長を対応した。2015 年度は既修者コースにて、拡大読書機の使用に伴い、別室受験、試験時間の延長を対応した。2016 年度は未修者、既修者コースともに車椅子での別室受験、パソコンおよびプリンター持込み、試験時間延長を対応した。なお、既修者コースでは、受験者に配慮し、問題用紙および六法全書の PDF 化にも対応をした。2017 年度 (2016 年実施) でも車椅子による別室受験を対応した。

こうした体制は、すでに本大学は学部の入学試験で経験済みであったため、大学学部入学試験を担当する部署である本学入学センターの前例を参考にしながら、法科大学院の入学試験でも特別措置の実績を積み上げてきている。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) 入学試験要項 (2017 年 4 月 (および 2016 年 9 月) 入学) (p. 5)

【定員管理】

4-13 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については次のとおりである。

入学定員は、設立当初から2010年度までは、未修者コース約80名、既修者コース約180名としてきたが、2011年度に未修者コース約70名、既修者コース約160名に変更し、現在に至っている。

実際の入学許可者、入学手続者、最終的な入学者は、以下のとおりである。

| 年度 | 区分 | 募集人数 | 入学許可者 | 入学手続者 | 入学者 | 入学許可者 入学率 |
|------|----|------|-------|-------|-----|--------------|
| 2016 | 未修 | 約70 | 97 | 42 | 36 | 37.1 |
| | 既修 | 約160 | 321 | 174 | 130 | 40.4 |
| | 合計 | 約230 | 418 | 216 | 166 | 39.7 |
| 2015 | 未修 | 約70 | 137 | 53 | 45 | 32.8 |
| | 既修 | 約160 | 388 | 182 | 159 | 41.0 |
| | 合計 | 約230 | 525 | 235 | 204 | 38.9 |
| 2014 | 未修 | 約70 | 105 | 44 | 40 | 38.1 |
| | 既修 | 約160 | 352 | 180 | 159 | 45.2 |
| | 合計 | 約230 | 457 | 224 | 199 | 43.5 |
| 2013 | 未修 | 約70 | 94 | 61 | 58 | 61.7 |
| | 既修 | 約160 | 336 | 169 | 158 | 47.0 |
| | 合計 | 約230 | 430 | 230 | 216 | 50.2 |
| 2012 | 未修 | 約70 | 110 | 70 | 69 | 62.7 |
| | 既修 | 約160 | 303 | 182 | 160 | 52.8 |
| | 合計 | 約230 | 413 | 252 | 229 | 56.8 |
| 2011 | 未修 | 約70 | 111 | 73 | 69 | 62.2 |
| | 既修 | 約160 | 312 | 176 | 160 | 51.3 |
| | 合計 | 約230 | 423 | 249 | 229 | 49.5 |
| 2010 | 未修 | 約80 | 140 | 84 | 80 | 57.1 |
| | 既修 | 約180 | 335 | 172 | 155 | 46.3 |
| | 合計 | 約260 | 475 | 256 | 235 | 49.5 |
| 2009 | 未修 | 約80 | 154 | 86 | 80 | 51.9 |
| | 既修 | 約180 | 343 | 191 | 168 | 49.0 |
| | 合計 | 260 | 497 | 277 | 248 | 49.9 |
| 2008 | 未修 | 約80 | 137 | 82 | 67 | 48.9 |
| | 既修 | 約180 | 298 | 201 | 168 | 56.4 |
| | 合計 | 260 | 435 | 283 | 235 | 54.0 |
| 2007 | 未修 | 約80 | 140 | 99 | 88 | 62.9 |
| | 既修 | 約180 | 340 | 192 | 171 | 50.3 |
| | 合計 | 260 | 480 | 291 | 259 | 54.0 |
| 2006 | 未修 | 約80 | 139 | 90 | 77 | 55.4 |
| | 既修 | 約180 | 321 | 199 | 179 | 55.8 |
| | 合計 | 260 | 460 | 289 | 256 | 55.7 |

| | | | | | | |
|------|----|-------|-----|-----|-----|------|
| 2005 | 未修 | 約 80 | 151 | 95 | 74 | 49.0 |
| | 既修 | 約 180 | 305 | 207 | 176 | 57.7 |
| | 合計 | 260 | 456 | 302 | 250 | 54.8 |
| 2004 | 未修 | 約 80 | 160 | 96 | 86 | 53.8 |
| | 既修 | 約 180 | 272 | 223 | 188 | 69.1 |
| | 合計 | 260 | 432 | 319 | 274 | 63.4 |

入学許可者の入学率は、未修者コースについて、入学許可者の50%から60%の範囲で推移してきたが、近年は30%台に低迷している。既修者コースについても、以前の50%台から低下傾向にあり、ここ2年はかろうじて40%台に踏みとどまっている状況である。その結果、両コースについて、定員の確保が困難になっている。

これに対して、学生収容定員は260名の入学定員について3年の在籍期間として計算すると780名となるが、入学者数は2004（平成16）年度～2006（平成18）年度の3年間の単純合計で780名となっており、収容定員（各年度の入学定員を3年度分合計して計算した定員）に見合った入学者数となっていた。その後、2005（平成17）年度～2007（平成19）年度の3年間の単純合計で765名、2006（平成18）年度～2008（平成20）年度の3年間の単純合計で750名、2007（平成19）年度～2009（平成21）年度の3年間の単純合計で742名、2008（平成20）年度～2010（平成22）年度の3年間の単純合計で718名、その後は、2011（平成23）年度から定員削減となり入学定員は230名となったので、2009（平成21）年度～2011（平成23）年度は、収容定員（各年度の入学定員を3年度分合計して計算した定員）750名に対して入学者数は合計で712名（94.9%）となっており、定員はきわめて適正な範囲で管理されていたといえよう。しかしながら、2013（平成25）年度以降は、収容定員は690名となっているが、入学者数は、2013（平成25）年度で694名、2014（平成26）年度で644名、2015（平成27）年度では619名と推移しており、定員管理にも支障を来す状況となっている。

2016年5月1日現在での在籍数は、第1学年50名、第2学年170名（未修者コース37名、既修者コース133名）、第3学年183名（未修者コース34名、既修者コース149名）、合計403名である。この在籍数は、実質的な収容定員の約530名を127名下回る。

なお、上記の現状及び法科大学院をとりまく動向に鑑み、2016年実施入試の募集人員は、未修者コース約50名、既修者コース（6科目入試）約150名、既修者コース（学部3年生4科目入試）約20名に変更した（2017年度の入学定員変更を文部科学省に届出予定である）。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト「法務研究科入学試験等総括表」(http://www.ls.keio.ac.jp/1.entrance_all.pdf)
- ・法科大学院パンフレット（2017年度版）(p.32)

【実施体制】

4-15 責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施

責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施については次のとおりである。

入学者選抜試験に関する決定は、最終的には研究科委員会が行なうが、細目については入試委員会に委任され、入試委員会が業務の実施を担当する。入試委員会は、委員長を研究科委員長が兼任し、事務長・補佐、庶務、コンピュータ及び会計の4名ないし5名の専任教員が毎年任命される。任期は2年であるため、毎年8名ないし10名の入試委員が委員長の下で入試委員会を構成することとなる。2年目の委員が分掌業務の責任者となり、1年目の委員はその各責任者の補佐にあたり、業務を修得して、翌年の責任担当を引き継ぐこととなる。

8月または9月に行われる入学試験の実施自体に関しては、事務側との協力体制及びコンピュータシステムの稼働体制が、業務実施体制の中核となる。

前者は、三田キャンパス入学センター及び学生部法務研究科担当を中心とする協力体制であり、学内の入試業務全般を司る部署による安定的な協力・バックアップが得られている。

後者の体制は次のようなものである。本学学部の入学試験では、多人数の受験生の合否判定を適正、迅速かつ安全に行なう必要があることから、全学レベルの入試コンピュータ処理に関する委員会が入試業務用コンピュータシステムの開発・管理・運営を担当している。これは、全学委員会が管理するコンピュータシステムを各学部が利用する体制にすることで、各学部によるコンピュータ処理を監視し不正行為等を防止して、入試業務の適正化・公正化を図るとともに、入試担当者の潔白を証明するシステムである。

本研究科も当初からこの全学委員会に参加して、全学委員会が管理するコンピュータシステムにより入学試験の業務処理を行なっている。本大学が開発・管理・運営するコンピュータシステムを利用することによって、本研究科の入試業務はすべて学内第三者機関である全学委員会によって監視されており、恣意的な操作を行なう余地は全くなく、入試に際して行なったコンピュータ処理はすべて記録として保管されているため、それを検証することによって恣意的な操作のないことが事後的にも証明できるようになっている。

以上のような入試業務の実施体制は、おそらく現在本学において考えられる限りもっとも公正・適正かつ安定的な業務の実施を実現するものである。

(根拠・参照資料)

- ・大学院法務研究科（法科大学院）研究科委員会規程
- ・入試委員会活動報告（2014年10月～2015年9月）

[点検・評価（長所と問題点）]

【4-1】 【4-2】 【4-3】 【4-4】 【4-5】 【4-6】 【4-7】
【4-8】 【4-9】 【4-13】 【4-14】

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表、学生の適確かつ客観的な受け入れ、志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保、適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価、法学既修者の認定基準・方法及びその公表、各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係、公平な入学者選抜、入学者選抜における競争性の確保入学生員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については次のとおりである。

本研究科の入学試験は、本研究科の理念である国際性・学際性・先端性に沿って、将来の法曹界をリードする人材の育成のために、その資質と能力、熱意と勤勉さを測る選抜を目指してきたといえる。現状での限られた環境下で、志願者の中から上記の如き理念に沿った入学者選抜を行なう方法として、本研究科は一定の成果を収めていると考えている。

まず、入学者選抜の手続・内容等に関する事前の公表には意を尽くしており、できる限り幅広く本研究科の入学試験の周知を図り、多くの多様な志願者が集うことを目指している。サイトを中心にした早い段階の情報開示、「法科大学院パンフレット」及び「入学試験要項」による詳細な情報の周知に努めており、これは一定の成果を挙げているものと考えている。また、入学試験における選抜方法やその実施に際しても、適正で公正な選抜を旨としており、選抜結果に関する情報をサイトで公表することで、社会的な信頼の確保にも意を尽くしている。できる限り情報を開示することで本研究科は外に開かれたイメージを作ることに努力してきたのであり、数多くの出身大学に散らばる入学許可者の現状データは、その努力の一定の成果の達成を証明するものといえるであろう。

もっとも、入学選抜をめぐって指摘されるべき問題点があることは否めない。最大の懸案は、志願者数の減少とそれに伴う競争倍率の低下、それらに起因する定員確保の困難化である。前述のように、近年の志願者数は1,000名を割り込み、競争倍率はかろうじて2倍を確保している状況である。そうした中で、ステップ制廃止、法学既修者試験成績票の提出の任意化（既修者コース）、学部3年生4科目入試の導入等の入試改革を行なったところ、2016年度実施（2017年度）入試においては、未修者コースは引き続き減少し過去最低の200名であったが、既修者コースについては728名（6科目704名・4科目24名）と若干改善した。未修者コースについては、潜在的に関心を持っている層の掘り起こしのためのさらなる努力が、既修者コースについては、法学部等と連携しつつ、早期卒業制度等の活用により学部3年生の法科大学院進学をさらに促すなどすることが要請される。

なお、未修者コースでの小論文試験、既修者コースでの法律科目試験は、現時点で想定された成果を相当程度達成しているものと判断されるため、その内容自体を大きく転

換する必要はない。もっとも、志願者のより潜在的な能力、思考力を評価できる入学試験のあり方は、今後も模索されなければならないであろう。とりわけ、学部3年生4科目入試における選抜のあり方については、試験の内容自体、学習期間の短さに応じた到達度から高度の潜在能力を測ることができるようなものにできないか、検討を要する。

その他の諸点については、特に大きな問題はないと考えている。

(根拠・参照資料)

- ・[現状の説明] の対応する項目で示したものの。

【4-10】【4-11】

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表については、[現状の説明] で指摘したとおり、様々なバックボーンを有する多様な人材に法科大学院で学んでもらうという理念の実現とは程遠い状況が、近年その度合いを深めていることは否めない。とりわけ未修者コースは、その本来の中心的なターゲットは、法学以外の課程履修者または実務等経験者にあるのであり、そうしたの割合が4割前後で推移していることは満足できない状況といえる。新たに導入された「未修チャレンジコース」についても、量的にみれば、大勢に影響を及ぼすには至っておらず、現状を打破する特効薬は見当たらない状況にある。

(根拠・参照資料)

- ・[現状の説明] の対応する項目で示したものの。

【4-15】

責任ある実施体制の下での適切かつ公正な入学者選抜の実施については次のとおりである。

入学者選抜試験の業務実施体制は前述のようなものであるが、大学学部匹敵する規模の入学試験の実施体制としては人員が不足しがちであり、事務側も教員側も多大の労力を払わねばならない点は、法科大学院の入学試験実施上の現状での最大の問題点といえる。とりわけ、入試システム自体が年々複雑多様化する中で業務負担も増大している。それにより本来の教育研究に悪影響が出るようであればある意味本末転倒であり、不断の効率化を図ることが課題といえる。

業務の実施における適正さ・公正さの確保については、本研究科の入試委員会が万全の体制をとるべく配慮しており、さらに、本大学の入試コンピュータ処理に関する委員会が統括するコンピュータシステムの運用・管理によって、内部的にはあってもいわず第三者機関による監視・管理システムが確立している。現状のこうした体制をとる限り、業務の実施に対する公正さの確保・検証の体制として、問題はない。

(根拠・参照資料)

- ・[現状の説明] の対応する項目で示したものの。

【将来への取組み・まとめ】

**【4-1】 【4-2】 【4-3】 【4-4】 【4-5】 【4-6】 【4-7】
【4-8】 【4-9】 【4-13】 【4-14】**

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表、学生の適確かつ客観的な受け入れ、志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保、適性試験の結果に基づいた入学者の適性の適確かつ客観的な評価、法学既修者の認定基準・方法及びその公表、各々の選抜方法の適切な位置づけ及びそれらの関係、公平な入学者選抜、入学者選抜における競争性の確保入学者定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、志願者数の減少及びそれに端を発する諸問題への対策として、一連の入試改革を行なったところであるから、その効果を見極めつつ、さらなる拡充を図っていく必要がある。また、それらが入学者の質にどのように影響するかの検証のためには、改革された入試制度による入学者の動向を把握しなければならない。そこで、近年活動を休止している追跡調査委員会を再始動させるなどして、動向把握に努めることなどにも取り組みたい。

【4-10】 【4-11】

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮、法学以外の課程履修者または実務経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表については、前述のように現状は芳しいものではない。様々なバックボーンを有する法曹の育成という理念を現実のものとするには、前述した入試改革や社会人向けのコース設定といった努力に加えて、潜在関心層の掘り起こしのための努力をあらゆる方向に広げていかなければならない。

1つは、本研究科の広報活動をより活性化することを通じて、新たな志願者層を開拓する方向である。その際に、本研究科の設置する幅広い選択科目やWPの少人数クラス授業が法学以外の課程履修者や実務等の経験者にも魅力的な内容と映るように、さらにグレードアップを図らねばならない。

いま1つは、実務経験者を取り込んだ教育・研究の展開を考えるという方向である。法科大学院は法曹教育機関として、主として司法試験を通じて法曹となるべき人材の育成を主眼としている。しかし、それにとどまらず、本研究科は、社会で活躍する法曹実務家や企業法務等に携わる企業人らに、再教育プログラムを提示し、あるいは、それら実務家等との共同研究の場を設けることを通じて、新たな教育・研究プログラムを発信することを、2014年度に実現した。こうしたプログラムを通じて、本研究科は、さらに多様な人材教育の場として発展を望むことができるであろう。

さらに将来的には、未修者コースの1年目に対応する教育の提供方法を柔軟化する（たとえば、他キャンパスに在籍する学部生が遠隔で視聴できるようにする）ことなども含めた取組みが必要な時期にきており、2017年度から試行的に、本学学部生への未修者1年次開講科目の一部提供などを行なう予定である。

5 学生支援

【現状の説明】

【相談・支援体制】

5-1 身心の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備及び効果的な支援の実施

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、学生が心身の異常や不安を感じた時、直ちに率直に相談できる体制を常に整えておくことを目標に、主として以下の措置をとっている。第一に、学生一人ひとりの顔と名前が一致する者として、1年次および2年次には、クラス担任を置き、授業、その他での人的交流を日頃から図りながら、日常的相談に応じられるようにしている。第二に、とりわけ授業の履修継続の可否、休学の要否等に絡む問題については、クラス担任からの相談、学生部からの連絡、または学生からの直接のリクエストの何れの方法によっても、学習指導委員会委員が個別に面談し、学生一人ひとりの状況に合わせてこまめに相談や助言を与えることができる体制を整えている。第三に、「学生部」においては、学生が心身にわたる相談をいつでも気軽にできるような体制をつくっている。第四に、「保健管理センター」・「診療所」においても、健康相談を常時できるようになっているほか、定期健康診断を実施し、学生の健康管理に努めている。第五に、「学生相談室」を設置しており、学生が様々な悩みごとを気軽に相談できるようにしている。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.15)
- ・ 学生相談室リーフレット

【ハラスメントへの対応】

5-2 各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備及び学生への周知

各種ハラスメントに関する規程及び相談体制の整備とそれらの学生への周知については、「ハラスメント防止のためのガイドライン」が策定されており、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」が組織され(1998年11月)、学生が同委員会事務室および相談員(三田地区には11名)に対して直接に電話またはEメールによって連絡をとり、常時相談できる体制がとられている。また、ハラスメント防止委員会がセクシャル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等について分かりやすく説明し、必要に応じて直ちに適切な対応がとれるようにするためのリーフレット「What's Bothering You?」を作成している。同委員会は、これを全教職員に配布する一方、学生には履修申告資料に同封して周知を図っている。その際、相談員の連絡先を記載した相談窓口カード(携帯しやすいようにカード・サイズにしたもの)をリーフレットと一緒に配布している。同様の情報は、同委員会のサイトでも随時確認することができる。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾ハラスメント防止委員会「What's Bothering You?」
- ・慶應義塾ハラスメント防止委員会サイト (<http://www.harass-pco.keio.ac.jp/index-j.htm>)

【経済的支援】

5-3 奨学金などの経済的支援に関する相談・支援体制の整備

奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制の整備については、毎年度、「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」等において各種奨学金制度の概要を知らせ、具体的な内容が確定次第、入学予定者に対し、サイト等を通じて知らせている。現在、①入学試験成績優秀者（総数 20 名。法学未修者と法学既修者で 3 : 7 に配分され、法学未修者 6 名、法学既修者 14 名）に対する授業料の全額免除、②その他の入学者に対する全員一律 40 万円の給付、③日本学生支援機構の奨学金制度、④地方公共団体、社団法人、財団法人、企業などによる奨学金制度、⑤教育ローン制度などがある。このうち、①については、2 年次以降は、奨学金制度の趣旨に則り、その前年次の成績が、総学生の上位 3 分の 1 を下回る成績となった場合は、奨学生の資格を失うものとし、その枠を、改めて前年次の学業成績に基づく選考によって補充することとしている。加えて 2015（平成 27）年度入学者より⑥教育訓練給付金「専門実践教育訓練講座」（厚生労働大臣指定）が適用されることとなった。なお、②の奨学金については、本大学の担当部局との協議の結果、2016 年度入学者より一律奨学金の制度を廃止して、学費に組み入れる（学費を減額する）こととなった。

これらの奨学金制度については、「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」、法科大学院サイト等を通じて情報の提供をしている。また、奨学金制度への応募については、クラス担任、学習指導委員会委員、学生部福利厚生支援担当などが個別相談に応じている。その際、推薦状等が必要な場合は、クラス担任、学習指導委員会委員、その他、当該学生が希望し、かつその者を知る教員が対応している。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成 28 年度（2016 年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）(p. 14-15)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 33)
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）2017 年 4 月（および 2016 年 9 月）入学試験要項 (p. 18)

【障がいのある者への配慮】

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備

障がいのある者を受け入れるための支援体制の整備については、まず、建物・教室・資料室・トイレ・通路を含むバリアフリー設備の設置、エレベーターなどの音声案内などをはじめ、障害者の便宜のために必要と考えられる施設を装備している。また、本研究科は、2004（平成16）年 4 月入学の第 1 期生から、法学既修者コース（2 年制）に全盲の入

学者を実際に受け入れ、この学生は第1回新司法試験に合格した。また2011（平成23）年4月から2013（平成25）年3月まで、右下肢軽度機能障害をもつ学生が1名在籍していたことから、この学生に対しても定期試験等の際には一定の配慮が払われた。

なお、障がいがある者の情報は、すでに受験志願段階から把握し、必要な対応が遅れずにとれる体制を整えている。

（根拠・参照資料）

・【特別措置】 慶應LS 2016年度秋学期定期試験 時間割

【休学者・退学者の管理】

5-5 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

休学者・退学者の状況把握および適切な指導等については、「学習指導委員会」が管轄している。休学や退学につながり得る問題や悩みを持つ学生については、事実上まずは当該クラスの担任の教員や必修の授業等の担当教員が個別に対応することが多いが、これらの教員を通じて、または学生から学生部への申し出を介して、学習指導委員会が状況把握と指導にあたることになっている。学習指導委員会においては、委員が学生と面談を行ない、個々の学生が抱える問題や悩みごとの内容に応じて適切な助言を与えるなど細やかな対応を行なうことに努めている。休学や退学を希望する申し出があったときには、学習指導委員会委員が面談を行い、理由があると判断したときには学習指導委員会で検討し、最終的には研究科委員会で審議の上、これを承認することになっている。

休学・退学の自由、および、休学・退学者数は、以下のとおりである。

| 休学事由／年度 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|--------------|------|------|------|------|
| 病気療養のため | 9 | 4 | 3 | 0 |
| 経済的理由のため | 1 | 2 | 4 | 0 |
| 進路変更 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 予備試験合格 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 司法修習(司法試験合格) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他、一身上の都合 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 合計 | 12 | 12 | 10 | 2 |

| 退学事由／年度 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|--------------|------|------|------|------|
| 病気療養のため | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 経済的理由のため | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 学則第28条処分退学 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| 進路変更 | 7 | 11 | 3 | 4 |
| 予備試験合格 | 4 | 5 | 5 | 7 |
| 司法修習(司法試験合格) | 1 | 3 | 3 | 2 |
| その他、一身上の都合 | 2 | 1 | 2 | 0 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 合計 | 18 | 22 | 14 | 19 |
|----|----|----|----|----|

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 13)

【進路に関する相談・支援体制及び把握体制】

5-6 進路に関する相談・支援体制及び把握体制の整備

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備及び修了生の進路等を把握する体制

については、第一に、クラス担任、学習指導委員、授業担当者が、学生からの相談希望に応じ、随時受け付けている。第二に、「三田法曹会」(本学出身の法曹および司法修習生によって構成される組織)の協力も得て、学習相談会、学習支援ゼミ、修了生支援ゼミの開催等を通じて進路選択の相談に応じている。第三に、多数の法律事務所の協力を得て、授業科目「エクスターンシップ」を実施しており、法律家としての実際の仕事に触れながら、進路選択について考える機会を開拓・提供している。第四に、「ワークショップ・プログラム」等の授業において、裁判官、検察官、弁護士等の実務者を招き、職務の内容に触れる機会も提供している。第五に、職域拡大の趣旨から、「フォーラム・プログラム」を充実させると同時に、『インハウスで活躍する』や『グローバルに活躍する』などを発刊し、修了生の活躍を伝えている。第六に、学生総合センター就職担当が就職に関する様々な情報を蓄積、提供しており、個別の相談にも応じている。

修了生の進路等を把握する体制については、2-42に記載したとおり、「ジュリナビ」(<https://www.jurinavi.com/>)に登録することを推奨するとともに、「ジュリナビ」を通じて修了生の動向を把握している。この登録制度は、新司法試験の合格状況の把握だけでなく、修了生のその他の進路状況についても、一括して把握するシステムである。さらに、法科大学院協会が中心となって進めているジュリナビを用いた修了生の進路状況把握プロジェクトに参加している。なお、これまでは修了生が修了後に自己の状況について登録していたが、2014(平成26)年度より司法試験の受験要項配付時に、「ジュリナビ」への登録を確認しており、それによってすべての修了予定者の登録ができています。また、新司法試験が開始された平成18年以降、毎年、新司法試験の最終結果公表に併せて、新司法試験の合格状況を詳細に分析し、修了生及び社会に対して、慶應義塾法科大学院の新司法試験の成果を公表していることは特筆すべき事項である。この公表を通じて、単に新司法試験の合格率や合格数を公表するにとどまらず、それらの成果が法科大学院教育と密接に関連することをGPAと新司法試験の合格率との相関関係から明らかにし、さらに、修了生の最終的な新司法試験の合格率も算出して、70%以上の修了生が最終的に新司法試験に合格していることを公表している。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 20)

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 24-25)
- ・ 大学院履修案内平成 28 年度 (2016 年度) 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院) (p. 33-35)
- ・ 春学期学習支援ゼミ受講生の募集について
- ・ 秋学期学習支援ゼミ受講生の募集について
- ・ 秋学期修了生支援ゼミ受講生の募集について
- ・ 平成 28 年 司法試験受験案内の配付について
- ・ 『インハウスで活躍する』
- ・ 『グローバルに活躍する』

【点検・評価（長所と問題点）】

【5-1】

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、制度的には一応整っていると評価できる。ただし、相談や支援の体制が整備されていても、それを必要とする学生を早期に見出してしかるべき対応を取ることが肝要である。実際に、毎年、心身の健康で悩む学生が若干名は出ていることから、早期に適切な対応を取ることができるよう、各教員や事務職員が常に注意している必要があり、この点に関する啓発活動などが課題である。

【5-2】

各種ハラスメントに関する規程と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、本研究科固有の組織ではなく、本大学全体をカバーする「慶應義塾ハラスメント防止委員会」が主に対応することになっている。この場合、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」と本研究科がどのような連携を行なうかが必ずしも明確でない点が課題として残る。

【5-3】

奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制の整備については、入学試験成績優秀者が入学を辞退したときに次点の受験生が繰り上がって奨学金を受けるのが合理的とも思えるが、実際には辞退の時点が様々であり、繰上げの手続が事務的に難しいという問題があって、実現していない。

【5-5】

休学者・退学者の状況把握および適切な指導等については、①心身の不調に関する訴えを早期に発見して受け止め、それによる休学・退学を予防することができるようなシステムを用意すること、②法学に対する適性を有しないと入学後に判明した未修者について、適時に進路変更することができるようなシステムを用意すること、の2点が課題として残っている。

【5-6】

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備及び修了生の進路等を把握する体制については、体制としては十分整っていると思われるが、「ジュリナビ」は、あくまで修了生の自発的な登録に依拠するため現状では、登録件数は着実に増加しているが、登録内容としては必ずしも十分ではない点に、問題があることもまた、2-45における記述のとおりである。将来に向けて、修了生の進路をより確実に把握するために、修了生に登録情報充実化をより強く求める注意の喚起が何よりも重要であると考え、この登録を毎年更新するように促すことを通じて、より実態に即した継続的な進路把握を可能とするように努めなければならない。法科大学院協会が中心となって進めているジュリナビを用いた修了生の進路状況把握プロジェクトに参加しているが、同時に、慶應義塾大学大学院法務研究科が独自に修了生の進路把握に努めるべきであると考えている。

【将来への取り組み・まとめ】

【5-1】

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、学生の心身の不調を早期に発見し、必要に応じて専門家のアドバイスにつなげることができるような環境を本研究科に構築していくことが望まれる。

【5-2】

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」のほかに本研究科用の相談体制を設けることの適切性について検討すべきである。

【5-3】

奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制の整備については、本研究科の学生の経済状況を何らかの形で調査し、学費の負担がどの程度のもと感じられているか、またそれがどの程度修学の障害となっているかについてデータを得ることを検討すべきである。

6 教育研究等環境

[現状の説明]

【教育形態に即した施設・設備】

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、次のとおりである。本研究科の施設が収容されている三田キャンパスの「南館」の地下1階から地下3階までに、50名収容可能な講義室が計15室ある。うち各階の1教室（計3教室）は、80名収容が可能であり、主に2クラス合同の期末試験時に利用している。1年生は1クラス、2年生は5クラス、3年生は6クラスで、計12クラスであるから、全クラス同時に授業を行なうことが可能である。また、地下4階には112名収容可能な講義室が2室ある。本研究科では、選択科目の中で履修希望者が多い科目の場合でも通常の授業は上記の教室で十分まかなうことができる。

なお、定期試験の際には必修科目は同時に試験を実施するため、3年生の場合、全クラスを収容するには地下4階の100人教室を2つ使用してもあと50人教室が2つ必要となるが、地下1階～地下3階にそれぞれ1教室ずつ、80名収容の教室があるため、その教室を利用することで、3教室で実施が可能となっている。

その他、模擬裁判の授業用に模擬法廷教室が地下4階に1室ある。この教室は、上記の100人収容可能な講義室より広く、模擬裁判の授業用としては十分なスペースを有する。また、地下4階には「ディスタンス・ラーニング教室」と呼ばれる180人収容可能な教室がある。これは遠隔地との通信設備を備えた視聴覚教室であるが、可動式の法廷設備を設置しているので、模擬法廷教室としても利用することができる。この教室は収容人数が多いため、学生に対する各種の説明会やガイダンス、シンポジウム等の際にもしばしば利用される。

なお、2年生や3年生の学生数は約180人に上るのであるから、以上の教室では1つの学年の学生全員を収容することはできないが、地下4階の112名収容可能な講義室を1室へレイアウト変更することで、224名が収容可能な教室となり、必要に応じて利用している。法科大学院関係の説明会・講演会等のために三田キャンパスの他の校舎の教室を使用することは可能であり、実際にもしばしば行われている。したがって、「南館」の教室の最大収容人数が180名であっても特に支障は生じていない。

演習に相当するものとしては、本研究科の場合、「ベーシック・プログラム」や「ワークショップ・プログラム」等の授業があるが、上述のように通常の教室は50人収容であり、そのまま演習形式の授業にも使用できるサイズであることから、授業のための演習用教室は特に置かれていないものの、別段不便は生じていない。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）(p. 52)
- ・ 基礎データ「講義室、演習室等の面積・規模」(表19)

【自習スペース】

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備及びその利用時間の確保

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、次のとおりである。本研究科の施設が収容されている三田キャンパスの南館の1階、2階、3階の3個所に学生用の自習室が設置されている。1階および3階は法科大学院生の専用であり、座席数は172人分ある。2階は法科大学院生のほか、他の研究科の大学院生も使用できることになっており、座席数の合計は330人分で、そのうちの半数が法科大学院生優先の座席となっている。この結果、3箇所の自習室席数は502人分で、法科大学院の収容定員680には届かないものの、現在の在籍者は403名なので、修了生や他研究科大学院生の利用を考えても、座席数は十分に確保されていると考えられる。

自習室は年末年始（12/31～1/3）の時期を除き、日曜日・祝日や長期休業中も開室している。開室時間は月曜日から土曜日までは8時30分～23時、日曜日・祝日は8時30分～21時であり、図書館の開館時間や学生の通学条件、安全管理を考慮し、開室している。なお、席は指定されておらず、決まった席を自分の専用とすることはできない。

修了生は、3月の修了後、4月～5月まで特別研修生として登録を行えば、自習室などの施設を利用することが認められており、司法試験に不合格となった場合も9月の秋学期から科目等履修生または特別研修生として登録すれば、施設の利用を認めているため、修了生にも施設面での配慮がなされている。

その他の自習スペースとして、学生が数人集まって自主ゼミその他の勉強会を自主的に開催する目的に利用するため、南館地下1階に4名から8名程度収容可能な学生用のグループ学習室が6室あり、いつでも学生が使用できるようになっている。また、教室が授業に使用されていない場合には、学生は、所定の手続を経て、勉強会等のために使用することができ、申請件数はきわめて多い。

（根拠・参照資料）

- ・ 大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 52）
- ・ 南館自習室の取り扱いについて
- ・ 南館教室およびグループ学習室申請について（授業期間中、休業期間中）
- ・ 2016年度春学期 特別研修生および特別学生（科目等履修生）の募集要項
- ・ 2016年度秋学期 特別研修生および特別学生（科目等履修生）の募集要項

【障がいのある者への配慮】

6-3 障がいのある者のための施設・設備の整備

障がいのある者のための施設・設備の整備については、次のとおりである。まず、建物・教室・資料室・トイレ・通路を含むバリアフリー設備の設置、エレベーターなどの音声案内などをはじめ、障害者の便のために必要と考えられる施設を装備している。

【情報関連設備及び教育研究に資する人的支援体制】

6-4 情報インフラストラクチャーの整備

学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーの整備については、次のとおりである。南館地下2階にパソコンが合計10台ほど置かれているほかキャンパス内のパソコンルーム等で学生がパソコンを自由に利用できる。学生全員にメールアドレスが与えられているので、少なくとも大学内のパソコンを使用して電子メールをやりとりし、各種のサイトを見ることができる。これら学内のパソコンの保守・管理は、慶應義塾の「インフォメーションテクノロジーセンター（ITC）」によって行われる。

本研究科は、学生及び教員の便宜のために、株式会社TKCの提供する「法科大学院教育支援システム」及び株式会社エル・アイ・シーの提供する「LLI統合型法律情報システム」に加入している。またkeio.jpという慶應独自の共通認証システムを通じて、WestLaw Japanの判例検索システムなども利用が可能となっている。そのため、学生及び教員はこれらのシステムを大学からでも自宅からでも利用して法令、主要な判例・雑誌の検索を行なうことができ、教育上きわめて大きな効果を挙げている。

また、ITCが提供する本学独自の授業支援により、授業科目ごとのあるいは学生全員に対する連絡板のサービスを提供しており、これを利用して教材の配布や事務的連絡を頻繁に行なっている。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）
(p. 8-10)
- ・ ITCアカウント利用規則
- ・ パソコン・プリンタの利用について（2016年度 法務研究科）
- ・ keio.jp登録のご案内

6-5 教育研究に資する人的支援体制の適切な整備

教育研究に資する人的な支援体制の整備については、2-23 で述べたとおり、本研究科修了生である若手弁護士を「助教（有期・非常勤）」とし（平成28年度は20名）、学習支援ゼミおよびグループ別学習支援ゼミを担当させている。さらに、3-10 で述べたとおり、研究者養成の一環として「助教（有期）」を採用している（平成28年度は2名）。

(根拠・参考資料)

- ・ 2016年度「グループ別学習支援ゼミ（GGG）」（未修者コース1年次）について
- ・ 春学期学習支援ゼミ受講生の募集について
- ・ 秋学期学習支援ゼミ受講生の募集について

【図書資料等】

6-6 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

図書館（図書室）における法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な十分な図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、次のとおりである。「南館」にある図書館（「南館図書室」）は三田キャンパスの「メディアセンター」の一部をなす図書館であり、必ずしも法科大学院の専用図書館ではないが、法科大学院の授業等を念頭において書籍の購入、所蔵を行なっており、本研究科の教育と研究を支援する図書館とすることができる。また、三田メディアセンター全体の開架冊数2,877,974冊のうち南館図書室に、法務関連の書籍を116,404冊ほど開架図書として配架している。

「南館図書室」は「南館」の地下2階から地下4階に設けられ、1階には法律分野の雑誌、レファレンスブック、法科大学院用「リザーブブック」（教員の指定により複数購入・貸出禁止等の特別扱いを受ける図書）等が置かれる。地下3階には、法律分野の図書が置かれ、地下4階には記念論文集、法律・政治・経済・経営分野の図書が置かれている。

学生及び教員は三田キャンパス中央にある「メディアセンター」の本体たる図書館を利用することもできる。また、「メディアセンター」が提供している各種のデータベースや電子ジャーナルのサービスは、南館図書室でも利用することができる。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾図書館サイト
 - (1) 「図書館案内」 (<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/>)
 - (2) 「南館図書室フロアマップ」 (http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/floor_map.html)
 - (3) 「南館図書室開室時間」 (<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/hours.html>)
- ・ 基礎データ「図書、資料の所蔵数」（表20）

6-7 図書館の開館時間

図書館の開館時間の確保については、次のとおりである。すなわち、南館図書室の「通常開室時間」は、平日は8時45分から21時20分まで、土曜日は8時45分から17時20分までである。日曜日は原則、閉室となっているが、これは三田キャンパス全体における休日の利用者数などを考慮した結果である。なお、秋学期は日曜日にも臨時に開室される場合がある。

開室時間においては授業時間を考慮し、9時から始まる1時限目の授業前に開室し、6時限目の終わる19時40分以降も利用できる状況にある。

（根拠・参照資料）

- ・ 慶應義塾図書館サイト
 - (1) 「南館図書室開室時間」 (<http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/hours.html>)
 - (2) 「臨時開館日利用時間一覧」 (http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/j7aliq0000000w3g-att/20170122_hours_1.pdf)

6-8 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、慶應義塾大学が早稲田大学及び一橋大学との間で図書館相互利用の協定を結んでいるが、本研究科が独自に他の法科大学院等との間で図書館の相互利用の協定を結んでいる例はない。上記2つの図書館相互利用の協定は当然に法科大学院の学生・職員にも及ぶので、特に法科大学院のレベルで両大学と図書館相互利用の協定を結ぶ実益はないものと思われる。

(根拠・参照資料)

・慶應義塾図書館サイト 「協定大学図書館の利用」 <http://www.mita.lib.keio.ac.jp/guide/otherlib/agreement.html>

【専任教員の教育研究環境】

6-9 専任教員の授業担当時間の適切性

専任教員の授業担当時間の適切性については、2016年度の本研究科の専任教員（みなし専任を除く）の授業担当時間の平均は12時間であり、専任（実務家）教員みなし専任教員の授業担当時間の平均は3.9時間である。これは教育の準備および研究に配慮した適正な範囲内（多くとも年間30単位相当以内。みなし専任教員は15単位相当以内）にある。

一部の専任教員については、年間平均時間につき12.0時間を超過する者がいるが、これは、法学研究科における「論文指導」（前期2時間、後期2時間）および法務研究科における上級リサーチペーパーIおよびII（各学期6時間）、リサーチペーパー（後期1時間）を含むものであり、それを除くと概ね12.0時間内または12.0時間を若干オーバーする程度である。

(根拠・参照資料)

・基礎データ「専任教員の担当授業時間」（表9）

6-10 各専任教員に対する個別研究室の用意

各専任教員に対する個別研究室の用意については、研究者教員及び実務家教員の専任教員に対して個室の研究室が与えられているが、一部の出講回数の少ない実務家教員の専任教員（3名。ただし、助教を除く）に対しては、2名で一室の利用となっている。それらの研究室の多くは南館の9階から11階までにあり、十分なスペースを有している。なお、本研究科発足以前から本大学法学部の専任教員だった1名の研究室は三田キャンパス北側の研究棟にあるが、同じキャンパス内で歩いてわずか1～2分の所であるから、それほど大きな支障とは受け止められていない。

(根拠・参照資料)

・大学院履修案内平成28年度（2016年度）慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）（p. 52、「三田キャンパス構内マップ」）

- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 30)
- ・基礎データ 「教員研究室」(表 21)

6-1-1 教員の研究活動に必要な機会の保障

教員の研究活動に必要な機会の保障については、慶應義塾大学では全学的に「特別研究期間」制度(いわゆる「サバティカル」)が存し、法務研究科においても適切に実施されている。2012(平成24)年度以降2016(平成28)年度までの間にサバティカルを取得した専任教員は8名であった。2014(平成24)年度はサバティカルの取得者がいなかったが、その場合でも次年度以降にサバティカル取得枠を調整するなどの対応をした。

さらに、若手研究者教員の在外研究については、2012(平成24)年3月に「法務研究科における若手研究者教員の在外研究(留学)に関する内規」を定め、若手研究者教員の在外研究に係る規則を明文化した。これにより、2014(平成26)年度は、2名の専任教員が在外研究の機会を得た。以後、2016(平成28)年度までの間で、3名が2年間の在外研究を取得し、1名が1年間の在外研究を取得した。

以上、述べた状況をまとめると次の表の通りである。

| 年度 | 2012 | | 2013 | | 2014 | | 2015 | | 2016 | |
|--------|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|
| 学期 | 春 | 秋 | 春 | 秋 | 春 | 秋 | 春 | 秋 | 春 | 秋 |
| サバティカル | 1 | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | 1 | | | | | | | 1 | | |
| 留学 | | | 1 | | | | 1 | | | |
| | | | | | 1 | | | | 1 | |

(根拠・参考資料)

- ・慶應義塾大学特別研究期間制度規程
- ・法務研究科における若手研究者教員の在外研究(留学)に関する内規

6-1-2 専任教員への個人研究費の適切な配分

専任教員への個人研究費の適切な配分については、慶應義塾大学では全学的にすべての専任教員に「特別研究費」、「教授用品費」等が支給され、また、各専任教員の申請に基づき、学事振興資金として、単年度または複数年度にわたり、様々なカテゴリーに応じて研究費が支給される。

(根拠・参照資料)

- ・「慶應義塾で研究活動を行なう人のための RESEARCH HANDBOOK 2016」
- ・基礎データ「専任教員の個人研究費等」(表 12)

[点検・評価（長所と問題点）]

【6-2】

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、まず、無資格者の立入りや不法使用の排除の問題がある。現在は、自習室にカードリーダーを導入し、1階および3階の自習室は法科大学院生のみ、2階の自習室は法科大学院生も含めた本学大学院生に入室を制限しているため、無資格利用者の問題は一時期解消されたが、不正に入室している状況が確認されており、対応が急がれる。

【6-4】

学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーの整備については、現在、「TKC」と「LLI」のシステムに加入していることに加え、「Westlaw Japan」のシステムなど法科大学院独自の契約ではないものも充実している。なお、これらのシステムには学外（学生の自宅など）からもアクセスが可能となっており、その充実ぶりは、本研究科の大きな長所である。

【6-6】

図書館（図書室）における法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、充実した法務関連書籍の所蔵にくわえ、「リザーブブック」の制度を設けている点が長所である。

【6-7】

図書館の開館時間の確保については、日曜日の開室が少ない点が課題であるが、大学全体としても秋学期を中心とした日曜開館を試行実施中であり、今後の改善が期待される。

【6-11】

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究者教員のサバティカルの取得、若手研究者教員の在外研究の機会の付与が積極的になされており、高く評価される。

[将来への取組み・まとめ]

【6-2】

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、今後、自習室への入室管理の見直しを検討していきたい。

【6-7】

図書館の日曜・休日開館は全学の問題であるため、本研究科独自で決定できることではないが、大学側も実施可能性を模索している段階であり、そこへの協力と働きかけを通じて、前向きに取り組んで行く必要がある。

7 管理運営

[現状の説明]

【管理運営体制等】

7-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

本研究科には、固有の運営組織として、「研究科委員会」と、「運営委員会」の2つの委員会が存する。研究科委員会は、学事（教学）を管轄し、運営委員会は、人事及び予算を管轄する。

研究科委員会は、本研究科に所属する専任教員によって組織される。これに対して、運営委員会は、法務研究科委員長、委員長が推薦する法務研究科委員若干名、外部委員（法務研究科委員以外の慶應義塾教員、学外の有識者）若干名から組織される。

また、研究科委員会規程は、研究科委員会に役職者の定めを置き、委員長、副委員長、委員長補佐、その他を役職者とする（第3条）。いわゆる執行部は委員長以下の役職者によって構成され、「補佐会議」と通称されている。

さらに、研究科委員会は、執行機関として常任委員会を置く。常任委員会は、法務研究科委員長、同副委員長、委員長補佐に加え、学習指導委員長、人事委員長及び選挙で選出された若干名の委員により構成される（「研究科委員会規程」第4条、「常任委員会規程」第2条）。「常任委員会」については、「大学院法務研究科（法科大学院）常任委員会規程」、「法務研究科常任委員選挙規則」が存する。

以上のとおり、本研究科においては、その管理運営のための固有の組織体制が整備されている。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則
- ・大学院法務研究科（法科大学院）研究科委員会規程
- ・大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則
- ・大学院法務研究科（法科大学院）常任委員会規程
- ・法務研究科常任委員選挙規則

7-2 管理運営に関する規程等の整備及びその運用

管理運営に関する規程等の整備については、以下のとおりである。

本研究科の管理運営の組織に関しては、「大学院法務研究科学則」（第10章第38条～第48条）に規程が置かれている。本研究科に、運営組織として「研究科委員会」と「運営委員会」の2つの委員会が設けられること及びそれぞれの管轄については、「大学院法務研究科学則」第38条、第42条、第43条、第47条が定める。

両委員会については、それぞれの組織・議事・権限等について細則を定める「大学院法務研究科（法科大学院）研究科委員会規程」と「大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程」とが存する。

「法務研究科委員長」候補者の選出については、「研究科委員長」の候補者の選出に関する規程（「慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則」、「法務研究科委員長選挙管理委員会内規」）が整備され、2009（平成21）年10月着任の委員長から適用されている。

法務研究科の教員の人事に関しては、法務研究科内に人事委員会を設け、各種の人事内規（3-1-1参照）に従って、専任教員組織の責任による適切な人事を遂行することとなった。

また、これらの規定に基づき、教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定が、十分に尊重されている。事実、法科大学院の専任教員の採用については、人事委員会が、中長期にわたる人事の大枠・目標を設定し、人事委員会の内規に沿って具体的な人事案を策定し、研究科委員会が承認をして、運営委員会に報告した上で承認を受ける手順が踏まれてきた。形式上人事権を有する運営委員会は、今までにこの人事案を覆したことはなく、実質的には、法科大学院の研究科委員会が主導した人事が適切に運営されている。

以上のとおり、本研究科の管理運営については、今日では、規程等がほぼ整備されている。

なお、学事（教学）以外の管理運営、特に人事及び予算については、運営委員会が決定するものであり同委員会には若干名の外部委員が含まれることから、「大学院法務研究科学則」上は、これらの点につき、専任教員組織の決定の尊重が必ずしも反映されないように見える余地が存する。しかし、前述のとおり、「研究科委員長」の選出、専任教員の新規採用と昇任など人事について規程の整備が進み、現状では、実質的には、専任教員組織である「研究科委員会」に権限が委譲されているといえる。

予算に関しては、基本的には学校法人に最終の決定権が存するのは当然であり、現在の運営委員会においては、大学理事等の法人の執行部と、研究科委員長等の研究科委員会の執行部（いわゆる「補佐会議」）が、外部委員の意見を徴しながら、予算についても協議し、決定するというものであるから、むしろ、専任教員組織である研究科委員会の意向は、研究科委員会の執行部を介して、運営委員会に反映される仕組みといえることができる。

（根拠・参照資料）

- ・ 大学院法務研究科学則（38条-48条）
- ・ 大学院法務研究科（法科大学院）研究科委員会規程
- ・ 大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則
- ・ 法務研究科委員長選挙管理委員会内規
- ・ 大学院法務研究科（法科大学院）常任委員会規程
- ・ 法務研究科常任委員選挙規則
- ・ 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員新任人事内規」
- ・ 同「研究者専任教員昇任人事内規」
- ・ 同「実務家専任教員昇任人事内規」

- ・同「研究者教員転籍人事手続内規」

【専任教員組織の長の任免】

7-3 法科大学院固有の管理運営を行なう専任教員組織の長の任免等の適切性

法科大学院固有の管理運営を行なう専任教員組織の長の任免等の適切性については、以下のとおりである。

大学院法務研究科学則によると、法務研究科委員長は運営委員会の推薦に基づき塾長（学長）が任命するとされている（「大学院法務研究科学則」39条、第47条1項）。この点につき、研究科委員会規程は、研究科委員会意見を運営委員会に具申することができる」と規定されている（「研究科委員会」規程第10条第2項）。

この点に関して、2009（平成21）年5月に、「研究科委員長」の候補者の選出に関する規程（「慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則」、「法務研究科委員長選挙管理委員会内規」）が整備され、2009（平成21）年10月着任の委員長から適用された。実際にも過去事例において、運営委員会において研究科委員会の意見が尊重されており、適切な運用であると言いうる。

（根拠・参照資料）

- ・大学院法務研究科学則（39条、47条）
- ・大学院法務研究科（法科大学院）研究科委員会規程
- ・大学院法務研究科（法科大学院）運営委員会規程
- ・慶應義塾大学研究科委員長選挙規則
- ・法務研究科委員長選挙管理委員会内規

【関係学部・研究科等との連携】

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、本研究科は、いわゆる独立研究科（独立大学院）として設置された本学初の専門職大学院であるが、総合大学の一角を形成するメリットを活かし、周辺社会科学関連科目は勿論、提供する多様なカリキュラムの実施に際しては、全学的な支持を得て、授業担当教員の依頼等において協力を得ている。逆に、本研究科教員が、その経験・専門知識を活かし、他部局の授業担当や全学的なプロジェクトへの関与によって連携していることも勿論である。

その中で、法学部、法学研究科、法務研究科（法科大学院）の三者は、組織的には完全に別個であり、機能的にも、法学部が一般法律学の教育、法学研究科が博士課程前・後期における研究者養成教育及び基礎的な法学研究、本研究科が高度な法曹実務家養成教育及び実践的な法学研究という役割分担をそれぞれが担っているとはいえ、いずれも「法」あるいは「法学」を対象とする研究教育機関であることは共通するのであるから、それぞれの組織のアイデンティティ（特に教育水準及び教育課程としての一体性）を損なわない範

囲で、相互に交流を図ることが、特に「実務と理論の架橋」という法務研究科（法科大学院）の理念に照らしても重要であることは疑いないところである。

そこで、法務研究科は、学部・法学研究科との間で、連絡協議会を設置し、人事交流やカリキュラムの相互履修等について協議を重ねており、これまで、法務研究科と法学研究科の授業科目の相互履修、法務研究科と法学研究科の専任教員の人事交流に向けた転籍手続きの策定などで成果を挙げている。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾組織図
- ・法学部・法務研究科連絡協議会開催通知（第1回～第6回）
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員転籍人事手続内規」

【財政基盤の確保】

7-5 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、以下の状況にある。

本研究科は、学校法人慶應義塾内におかれた研究教育機関であり、施設の利用等、運営経費の多くの部分を大学全体の予算に依存せざるを得ないが、前述のとおり運営委員会に予算の立案及び管理に関する権限が与されており、学納金及び人件費を含めて、可能な限り独立採算的な予算の策定及びその執行を目指すとともに、独自に合理的かつ実効的な財源の確保をめざしている。

資金の確保については、内部的競争資金や文科省を初めとする外部競争資金に積極的に応募し、多くの資金を獲得している。その他、国内外の企業や財団からの寄付に基づく寄付講座の開設や、「三田法曹会」や個人からの寄附金の受入れも積極的に行なっている。

また、「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」には当初より積極的に応募し、2017年度には130%の配分を受けるにいたっている。

教員個人のレベルでも、本研究科として、大学の競争的研究資金や奨学資金への応募等を奨励し、多くの資金を受け入れている。また、文科省・学術振興会等の科学研究費補助金や各種財団等の研究助成への応募等の外部資金獲得については、全学的な「研究支援センター」によって、サポートが行われている。

（根拠・参照資料）

- ・補助金採択状況（塾内、塾外）（2015年度）
- ・2015年度法務研究科寄附金受入れ状況

【事務組織】

7-6 事務組織の整備及び職員配置

事務組織の整備と適切な職員配置については、次のとおりである。本大学の事務組織は、キャンパス毎の地理的縦割りは生じるものの、基本的には、機能別に部・センター等の形で横割りに統合された全学事務組織であり、学部・大学院の各部局毎に独自の事務組織を持つものではない。

法科大学院もその例に漏れず、管理運営及び教育研究活動支援の為の特別な事務組織の整備・職員配置は、次の諸点に限られる。すなわち、①研究科委員長専任の秘書1名が配置されて、いわゆる学校行政に関する学事関係以外の事務処理を行なっていること、②「学生部学事グループ」（いわゆる教務課）に「法務研究科担当」が設けられ、直接窓口業務を行なう部分が法科大学院の入る校舎内に置かれ、4名の専任職員と1名の非常勤職員が配置されていること、③「メディアセンター」（いわゆる図書館）の分館が法科大学院の入る校舎内に置かれ、そこにレファレンス担当（教材作成等関連）を含めた職員数名が配置されていること、④教員室・教材作成室が法科大学院の入る校舎内に置かれ、そこに、職員3名と学生アルバイトとが配置されていること、⑤入学試験については、2014（平成26）年度より「入学センター」から「学生部法科大学院入試係」に業務が移管されたこと等である。

これらの特別な組織構成・職員配置以外は、他の部局と共通の事務組織で処理されるが、すべてが三田キャンパス内にあり、また、学内の通信システム・文書流通システムが良く整備されていることもあって、大きな不都合を生じることは多くはない。本研究科の為に特別に整備された組織や職員配置についても、同様である。

なお、現在では、2017（平成29）年度のLL.Mの開設を見込んで、法務研究科の事務職員を1名増加させ、英語対応に優れた人材を確保するなど、事務体制の強化を図っている。

（根拠・参照資料）

・慶應義塾組織図

7-7 事務組織と教学組織との有機的な連携

事務組織と教学組織との有機的な連携については、次のとおりである。新たな教育研究機能を担った法科大学院のために行なわれた事務組織における特別な配慮は、多くの場合、教学組織の機能の円滑化・容易化を目的とするものであって、その意味での連携は有機的且つ十分に図られている。逆方向での連携も、修了生に関する事務処理や入試事務処理等において近時には積極的に図られている。

（根拠・参照資料）

なし。

7-8 事務組織の企画・立案機能

事務組織の適切な企画・立案機能については、次のとおりである。すなわち、全学事務組織構造を採るため、各事務担当職員は本研究科関係事務だけを一貫して処理しているわけではなく、たとえば、同じ学生部の中においても他部局も担当した経験を有することもあるし、さらには、別の機能を有する事務部署に所属していたことも少なくない（将来的な可能性としても同様である）。その意味において、本学の事務組織の職員、特に、その管理職以上の職員は、全学的観点からの各部局の事務処理の在り方等についての積極的な企画・立案を行なう能力を有しているし、制度的にも、それは実行可能であり、事務組織からの助言・提案等は様々なところで活かされている。

(根拠・参照資料)

なし。

7-9 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組みについては、全学事務組織構造を採る為、事務組織改革も個々の職員能力の啓発・向上の為の取り組みも全学的な規模・システムとして行われている。

基本的には、定期的な人事異動により、専門的な能力・知識を高める一方で、それまでの経験を生かして、より多様で多角的な視野で業務に取り組むことができるようにしている。職場においては、OJTを基本としつつ、定期的に所属長と課員が面接を行なうことにより、業務内容・目標の確認をして、個々の能力の向上に努めている。また、職位別研修（全体研修）によって、それぞれの立場・役割を組織的に認識させている。

(根拠・参照資料)

なし。

[点検・評価（長所と問題点）]

【7-4】

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、学内の他学部・他研究科からの教員の転籍を行なう簡易な手続きが整備された点は、適切かつ迅速な人事を可能にする点で、長所と云うる。

(根拠・参照資料)

・研究者教員転籍人事手続内規

【7-5】

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、先述のとおり、
「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において連年高い評価が得られている点が
長所と云うる。

(根拠・参照資料)

- ・法科大学院の先進的取組～平成29年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム
審査結果～(平成28年12月26日文科科学省高等教育局専門教育課)

【7-6】

事務組織の整備と適切な職員配置については、学生数から考えられる事務処理量との比
較での職員数の不足が懸念されるが、現在、事務組織内部での支援体制の整備等の他、効
率化・合理化(たとえばインターネットを利用した教育支援システムの活用による手作業
の大幅な減少等)及びルーティン化(たとえば学生からの種々の相談及び対応、留学生受
け入れ作業等)に伴う相対的な事務量の減少には大きなものがあり、実質的な改善が図ら
れている。さらに、前記のとおり、事務職員の増員が行われた点も重要である。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾組織図

【7-7】

事務組織と教学組織との有機的な連携については、他部局の教務部門との連携は有機
的に行なわれているが、校舎や研究室の施設管理を担当する管財部というような事務組織
の間では教学組織との連携という意識は薄い恨みがあるととも、種々のサポートに迅
速性を欠く場合がある点が課題である。

[将来への取り組み・まとめ]

【7-1】

管理運営を行なう固有の組織体制の整備のうち、人事に関してはほぼ仕組みが整ったの
で、今後は、予算計画の策定における専任教員の積極的な関与のあり方の検討に取り組み
たい。

【7-2】

管理運営に関する規程等の整備については、一とおり規程が整備されてきたので、今後
は、各規程相互間の微調整を図りつつ、「法務研究科規約集」を編んで、「法務研究科」内
外に周知し、透明性を高めることが必要となる。

8 点検・評価、情報公開

[現状の説明]

【自己点検・評価】

8-1 自己点検・評価のための組織体制の整備及び自己点検・評価の実施

自己点検・評価のための組織体制の整備と適切な評価項目・確立された方法による自己

点検・評価については、本研究科では、2008（平成20）年1月に「自己点検・評価委員会」を設置し、その提案に基づき、「法務研究科 点検・評価規程」を審議し、同年3月に同規程を決定した。それに従い、「自己点検・評価委員会」は、2007（平成19）年度の諸活動に遡及して点検・評価を開始することとし、2008（平成20）年4月末の時点で最初の自己点検・評価報告書を取りまとめるに至った。

その後、自己点検・評価委員会では、2014（平成26）年度の自己点検・評価活動のひとつの柱として、大学基準協会の法科大学院基準を参照しつつ、当法科大学院としての自己点検・評価項目の案を作成し、これを研究科委員会に諮って決定した。以後は、この自己点検・評価項目に基づき、自己点検・評価委員会が点検・評価を行なうことになった。2015（平成27）年3月には、上記の新しい手法に基づく最初の自己点検・評価が取りまとめられた。

2014（平成26）年度の新しい自己点検・評価項目は、当時の大学基準協会の法科大学院基準の項目にしたがって設定したが、2016（平成28）年4月に、大学基準協会の法科大学院基準の改定が行われたことから、2017年度以降の自己点検・評価については、新しい基準を参照して項目を設置して行なう予定である。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科 点検・評価規程
- ・法科大学院点検・評価報告書 平成27年3月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）

8-2 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための仕組みの整備

自己点検・評価や認証評価の結果については、研究科委員会においてその結果を報告し、自己点検・評価報告書や改善報告書等の内容の周知を図っている。

また、これらの報告書に基づいて具体的な改善項目が判明したときは、法務研究科委員長の指示により、学習指導委員会、入試委員会など、問題項目を担当する委員会が、改善策の策定・実現を図る体制をとっている。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（15-05）報告事項「第4 認証評価における改善報告書の提出について」

- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（15－10）報告事項「第3 重要な変更に対する認証結果への付記事項（委員会案）について」
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（16－10）報告事項「第5 重要な変更に対する認証結果への付記事項（委員会案）について」
- ・ 法務研究科（法科大学院）研究科委員会議事録（14－7）議題「第9 学習指導委員会より ④成績評価基準の見直しについて」

8－3 認証評価機関等からの指摘事項への対応

認証評価機関等からの指摘事項への対応については、2012年度の大学基準協会による認証評価において、勧告1点、問題点8点の指摘を受けた。これらについては、2015年度に改善報告書を大学基準委員会に提出しており、その内容は、以下のとおりである。

勧告

| | |
|----------|--|
| 指摘事項（1） | 一部科目において定期試験の本試験・追試験の問題と再試験の問題とが酷似していることが認められる。また、一部科目においては、本試験と再試験を比較すると、問題量が減少し、かつ、内容的にも平易化しているところが認められ、本試験で不合格となった学生の救済手段となっている可能性を否定できない。さらに、一部科目においては、2011（平成23）年度再試験問題と2012（平成24）年度再試験問題とが、ほぼ同一であることが認められる。これらは、再試験の客観的かつ厳格な実施及びその評価という観点からは、重大な問題であると指摘せざるをえず、本試験・追試験・再試験の出題に関する基準・ガイドライン等を策定するとともに、それを適切に確認する体制の整備が求められる（評価の視点2－35）。 |
| 評価後の改善状況 | 2013（平成25）年8月23日の研究科委員会において、2014年度以降の再試験の実施は当面見合わせることにし、その旨を履修案内に明記することが決定された。2014（平成26）年度以降、再試は実施されていない。 |

問題点について

| | |
|----------|---|
| 指摘事項（2） | 展開・先端科目群に配置されている「家族法総合Ⅰ」及び「家族法総合Ⅱ」については、内容的に法律基本科目の範囲にとどまるものと判断されることから、科目群の性格に即した内容の科目となるよう、見直し・検討を行なうことが必要である（評価の視点2－1）。 |
| 評価後の改善状況 | 中長期将来構想委員会における検討を経て、「2年次・3年次における法律基本科目についても、特定の分野や特定のテーマを深める授業を設けることにより、基本や原理原則から考える力を養うことができるように、また研究者養成も視野に入れて、 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>6 単位を上限として、選択科目（上限を設けた選択的法律基本科目）の導入を検討することが考えられる」との提言がなされた（2013（平成 15）年 8 月 23 日）。この提言を受けて、2014 年度からカリキュラムの改訂がなされ、法律基本科目（選択）として、「基礎演習」、「法律基本選択科目Ⅰ」、「法律基本選択科目Ⅱ」、「法律基本科目テーマ演習」および「法律基本科目テーマ研究」が新設された。</p> <p>以上の改訂に伴い、旧来の「家族法総合Ⅰ」及び「家族法総合Ⅱ」は廃止され、2014 年度からは、「法律基本選択科目Ⅰ（家族法）」及び「法律基本科目テーマ演習（家族法）」が新設されている。「法律基本選択科目Ⅰ（家族法）」は、入学前に家族法を十分に学ぶ機会がなかった既修者コース入学者を対象とした科目であり、「法律基本科目テーマ演習（家族法）」は、家族法について一定の知識及び関心を持つ学生を対象として、理論面を中心に、特定の争点についてより深く考察する科目である。なお、実務的観点から家族に関わる問題を学ぶための展開・先端科目としての「家事事件実務」は存置している。</p> |
| <p>指摘事項（3）</p> | <p>基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群のなかに、1 授業当たりの学生数が 75 名を超えるような授業が散見される。こうした科目については経年的に学生が集中しており、複数クラスの設置や、両科目群への科目の新設による選択肢の増加などの対応をとり、人数教育が実施できるように配慮する必要がある（評価の視点 2-30）。</p> |
| <p>評価後の改善状況</p> | <p>2013（平成 25）年度からは、履修者を抽選によって制限し、かつ重要な科目については、複数クラスを設けるなどの対応をしている。その結果、2013 年度は 75 名を超える科目はゼロであった。特に、要件事実論総合Ⅰについては、実務基礎科目の延長線上にある展開・先端科目であることから、複数のクラスを設けることとした。</p> <p>2014（平成 26）年度についても徹底するよう努めたが、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱにおいて、75 名を超える事態となった。しかし、これはやむを得ない事情による一過性の現象と分析している。すなわち、司法試験科目として履修生の多かった労働法の専任教員が 2013（平成 25）年 3 月に辞任することとなり、その結果、学生の多くが労働法ではなく、知的財産法を選択し、知的財産法Ⅰおよび知的財産法Ⅱの履修希望者が急増することとなったものである。このような事態に対して、時間割上の制約もあって直ちに複数のクラスを設置することが難しいと</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>いう事情があり、また司法試験の選択科目であるから抽選によって履修者制限をすることにも問題であるので、緊急避難的措置として、2014年度のみは75名を超えてもやむを得ないと判断した。</p> <p>2015（平成27）年度は、前年度から補充した労働法の専任教員も広く周知され、労働法を選択する学生数が増えることが予想されるので、秋学期に開講予定の知的財産法Ⅰおよび知的財産法Ⅱに履修希望者が殺到し75名を超える事態は想定しにくい。仮にそのような事態が生じた場合には、適切な対応をしたいと考えている。</p> |
| 指摘事項（4） | 各授業科目における出席要件については、貴法科大学院における共通認識が形成されているとはいえないことから、共通認識を形成したうえで、適切な運用がなされることが望まれる（評価の視点2-33）。 |
| 評価後の改善状況 | 2014（平成26）年度から、「当該科目の授業につき、実施総回数の3分の1以上の講義に欠席したと当該担当教員により判断された場合」には、不合格とすることを、履修案内・シラバス等に明記し、厳格な運用を行なっている。 |
| 指摘事項（5） | 2011（平成23）年度においては、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の開設科目のうち、履修人数が10名以上で、かつ、相対評価のA評価が履修者全員という科目が16例も確認された。こうした状況は、厳格な成績評価の観点から問題といわざるをえず、改善が求められる（評価の視点2-34）。 |
| 評価後の改善状況 | 2015（平成27）年度から、成績評価の厳格化を実施するため、成績評価基準（相対評価）を原則として遵守しつつ、かつ「A」が上限（合格者の25%）を超えた場合には、授業担当者に採点のやり直しを求めることとした。ただし、留学生、法曹リカレント教育対象等は含まれない。なお、英語科目については、開設準備中の法務修士（LL.M.コース）における成績評価基準との整合性を図ることを視野に入れ、上記厳格化の適用を平成27年度は見送ることとした。 |
| 指摘事項（6） | 「既修者コース（2年制）」の入学志願者だけではなく、「未修者コース（3年制）」の入学志願者にも、出願に際して、公益財団法人日弁連法務研究財団が実施する「法学既修者試験」の成績の提出を認めている点は問題である。「未修者コース（3年制）」の入学志願者が「法学既修者試験」の成績を提出しても、それを合否判定に際して考慮することはないとのことであるが、提出を認めていること自体が、「未修者コース（3年制）」 |

| | |
|----------|--|
| | <p>に出願しようとする者に、提出すれば考慮されるのではないかという誤った期待を抱かせることになる。したがって、パンフレットや入試要項等において、「法学既修者試験」の成績は、「既修者コース（2年制）」の入学志願者に限って提出が認められる旨を明記することが望まれる（評価の視点4-2）。</p> |
| 評価後の改善状況 | <p>2014（平成26）年度から、入試要項の中で、法学未修者コースへの出願では法学既修者試験の成績の提出は認められない旨を明記することとした。</p> |
| 指摘事項（7） | <p>「実務等の経験を有する者」とは、『主婦／主夫』及び『生計に資する為に就労した経験のある者』を基本とする」とのことであるが、「生計に資する為」の就労の範囲や「基本とする」ということの意味が不明確である。この基準に基づいて「実務等の経験を有する者」であるか否かを判断した場合、たとえば、大学卒業後、定職に就かず、生活費の大部分を保護者からの仕送りに頼りつつ、その不足分をアルバイトで補いながら、法科大学院の入学選抜試験の受験準備を進めていた者も、「実務等の経験を有する者」と見なされかねない。そのような運用がなされないよう、基準のより一層の明確化が望まれる（評価の視点4-12）。</p> |
| 評価後の改善状況 | <p>2012（平成24）年度から、入学予定者に対して行なう社会人調査において、選択肢として、「法科大学院に入学後、企業等から派遣される者」、「法科大学院に入学後、企業等を退職する者」、「法科大学院入学後、企業等の職に就いている者」、「法科大学院入学のために企業等を退職する者」、「定年退職者」、「家事従事者」を挙げて、社会人の基準が明確になるようにしている。さらに、2014（平成26）年度入試から、志願者報告書の点数化において特に高い評価を与える者の一つのカテゴリとして、「特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者」を挙げている。これは単なる社会人の基準ではなく、慶應義塾大学法科大学院が求めている社会人像を提示したものである。</p> |
| 指摘事項（8） | <p>自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」組織が整備され、実施がなされていることが認められるものの、公表された点検・評価報告書からするならば、具体的かつ明確な点検・評価項目が設定されているとは認められない。したがって、今後は、あらかじめ点検・評価項目を設定したうえで、それに基づいて点検・評価を実施することが望まれる（評価の視点9-1）</p> |

| | |
|----------|--|
| | 1)。 |
| 評価後の改善状況 | 2015（平成 27 年）度中に、大学基準協会の認証評価項目に対応する形で自己点検・評価報告書を作成し、公表をするべく、鋭意、準備を進めているところであるが、この度、パブリック・コメントに付されたとおり、法科大学院基準の改訂が進行中であるから、新基準の成立を待って、それに対応する形で作成し直して、年度内の公表をめざしたい。 |
| 指摘事項（9） | 学内外からの要請による情報公開のための規程が定められていないことから、規程の整備が望まれる（評価の視点 10-2）。 |
| 評価後の改善状況 | 情報公開のためのルールの方針策定に向けて、学校法人とも協議をしつつ、今後の方針を検討したい。 |

これらの指摘事項のうち、(2)(4)(6)(7)については、「改善報告書検討結果」において「改善が適切になされていると認められる」と評価されており、その後も本研究科においては、提出した改善報告書の状況が維持されている。

その他の項目について現状を略説すると、まず、(1)については、再試験は停止された後、平成 29 年度からは、学則上、廃止する予定である。

(3)については、2016 年度における 1 科目の最大履修者数は 73 名（春学期「開発法学」）であり、最大 75 名の定員の管理には、かろうじて成功している。

(5)については、2014 年 10 月 20 日に「法務研究科正規生の成績評価の取扱いについて」を研究科委員会で決定し、その遵守を徹底したため、2015 年度、および、2016 年度において「A」評価が 25%（ただし、同取扱いにより、小数点以下は切り上げる）を超えた科目は 1 科目も存在しない。

(8)については、大学基準協会の法科大学院基準を参照しつつ、自己点検・評価項目を決定し、2015（平成 27）年 3 月に「法科大学院点検・評価報告書」を本研究科サイトにて公表した。

(9)については、学校法人との協議が滞っており、遺憾ながら進展のない状況である。

（根拠・参照資料）

- ・法科大学院点検・評価報告書 平成 27 年 3 月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）
- ・慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針（案）
- ・改善報告書検討結果（慶應義塾大学法科大学院）

【情報公開・説明責任】

8-4 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

組織運営と諸活動の状況に関する情報公開については、次のとおりである。本研究科の組織・運営と活動状況については、本研究科のサイト (<http://www.ls.keio.ac.jp/>) で明らかにしている。また、大学案内として、毎年、「パンフレット」(法科大学院案内)を作成し、受験生あるいはその他の希望者に配布している。

上記のサイトでは、本研究科の「概要」、「入学者選考」、「授業関連」「教員照会」「学生生活」「修了生の方へ」の基本的な6分野の情報と、法曹リカレント教育や修了生の活躍など、発展的な内容の情報を入手することができる。

「概要」においては、「教育目的／3つのポリシー／基本概要」「学費／奨学金」「施設／設備」とパンフレットや自己点検評価報告書、および、法科大学院認証評価結果(2012年度)についての情報が掲載されている。

「入学者選考」においては、「入学者選考の狙い」「募集人員」「出願資格」「出願書類」「選考方法」「入試スケジュール」と過去の試験問題(ただし、小論文試験に関しては、著作権の都合上、過去3年分)の情報と、「入学試験結果について」の情報が掲載されている。

「授業関連」においては、「カリキュラム」の全体像、「必修科目」「選択科目」「ワークショッププログラム／フォーラムプログラム」「エクスターンシップ」についての情報が掲載されており、履修案内、時間割、講義要項を閲覧することもできる。

「教員紹介」では専任教員全員の氏名・役職・担当科目のほか人物写真や略歴が掲載されている。非常勤教員の場合も全員の氏名及び担当科目が掲載されている。

「学生生活」では、各年度分の講義要項と履修案内、各種申請書・証明書・進路や就職、学生相談室などに関する情報が掲載されている。

最後に、「修了生の方へ」においては、修了生向けのセミナーや司法試験結果に関する分析など、多彩な情報を得ることができる。

「パンフレット」では、上記のサイトに掲載されているような諸情報のほか、在学生や教員、「三田法曹会」OBらの体験談や人物写真などが多数盛り込まれ、本研究科の修学環境がより分かりやすく紹介されている(上記のとおり、「概要」のページからこのパンフレットを閲読することも可能である)。

このように、本研究科の組織運営と諸活動の状況については、Webサイトとパンフレットにより、十分な情報が誰でも容易に入手できる形で公開されている。

(根拠・参照資料)

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト (<http://www.ls.keio.ac.jp/>)
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017

8-5 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、入試関係あるいは入学希望者による問い合わせが主であるが、この点については、入試委員会や学生部等が適宜、対応を行なってきた。今日に至るまで、個々の案件ごとの対応で十分であった

ので、学内外からの要請による情報公開のための正式な規程の制定は検討されていない。慶應義塾の情報公開については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」に基づき慶應義塾サイトにて教育研究活動等の情報の公表しており、本研究科のサイトでもそれに準じて情報を公開している。学内外からの要請は、特に入試関係あるいは入学希望者による問い合わせが主であるが、この点については、入試委員会や学生部等が適宜、対応を行なっている。

（根拠・参照資料）

・慶應義塾サイト「慶應義塾の情報公開」（<https://www.keio.ac.jp/ja/about/learn-more/data/>）

8-6 自己点検・評価の結果の公表

自己点検・評価の結果の公表については、同報告書を、サイトに公表している。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト（<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>）
- ・慶應義塾大学サイト「慶應義塾の情報公開」（<https://www.keio.ac.jp/ja/about/learn-more/data/>）

8-7 認証評価結果の公表

認証評価結果の公表については、同報告書を、サイトに公表している。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト（<http://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>）
- ・慶應義塾大学サイト「慶應義塾の情報公開」（<https://www.keio.ac.jp/ja/about/learn-more/data/>）

【点検・評価（長所と問題点）】

【8-4】

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、現在の本研究科のサイト、および、パンフレットによる情報発信は充実しており、長所と考えられる。

（根拠・参照資料）

- ・慶應義塾大学法科大学院サイト（<http://www.ls.keio.ac.jp/>）
- ・慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017

【8-5】

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、慶應義塾大学あるいは学校法人慶應義塾全体の制度として行なうのが適切だと思われる点もあることから、大学全体と調整を図りつつ、検討を進めることが課題となる。

(根拠・参照資料)

・慶應義塾サイト「慶應義塾の情報公開」(<https://www.keio.ac.jp/ja/about/learn-more/data/>)

【将来への取組み・まとめ】

【8-1】、【8-6】

自己点検・評価については、自己点検・評価報告書が大学基準協会の法科大学院基準に準じた項目によって作成されるようになったことにより、PDCAサイクルの「C」までは確立された。今後は、それに続く「act」の部分の整備に取り組む必要がある。

【8-5】

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、慶應義塾大学全体、あるいは、学校法人慶應義塾全体の制度として行なうのが適切だと思われる点もあるが、大学あるいは学校法人との協議に進展がないことから、本研究科独自の制度としてどのような制度を考えることができるかを検討すべき段階にいたっていると認識している。

9 特色ある取り組み

[現状の説明]

【特色ある取り組み】

9-1 特色ある教育研究活動の実施

理念・目的及び教育目標の達成のための、教育課程における特色ある取り組みについて

は、以下のとおりである。

本研究科においては、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うとともに、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指されている。

その理念・目的及び教育目標を達成するための特色ある取り組みとして、まずは「実務との架橋を強く意識した法理論教育」を意識した取り組みを挙げることができよう。すなわち、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、法実務との架橋を強く意識した教育が行われている。「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」、「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」、「刑事訴訟法総合」、「刑事法総合Ⅰ」、「刑事法総合Ⅱ」など法律基本科目中の多くの科目において、研究者教員と実務家教員が分担して科目を担当し、授業内容はもちろん、教材開発、授業実施方法について事前に十分な協議をなし、実務家の視点と研究者の視点の融合を踏まえた共同責任体制のもとに授業を展開している。選択科目についても、多くの「ワークショップ・プログラム」にみられるように、実務家教員と研究者教員の共同担当が実施されている。このように、本研究科においては、基礎的な科目から発展的な科目に至るまで、理論と実務の架橋を常に強く意識した教育が行われている点を、もっとも特色ある取り組みとして挙げることができよう。

次いで、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念の実現における特徴ある取り組みである。まずは、きわめて多彩かつ豊富でありかつバランスの取れた「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「フォーラム・プログラム」、「テーマ演習」、「テーマ研究」を含む100科目以上の展開・先端科目が開設されている点を挙げることができよう。

なお、2016（平成28）年度 法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム審査において、「法曹のグローバルプレーヤー化を促進する取組」について「特に優れた取組」、「社会人・純粋未修者のためのじっくり学ぶコース（秋開始3.5年）」「法曹リカレント教育を通じた専門法曹の養成と専門性の高い法曹継続教育の実施」「フォーラム・プログラムを通じた修了生の職域拡大を目指した教育の実施」、および、「特に優秀な法学研究者等を養成する取組」について「優れた取組」の認定を受けたことは、本研究科が「国際性、学際性、先端性」を実現すべく、教育課程において特色ある取り組みを実施していることに対する社会的評価を示しているものと考えられる。

（根拠・参考資料）

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 年度版 (pp. 3-15)
- ・ 平成 28 年度 法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果 (平成 27 年 12 月 25 日 文部科学省 高等教育局 専門教育課) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/01/28/1365623_10.pdf

教育内容及び方法に関する特色ある取組みとしては、教育方法に関する特色ある取組としては、1) BP・WP からなる先端・実務的ワークショップ・プログラムの実施・展開、2) 民法必修科目等における研究者教員と実務家教員の共同担当制、3) 多様なゲスト・スピーカーの招聘、4) 米国法を中心とした国際的な法曹基礎及び実務科目の英語による講義実施、5) より広範な領域・科目を提供する為の早稲田大学及び一橋大学との単位互換制度の実施、6) 海外の協定校からの教員派遣に基づく英語による講義実施 (フランス・シヤンスポ法科大学院)、7) 卒業生を、司法試験受験後合格発表前の期間 (ギャップターム) に海外協定校に留学派遣する制度等々がある。

なお、2015 (平成 27) 年度からは、主として社会人・純粋未修者を対象に、入学試験 (8 月) 合格直後の秋学期から、6 時限又は土曜に開講される最も基礎的な少数科目を科目等履修生として履修し、翌年春学期に入学の際に単位認定する制度を導入している。社会人等が、仕事を辞めることなく、法学学修に関する自己の適性を見極めることができるようにし、また、純粋未修者一般が、基礎的な科目を通常よりもじっくりと学べるようにすることを目的とした取組みである (2-42 に記載の (2) 社会人・純粋未修者のためのじっくり学ぶコース (秋開始 3.5 年) (未修者教育・優れた取組を参照)。また、入学試験合格直後の秋学期からの入学の仕組みを用いて、在学期間のうち 1 年又は半年を海外協定校への留学に充てる制度を導入している。これはグローバル化に対応した法曹を養成する取組みの一環である。

(根拠・参照資料)

- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット 2017 (p. 3-15, 28-29, 31)

理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するための教員組織に関する特色ある取組みについては、法律基本科目、法律実務基礎科目等、複数のクラスで同一内容の授業を行なう科目については、頻繁に教員間の事前・事後の打ち合わせが行われ、理念・目的ならびに教育目標を達成するため、またカリキュラムに即した教育を実現するための試行錯誤が繰り返されている。

(根拠・参考資料)

- ・ カリキュラム検討委員会活動報告 (2013年10月～2014年9月)
- ・ カリキュラム検討委員会活動報告 (2014年10月～2015年9月)

学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、2016 (平成 28) 年度は 4 月、6 月、および 10 月に行なわれた法科大学院説明会が重要である。これは、学内学生に対してはもとより、広く学外にも門戸を開放して、本研究科の体制・組織、カリキュ

ラムと勉学環境、入学試験情報を広く周知することで、幅広い志願者に法科大学院の魅力伝えて、学生の受け入れにつなげる趣旨で開催されている、

また、法科大学院協会が主催した「今、なぜロースクールで学ぶのか ☆列島縦断リレー☆法科大学院がわかる会 2015」(2015(平成27)年10月24日に中央大学で開催)に際して、慶應義塾大学法科大学院の特設ブースを設けて、広く広報活動を行なっている。

こうした広報活動により本研究科の魅力を大きくアピールすることを通じて、幅広く志願者を確保したうえで、公正な選抜方法によって多様な学生の受け入れを達成しようとするものである。

(根拠・参照資料)

- ・ 法科大学院説明会のお知らせ【三田・大阪(同時中継)】(<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushiinfo/2016/-2017-20172-1.html>)
- ・ 【10/1】法務研究科法務専攻説明会のお知らせ【三田・大阪(同時中継)】 (<http://www.ls.keio.ac.jp/nyushiinfo/2016/101.html>)

学生生活の支援に関する特色ある取組みとしては、第一に、「クラス担任」制、「オフィス・アワー」の設置、「学生相談室」の設置などを通じて、教員が学生一人ひとりと接することができる機会を可能な限り多く設け、個々の学生の個性や環境やニーズに対応したきめ細かな助言、相談などの支援ができるように配慮している。第二に、多分野にわたる「ワークショップ・プログラム」および「フォーラム・プログラム」の開設、「エクスターンシップ」先の開拓、「三田法曹会」との連携などを通じて、学生が実務の世界に触れることができる機会を可能な限り多く提供することにより、幅広い視野に立って将来の進路選択ができるように努めている。

(根拠・参照資料)

- ・ 大学院履修案内平成28年度(2016年度)慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)(p.8-9、12-14、18-19)
- ・ 慶應義塾大学法科大学院パンフレット2017(p.24-27)

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組みについては、ITCやメディアセンターを中心として全学的に展開されているWEBベースの情報イントラ(教科書リザーブ・システムを含む)、インターネットサービスを利用した事務処理の積極的なアウト・ソーシング(授業担当者によるネット上でのシラバスの作成、採点票の提出、教材の配布、事務連絡のポスティング、授業評価アンケートのネット上での実施・集計等々)に加え、法務研究科のみのためのメニューを充実させていることも、事務組織本来の機能の充実を図り、かつ、コストも削減する方策として特色あるものといえる。

(根拠・参照資料)

- ・ Keio.jp トップページのカテゴリ

- ・慶應義塾大学教育支援システム 法務研究科専用メニュー

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取組みとして
は、サイト及び法科大学院パンフレットの充実を中心とした活動が挙げられる。

(根拠・参照資料)

- ・本研究科サイト
- ・大学院パンフレット(2017)

[点検・評価(長所と問題点)]

教育内容及び方法に関する特色ある取組みとしては、いっそうの国際化の実現にむけて
2017(平成29)年4月に「グローバル法務専攻」を開設予定である(現在の「法務専攻」
の専攻名を「法曹養成専攻」に変更)点が長所として挙げられる。

(根拠・参照資料)

- ・平成28年度 法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果(平成27年
12月25日 文部科学省 高等教育局 専門教育課) http://www.mext.go.jp/a_menu/ko-utou/senmonshoku/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/01/28/1365623_10.pdf
- ・Keio University Law School, LL.M in Global Legal Practice (LL.M リーフレット)

施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、飲食関係の設備が不十分との指摘
もあり、南館内に自動販売機を設置したが、学生の需要を満たすには十分と言えない。
ただし、実際問題として、南館にいる数百名程度の学生数を対象として軽食店ないし食堂
の経営が成り立つかという問題もあり、昼間はキャンパス内の学生食堂が利用できるが、
夕方以降はどうしても学外の食堂を利用せざるを得ないで点に課題が残る。

[将来への取組み・まとめ]

教育内容及び方法に関する特色ある取組みについては、国際化の面で、2017(平成
29)年4月に開設予定の「グローバル法務専攻」との相乗効果を高める取組を推進する必
要がある。次いで、他大学との連携については、現在は早稲田大学と一橋大学との間での
み単位互換制度が存在するが、早稲田大学については参加者を各科目3名までに制限して
いること、一橋大学とは全学的な制度であるが、本研究科学生にとっては学事日程および
時間割上一橋大学の授業を履修することが不可能であることもあって、これまでのところ
双方の法科大学院の授業科目を大幅に補完し強化する制度になっているとは評価しがた
い。しかし、時間割の設定等を含め、相互連携を強化した運用方法を工夫することによ
り、将来的には参加者が増える可能性もあり、今後さらに改善を検討すべき注目される制

度である。また、2015（平成27）年からは、東京弁護士会の協力を得て、中央大学とリーガル・クリニックを共同で実施している。さらに2017（平成29）年3月に発足した「L7」の枠組みによる、上記大学以外の大学との連携についても、前向きに取り組む必要がある。

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、在学生・修了生・司法修習生・法曹となった者をうまく連動させる形で学生の支援に結びつける方策の検討に取り組む必要がある。

終章

本法務研究科は、2017（平成 29）年 3 月で開設から干支の一回りである 12 年を終え、二回り目の 12 年を迎えることになる。この間、法科大学院を中心とする法曹養成制度に対して厳しい社会的な批判がなされる中、本研究科はこれまで着実に当初予定された法科大学院としての責務を果たしてきたと自負している。また、2016（平成 28）年度には、本研究科の様々な新たな取り組みが、文部科学省の加算プログラムとして高い評価を得ることができた。さらに、2017（平成 29）年 4 月からは、新たな専門職大学院として「グローバル法務専攻」を併設し、法科大学院については、専攻名を「法曹養成専攻」と改めて、「グローバル法務専攻」との連携を図りつつ、相乗効果で多様な法曹の養成を開始する。当面は試行錯誤が続くが、一層、改革を進めて、21 世紀社会を先導する法科大学院としての社会的責務を果たして行きたいと考えている。